志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事

意匠図			電気設備図			機械設備図		
Ａ－００	図面リスト							
Ａ－０１	建築改修工事特記仕様書　1/6		Ｅ－０１	電気設備工事特記仕様書　1/2		Ｍ－０１	機械設備工事特記仕様書　１	
Ａ－０２	建築改修工事特記仕様書　2/6		Ｅ－０２	電気設備工事特記仕様書　2/2		Ｍ－０２	機械設備工事特記仕様書　２	
Ａ－０３	建築改修工事特記仕様書　3/6		Ｅ－０３	電灯コンセント設備１階平面詳細図	1/50	Ｍ－０３	空調・換気機器表	1/50
Ａ－０４	建築改修工事特記仕様書　4/6		Ｅ－０４	電灯コンセント設備２階平面詳細図	1/50	Ｍ－０４	空調設備　１階平面詳細図	1/50
Ａ－０５	建築改修工事特記仕様書　5/6		Ｅ－０５	弱電設備１階平面詳細図	1/150	Ｍ－０５	空調設備　２階平面詳細図	1/50
Ａ－０６	建築改修工事特記仕様書　6/6		Ｅ－０６	弱電設備２階平面詳細図	1/150	Ｍ－０６	換気設備　１階平面詳細図	1/50
Ａ－０７	施工条件特記仕様書		Ｅ－０７	火災報知設備１階平面図	1/150	Ｍ－０７	換気設備　２階平面詳細図	1/50
Ａ－０８	配置図・案内図	1/200	Ｅ－０８	火災報知設備２階平面図	1/150	Ｍ－０８	換気設備　１階平面図	1/150
Ａ－０９	仕上表		Ｅ－０９	電灯設備１、２階平面図（撤去・新設）	1/150	Ｍ－０９	機械設備１，２階平面図（撤去）	1/150
Ａ－１０	１階平面図	1/150	Ｅ－１０	弱電・火災報知設備１・２階平面図（撤去）	1/150			
Ａ－１１	２階平面図	1/150	Ｅ－１１	火災報知設備１階平面図（天井裏）	1/150			
Ａ－１２	１階平面詳細図	1/50	Ｅ－１２	火災報知設備２階平面図（天井裏）	1/150			
Ａ－１３	２階平面詳細図	1/50						
Ａ－１４	断面詳細図	1/50						
Ａ－１５	オーバースライダー改修図	1/50						
Ａ－１６	１階展開図	1/50						
Ａ－１７	２階展開図	1/50						
Ａ－１８	１階天井伏図	1/150						
Ａ－１９	２階天井伏図	1/150						
Ａ－２０	改修　建具表	1/50　1/100						
Ａ－２１	仮設計画図（配置図・案内図）	1/200						

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	図面リスト					STP	一級建築士事務所　〒427-0045　島田市向島町2924-1 TEL　0547-36-6147 FAX　0547-37-8150	一級建築士事務所登録 第4179号 一級建築士登録　第156057号 酒井　勝	Ａ－00

建築改修工事特記仕様書

第１　工事概要

1 工事名称　志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事
2 工事場所　藤枝市　田沼三丁目　地内
3 敷地面積　1,096.6 ㎡
4 都市計画　○ 都市計画区域内　・ 準都市計画区域内　・ 都市計画区域外
・ 線引　（○ 市街化区域　・ 市街化調整区域　）　・ 非線引
5 用途地域　・ 第2種住居地域
6 防火地域　・ 防火地域　・ 準防火地域　○ 指定なし
7 その他の地域・地区　○ 風力係数算定のための地表面粗度区分　（・ Ⅱ　○ Ⅲ）
○ 風圧力算定のための基準速度　Voｍ＝　32　m/s
・ 積雪荷重　H12建設省告示1455号における区域　別表（※ 24　・　）
・ 騒音規制法に基づく指定区域　（・ １種　・ ２種　・ ３種　・ ４種）

8 建物概要

建物名称	構造・階数	工事種別	建築面積㎡	延べ面積㎡	建設年度	備考
藤枝消防南分署	S造　2階	内装改修工事		783.66	昭和59年	

9 工事内容
・ 仮眠室個室化工事
・ ｵｰﾊﾞｰｽﾃｨﾀﾞｰ設置工事

第２　仕様

1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)によるほか、下記仕様書のうち、○印を付いたものを適用する。
・ 土木工事共通仕様書
○ 建築工事標準図(令和４年版)（以下「標準詳細図」という。）
○ 建築物解体工事共通仕様書(令和４年版)
○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和４年版(以下「標準仕様書」という。)
○ 営繕工事写真撮影要領(令和３年版)、工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版)

2 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　　）図による。
3 設計図の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1)質問回答書((2)から(5)までに対するもの)　(2)現場説明書　(3)特記仕様書
(4)別冊の図面　(5)標準仕様書・改修標準仕様書
4 本特記仕様書の表記
(1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用とし、適用範囲は図示とする。
(3)特記事項に記載の(　.　.　)及び[　.　.　]内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」の　当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4)受注者は南海トラフ地震に関連する情報（地震）が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
上記事実が発生した場合は、静岡県建設工事請負契約約款第26条(臨機の措置)の規定による。
(5)[G] 印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の公共工事に関わる特定調達品目を示す。
(6)標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令(条例を含む)の改正等により抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)の規定を優先する。

第３　電子納品等

1 納品の仕様等は「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」による。
2 貸与する設計図CADﾃﾞｰﾀの有無　※ 有り　・ 無し
3 貸与するCADﾃﾞｰﾀの使用範囲
当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

１章　各章共通事項

○ 1　工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）への登録　(1.1.4)
受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）に登録する。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。

○ 2　工事の一時中止　(1.1.9)
藤枝市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

○ 3　総合施工計画書　(1.2.2)
総合施工計画書(総合仮設計画を含む)を提出すること

4 各工事の施工計画
○ 仮設工事　・ 防水改修工事　・ 外壁改修工事　○ 建具改修工事
○ 内装改修工事　・ 塗装改修工事　・ 耐震改修工事
・ 吹付ｱｽﾍﾞｽﾄの除去及び封じ込め工事　○ 解体工事

○ 5　施工条件　(1.3.5)
工事用車両の駐車場所　・ 図示
資機材置場　・ 図示

6 ｼｰﾘﾝｸﾞ材の調査及び撤去
・ 第一次判定(ｼｰﾘﾝｸﾞ材種の判定)
日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞを送付し、材種の判定を行う。
判定結果については、監督職員に速やかに報告する。
ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所　※ 監督職員との協議による　・ 図示
採取箇所数　※ 監督職員との協議による　・　　箇所
採取方法は「PCB含有判定ｼｰﾘﾝｸﾞ材ｻﾝﾌﾟﾙ採取ﾏﾆｭｱﾙ(日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会)」を参考にすること。

・ 第二次判定　（・ PCB含有量の判定　・ ｱｽﾍﾞｽﾄ含有量判定　）
専門分析機関に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾙを送付し、含有量の分析を行う。なお、分析ｻﾝﾌﾟﾙの四周は除去し、採取部の内部(大気にさらされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。
ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所　（　　）　採取箇所数　（　　）

撤去方法
・ 「標準施工要領書(日本ｼｰﾘﾝｸﾞ工事業協同組合連合会/日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会)」による。
・ 石綿含有成形板の除去に準じる
撤去範囲　※ 図示　・

○ 7　発生材の処理等　(1.3.12)
次の物品は、PCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。
・ 昭和47年以前の建築物：ﾎﾞﾃﾙﾌｧｲﾄﾞｼｰﾘﾝｸﾞ

・ 引渡しを要するもの　（・ 金属類　・ PCB含有物　・　・　）
○ 特別管理産業廃棄物　○ 廃石綿　・ 鉛含有物　・　・　）
・ 現場において再利用を図るもの　（・　）
○ せっこうｾﾞｰﾄﾞ
ⅰ）廃せっこうﾎﾞｰﾄﾞの裏面の表示を確認し、石綿、ヒ素、ｶﾄﾞﾐｳﾑを含有するか又は、含有していないことが確認できない場合は、各製造工場に問合せの上、適切に処理する。
ⅱ）石綿含有せっこうﾎﾞｰﾄﾞ　9章による
○ その他の含有物質　（塩ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ・床ｼｰﾄ）　搬出先　（　　）
・ 特殊な建設副産物　・ ﾌﾛﾝ　・ ﾊﾛﾝ　・ 六ﾌｯ化硫黄(SF6)ｶﾞｽ　・ PFOS(ﾍﾟﾙﾌﾙｵｸﾃﾝ　・ ｲｵﾝ化式感知器
位置　（※ 図示　・　）

○ 8　産業廃棄物管理票
(財)日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ（http://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰの登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。これにより難い場合は監督職員と協議する。

○ 9　建設副産物情報交換システム
本工事の情報を「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ（COBRIS）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにﾃﾞｰﾀ入力を行う。また、同ｼｽﾃﾑにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

10 特定建設資材の再資源化等
本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。
ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議する。
また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。

・ 分別解体の方法

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
新営、増築、改ｇ	(1)造成等、基礎ぐい	左記の工事	※ 手作業　・ 手作業・機械作業の併用
	(2)基礎		※ 手作業　・ 手作業・機械作業の併用
	(3)上部構造部分・外装		※ 手作業　・ 手作業・機械作業の併用
	(4)屋根		※ 手作業　・ 手作業・機械作業の併用
	(5)建築設備・内装等		※ 手作業　・ 手作業・機械作業の併用
	(6)その他（　　）		※ 手作業　・ 手作業・機械作業の併用

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
解体工事	(1)建築設備、内装材等	左記の取り外し	手作業
	(2)屋根ふき材		手作業
	(3)外装材、上部構造部分	左記の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	(4)基礎、基礎ぐい		手作業・機械作業の併用
	(5)その他（　　）		手作業・機械作業の併用

・ 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
・ｺﾝｸﾘｰﾄ		
・鉄及びｺﾝｸﾘｰﾄから成る建設資材		
・ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ		
・建設発生木材		

通知に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

○ 11　環境への配慮　(1.4.1)
(1)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に所要の品質及び性能を有すると共に、次のアからエを満たすものとする。
ア　合板、木質系ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ﾕﾘｱ樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、ｱﾃﾞﾄﾞｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
イ　接着剤及び塗料は、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ及びｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝの含有量が少ない材料を使用する。
ウ　接着剤は、可塑性(ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｰﾉﾆｰﾙ ﾁﾙ及びﾘﾝﾀﾙ酸ｼﾞｰ2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
エ　アの材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄﾞｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
(2)設計図書に規定する「ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次のアヌはイに該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次のウヌはエに該当する材料を指す。
ア　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料以外の材料
イ　建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
ウ　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料
エ　建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○ 12　材料の品質等　(1.4.2)
(1)　本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
(2)　備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
(3)　標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
(4)　本工事に使用する材料のうち(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し等)を監督職員に提出して承諾を受ける、ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
○ (5)　製造業者等に関する資料の提出を求める材料
・ 鉄骨柱下無収縮ﾓﾙﾀﾙ　・ 無収縮ｸﾞﾗｳﾄ材　・ 乾式保護材(防水立上り部)
・ 既調合ﾓﾙﾀﾙ(ﾀｲﾙ工事用)　・ 既調合目地材　・ ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ　・ 吸水調整材
・ 錠前類　・ ｸﾛｰｻﾞｰ類　・ 自動扉機構　○ 自閉式上吊り引き戸機構(手動開き式)
・ 重量ｼｬｯﾀｰ　・ 軽量ｼｬｯﾀｰ　○ ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ　・ 防水剤
・ 現場発泡断熱材(特定ﾌﾛﾝによるものを除く)　・ ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ　・ 可動間仕切り
・ 移動間仕切り　・ ﾄﾚﾙﾌﾟｰｽ　・ 煙突用成形ﾗｲﾆﾝｸﾞ材　○ 天井点検口　・ 床点検口
・ ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　・ 屋上緑化用ｼｽﾃﾑ　・ ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄ　・ ｴﾎﾟｷｼ樹脂
・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ　・ 鋳鉄製ふた

○ 13　材料の検査等
現場に搬入したすべての材料について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、下表に掲げ材料については監督職員の検査を受ける。
なお、監督職員の検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は以後原則として抽出検査とする。
また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。

材料名称

仮設工事
・
・
土工事
※ 埋め戻し、盛土材
・
・
地業工事
・ 砕石
※ 杭
・ 杭施工混和材
・ 溶接材料
・ 杭頭補強筋
・ 地盤改良材
・
・
鉄筋工事
※ 鉄筋
・ 溶接金網
・ ｽﾀｰﾌﾟ補強筋(既製品)
・
・
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
・ 型枠
・ 特殊型枠(ﾌﾗｯﾄﾃﾞｯｷ他)
※ ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ ｾﾒﾝﾄ
・ 骨材
・ 水
・ 混和材
・
・
鉄骨工事
※ 鋼材
・ 高力ﾎﾞﾙﾄ、普通ﾎﾞﾙﾄ
・ ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
・ ｽﾀｯﾄﾞ
・ ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ
・ 溶接材料
・ 耐火被覆材
・ 溶融亜鉛めっき
・
・
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ他工事
・ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ
・ ALCﾊﾟﾈﾙ
・ 押出成形ｾﾒﾝﾄ板
・
・
・

防水工事
・ 防水材
・ 断熱材、接着剤
・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材
・
・
石、ﾀｲﾙ工事
・ 石材
・ 取付金物
・ ﾀｲﾙ
・ ﾀｲﾙ張付け用材料
・
・
木工事
・ 木材
・ 集成材
・
・
屋根、とい工事
・ 長尺金属板
・ 折板
・ 粘土瓦
・ とい
・
・
金属工事
・ 金属製品
・ 軽量鉄骨天井下地
・ 軽量鉄骨壁下地
・ あと施工ｱﾝｶｰ
・
・
左官工事
・ ﾓﾙﾀﾙ
・ ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ材
・ 仕上塗材
・ ﾛｯｸｳｰﾙ
・
・
建具工事
○ ｱﾙﾐ製、鋼製建具
・ 木製建具
・ 建具用金物
・ ｶﾞﾗｽ
・ ｼｬｯﾀｰ
○ ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ
・
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事
・
・

塗装工事
・ 塗料
・
・
内装工事
○ ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ
・ ｶｰﾍﾟｯﾄ
・ 合成樹脂塗床材
・ ﾌｫｰﾗﾝﾄﾞ
・ 畳
○ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ
○ 壁紙
・ 断熱、防露材
・
・
ﾕﾆｯﾄ、その他工事
・ ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ
・ 可動間仕切
・ ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ
・
・
排水工事
・ 排水管
・ 排水桝
・
・
舗装工事
・ 路床
・ 路盤材
・ ｱｽﾌｧﾙﾄ
・ ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ ﾌﾞﾛｯｸ系舗装材
・
・
植栽工事
・ 樹木
・ 芝、吹付けは種、地被類
・ 支柱材
・ 肥料、土壌改良剤
・
・

監督職員の検査を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定めるJIS又はJASのﾏｰｸ表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督職員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

14 調査のための破壊部分の補修
補修方法　※ 現状復旧　・ 図示

○ 15　石綿含有建材の調査　(1.5.1)
受注者は石綿含有建材の事前調査を行う。なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるもの及び建築物の解体工事で解体部分の床面積が80㎡以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告ｼｽﾃﾑ」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。
※石綿事前調査結果報告ｼｽﾃﾑには「gBizID(https://gbiz-id.go.jp)」への登録が必要となる。

調査範囲　※ 図示　・
既存の設計図書　・ 有　・ 無
石綿含有建材の調査報告書の貸与　・ 有　・ 無
調査方法　・ 定性分析　・ 定量分析
分析による石綿含有建材の調査
分析対象：ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ、ｱﾓｻｲﾄ、ｱﾝﾄﾌｪﾉﾗｲﾄ、ｸﾘｿﾀｲﾙ、ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ、ﾄﾚﾓﾗｲﾄ
分析方法(ｻﾝﾌﾟﾙ数：3ｻﾝﾌﾟﾙ/箇所)

材料名	定性分析(JISA1481-2)	定量分析(JISA1481-3)
	・（　箇所数　：　）	・（　箇所数　：　）
	・（　箇所数　：　）	・（　箇所数　：　）
	・（　箇所数　：　）	・（　箇所数　：　）
	・（　箇所数　：　）	・（　箇所数　：　）

採取箇所　・ 図示　・

16 地場産品
静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき地場産品の使用促進を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。
「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。
「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。
「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

○ 17　技能士　(1.7.2)
一級技能士又は単一等級の資格者を有する者の配置を適用する作業種別

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・ とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	型枠施工	・ 型枠工事作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・ ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ、ALCﾊﾟﾈﾙ、押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ﾌﾞﾛｯｸ建築	・ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業
	ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工	・ ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	防水施工	・ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業
		・ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
		・ ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
		・ 合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業
		・ 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業
		・ ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業
		・ ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業
		・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾄｰﾁ工法防水工事作業
		・ FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・ 石張り作業
ﾀｲﾙ工事	ﾀｲﾙ張り	・ ﾀｲﾙ張り作業
木工事	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業
	ｽﾚｰﾄ施工	・ ｽﾚｰﾄ工事作業
金属工事	内装仕上施工	○ 鋼製下地工事作業
	建築板金	・ 内外装板金作業
左官工事	左官	・ 左官作業
建具工事	ｻｯｼ施工	・ ｱﾙﾐ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ ｶﾞﾗｽ工事作業
	自動ﾄﾞｱ施工	・ 自動ﾄﾞｱ施工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工	・ 金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業
	ｻｯｼ施工	・ ｱﾙﾐ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業
		・ ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業
		○ ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業
	表装	・ 壁装作業
排水工事	配管	・ 建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・ 溶解ｾｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業
		・ 加熱ｾｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	造園	・ 造園工事作業

なお、県内に一級技能士が少ない作業職種は、予め監督職員と協議することができる。

○ 18　室内空気中の化学物質の濃度測定　(1.7.9)
測定対象室及び測定箇所数
測定対象室　※ 全ての居室、常時換気しない書庫、倉庫　・ 図示
測定箇所数　（　　）箇所

室の床面積A(m2)	A≦50	50＜A≦200	200＜A≦500	500＜A
測定箇所数	1	2	3	4

使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予想される複数の室については、監督職員と協議の上、そのうちの１室以上を測定する。
測定方法　※ ﾊﾟｯｼﾞ採取による蒸気拡散式分析法
・ 厚生労働省の標準法
測定物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ

対象物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08ppm（ 100μg/m3）
ﾄﾙｴﾝ	0.07ppm（ 260μg/m3）
ｷｼﾚﾝ	0.05ppm（ 200μg/m3）
ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.88ppm(3、800μg/m3)
ｽﾁﾚﾝ	0.05ppm（ 220μg/m3）

社会福祉施設においては、ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの測定要否を監督職員と協議すること。
測定者　専門測定機関による測定　※ 現場作業員による測定　・
測定前準備　測定対象室を30分換気し、その後5時間閉鎖する。
測定時　測定前準備・測定時は換気設備又は空気調和設備を稼動させたまま行う。ただし、局所的な換気扇で常時稼動させないものは停止させたままとする。測定時間は、原則として24時間とする。ただし、24時間測定が行えない場合は8時間測定(10時30分～18時30分)とする。
測定位置は、室中央付近の床から1.2m～1.5mの高さとする。
測定後　測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記載すること。

○ 19　施工図等の取扱い
施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

○ 20　設備工事との取合い
施工範囲　※ 工事区分表による　・
施工図　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

○ 21　検査
中間検査　※ 対象工事　（実施は中間検査実施基準による）　・ 対象外工事

○ 22　完成時の提出図書　(1.9.1～1.9.3)(表1.9.1)
※ 現場説明書による。

○ 23　重機類
※ 低騒音型　（　　）　・ 低振動型　（　　）　・ 指定無し

24 設計GL
設計GL　※ 図示

○ 25　既存部の汚損等
工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造、仕上げ共、既存にならい補修する。

○ 26　事故報告
工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。また建設工事事故報告ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽに登録すること。

○ 27　異常気象時の報告
異常気象時（大雨警報、暴風警報、大雪警報）及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督職員に報告する。

○ 28　公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

(4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

29　建設発生土の処理　[3.2.5]

・場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。

搬出場所　（　　）

受入条件　（　　）

仮置き場　（　　）

土壌汚染のおそれ　・無　・有

分析調査　・無　・有　　該当有害物質　（　　）

調査対象　※ 静岡県盛土等の規則に関する条例施行規則 別表第1の29物質

・場内指定場所に敷き均し　（・図示　・　　）

・場内指定場所に堆積　（・図示　・　　）

なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。

静岡県建設発生土マッチングシステム等により他工事現場との調整を行うこと

2章　仮設工事

○ 1　足場その他　(2.1.3)(2.2.1)(表2.2.1)

内部足場の種別　※ 脚立、足場板等　○ 移動式足場

外部足場の種別　・枠組足場　・くさび緊結式足場　・単管本足場

・仮設ｺﾞﾝﾄﾞﾗ　・移動式足場　・

手すり先行足場の設置　※ 行う　・行わない

工事で設置する足場については、標準仕様書2.2.4(2)によるほか、「手すり先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」（厚生労働省平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立てや解体等の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台や墜落防護さく等を設置する。

・外部足場の防護ｼｰﾄによる養生

・養生ﾈｯﾄ　・養生ｼｰﾄ　（・Ⅰ類　・Ⅱ類）　・ﾈｯﾄ状養生ｼｰﾄ　（・Ⅰ類　・Ⅱ類）

○ 騒音・粉じん等の対策　・防音ｼｰﾄ　・防音ﾊﾟﾈﾙ　・

設置範囲　○ 図示　・

○ 2　材料、搬去材等の運搬　(2.2.1)(表2.2.1)

種別　・A種　・B種　・C種　○ D種　・E種

C種　利用可能なエレベーター　（・図示による　・　　）

D種　利用可能な階段　（○ 図示による　・　　）

○ 3　既存部分の養生　(2.3.1)

・既存部分の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ、合板等　・

・既存家具、既存設備等の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・

・工事用通路の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・

・固定された備品、机、ﾛｯｶｰ等の移動　※ 図示

・既存ﾌﾟﾗﾝﾄﾞ、ｶｰﾃﾝ等の養生　※ 図示

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

○ 4　仮設間仕切り　(2.3.2)

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　○ 図示　・

仮設間仕切りの種別と材質等

種別	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填
・A種	・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 種類　・ 厚さ　・　※ 9.5mm	・無し ・片面	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ32K厚さ50mm以上
○ B種	○ 合板 種類　・ 厚さ　・　※ 9mm		
・C種	防炎ｼｰﾄ		

仮設間仕切りに設ける扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所
※ 木製	※ 合板張り程度　・	・無し ・片面	・　　箇所 ・図示
・	・		

5　監督職員事務所　(2.4.1)

規模、仕様　・10㎡程度　・既存建物利用　・

備品等(標準仕様書によるほか下記による)

・机　・椅子　・ｺﾞﾑ長靴　・雨がっぱ　・保安帽　・墜落制止用器具　・更衣ﾛｯｶｰ

以上は監督職員　人分

・書棚　・白板　・掛時計　・寒暖計　・懐中電灯　・受注者加入電話の子機　・消火器

・冷暖房機器　・ﾊﾟｿｺﾝ　(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続：　)

以上は各１ヶ

6　監理事務所

規模、仕様　・10㎡程度　・既存建物利用　・

備品等

・机　・椅子　・ｺﾞﾑ長靴　・雨がっぱ　・保安帽　・墜落制止用器具　・更衣ﾛｯｶｰ

以上は　人分

・書棚　・白板　・掛時計　・寒暖計　・懐中電灯　・受注者加入電話の子機　・消火器

・冷暖房機器　・ﾊﾟｿｺﾝ　(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続：　)

以上は各１ヶ

○ 7　工事用水

構内既存の施設　・利用できない

○ 利用できる（※ 有償　・無償　※利用可能口径　φ　本）

○ 8　工事用電力

構内既存の施設　・利用できない

○ 利用できる（※ 有償　・無償　※利用可能電力　W　回路）

5章　建具改修工事

○ 1　改修工法　(5.1.3)

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具		・	・	・建具表による　・
・樹脂製建具			・	・建具表による　・
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による　・
	・内部	・	・	・建具表による　・
○ 鋼製軽量建具		・	○	○ 建具表による　・
・ｽﾃﾝﾚｽ製建具		・	・	・建具表による　・
・木製建具		・	・	・建具表による　・

新規に建具を設ける場合

壁部分の開口の開け方　※ 図示　・

新規建具周囲の補修工法及び範囲　※ 図示　・

建具周囲のｼｰﾘﾝｸﾞは、改修特記仕様書3章防水改修工事による

2　防火戸　(5.1.4)

・指定する　適用箇所　（・建具表による　・　　）

・指定しない

防火戸の自動閉鎖機構及びﾋｭｰｽﾞ装置、熱感知器又は煙感知器との連動

・連動させる（・建具表による　・　　）

・連動させない

3　見本の製作等　(5.1.5)

・建具見本の製作　建具符号：

・建具見本の目的等

・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する

・納まり等が分かる程度のもの

・特殊な建具の仮組　建具符号：

4　防犯建物部品　(5.1.7)

・適用する　（※ 建具表による　・　　）　・適用しない

5　アルミニウム製建具　(5.2.2～5)(表5.2.2)

性能値等

耐風圧性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

気密性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

水密性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

外部に面する建具の種別

・A種　（建具符号　・建具表による　・　　）

・B種　（建具符号　・建具表による　・　　）

・C種　（建具符号　・建具表による　・　　）

枠の見込み寸法

（・建具表による　・

防音ドア・防音サッシ

遮音性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

断熱ドア・断熱サッシ[G]

断熱性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

材料

ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・

ｽﾃﾝﾚｽ製のくつずりの仕上げ　※ HL

形状及び仕上げ

表面処理

外部に面する建具

種別　・BB-1　・BB-2(改修標準仕様書表5.2.2)

着色　・標準色　・特注色

屋内の建具

種別　・BC-1　・BC-2(改修標準仕様書表5.2.2)

着色　・標準色　・特注色

結露水の処理方法

・水貯め式　・排水式

工法

水切り板、ぜん板　※ 図示による

網戸等　(5.2.3)(5.3.3)

種類	材種	線径	網目
・防虫網	※ 合成樹脂製 ・ｶﾞﾗｽ繊維入り合成樹脂製 ・ｽﾃﾝﾚｽ（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18ﾒｯｼｭ ・
・防鳥網	ｽﾃﾝﾚｽ（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法　15mm

6　樹脂製建具　(5.2.2)(5.3.2～5)

性能値等

耐風圧性の等級（　　）

気密性の等級（　　）

水密性の等級（　　）

外部に面する建具の種別

・A種　（建具符号　・建具表による　・　　）

・B種　（建具符号　・建具表による　・　　）

・C種　（建具符号　・建具表による　・　　）

防音ﾄﾞｱ・防音ｻｯｼ

遮音性の等級（・T-1　・T-2）

（建具符号　・建具表による　・　　）

断熱ﾄﾞｱ・断熱ｻｯｼ[G]

断熱性の等級（・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8）

（建具符号　・建具表による　・　　）

外部に面する建具の日射熱取得性の等級

・

枠の見込み寸法

・建具表による

・

材料

ガラス　※ 複層ガラス　・

ｽﾃﾝﾚｽ製のくつずりの仕上げ　※ HL　・

形状及び仕上げ

表面色　・標準色　・特注色

工法

水切り板、ぜん板　※ 図示による

7　鋼製建具　(5.2.2)(5.4.2～4)(表5.4.2)

性能値等

簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄ　・適用する　（建具符号　・建具表による　）

・適用しない

外部に面する鋼製建具の耐風圧性　耐風圧性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

防音ﾄﾞｱ・防音ｻｯｼ　遮音性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

断熱ﾄﾞｱ・断熱ｻｯｼ[G]　断熱性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

耐震性能

建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料

ｽﾃﾝﾚｽ製くつずりの仕上　※ HL

ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・

形状及び仕上げ

鋼板の厚さ　※ 改修標準仕様書5.4.2による　・　　mm

標準型鋼製建具の形式及び寸法

※ 建具表による

○ 8　鋼製軽量建具　(5.2.2)(5.5.2～4)

性能値等

簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄ　・適用する　（建具符号　・建具表による　）

○ 適用しない

防音ﾄﾞｱ・防音ｻｯｼ　遮音性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

断熱ﾄﾞｱ・断熱ｻｯｼ[G]　断熱性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

耐震性能

建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料

鋼板の種類　※ 亜鉛めっき鋼板　・ﾋﾞﾆﾙ被覆鋼板　・ｶﾗｰ鋼板　・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板

ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・

召合せ、縦小口包み板の材質　※ 鋼板　・

ｽﾃﾝﾚｽ製のくつずりの仕上げ　※ HL　・

形状及び仕上げ

鋼板の厚さ(mm)

○ 改修標準仕様書表5.5.1による

・　　mm　使用箇所（　　）

標準型鋼製軽量建具の形式及び寸法

※ 建具表による

・

9　ステンレス製建具　(5.2.2)(5.4.2)(5.6.2～5)

性能値等

簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄ　・適用する　(適用箇所　※ 図示　)

・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性　耐風圧性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

防音ﾄﾞｱ・防音ｻｯｼ　遮音性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

断熱ﾄﾞｱ・断熱ｻｯｼ[G]　断熱性の等級（・　　）

（建具符号　・建具表による　・　　）

耐震性能

建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料

ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・

ｽﾃﾝﾚｽ製のくつずりの仕上げ　※ HL　・

形状及び仕上げ

表面仕上げ　※ HL　・鏡面仕上げ　・

工法

ｽﾃﾝﾚｽ鋼板の曲げ加工　※ 普通曲げ　・角出し曲げ

10　木製製建具　(5.7.2～4)

建具材の加工、組立時の含水率　※ A種　・

建物内部の木製建具に使用する接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆

・ﾌﾗｯｼｭ戸

表面材のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量等　※ 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)による

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板[G]	表面の樹種　・ 板面の品質（※ 広葉樹1等　・　　） 接着の程度（・1種　・2種）	
・天然木化粧合板[G]	樹種名　（　　） 接着の程度（・1種　・2種）	
・特殊加工化粧合板[G]	化粧加工の方法 ※ プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラミン化粧合板 ・ 接着の程度（・1種　・2種）	
・MDF[G]		

表面板の厚さ　※ 改修標準仕様書表5.7.6による

・引戸の召合わせかまちのいんろう付きの適用

・かまち戸　樹種（　　）　鏡板樹種（　　）

見込み寸法　※ 36mm　・建具表による

・ふすま　張りの種別（・Ⅰ形　・Ⅱ型）

上張り（押入等の裏側以外）　・烏の子　・新烏の子又はﾋﾞﾆﾙ紙程度

縁仕上　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ｸﾚﾝｸﾘｰ塗装）

見込み寸法　※ 19.5mm　・建具表による

・戸ぶすま　表面板の仕上　・建具表による

見込み寸法　※ 30mm　・建具表による

・紙張り障子　見込み寸法　※ 30mm　・建具表による

枠、くつずりの材料　・建具表による

11　建具用金物　(5.8.2、3)

金物の種類・見え掛り部の材質等　※ 改修標準仕様書表5.8.1による

金属製建具用丁番の枚数及び大きさ　※ 改修標準仕様書5.8.2による　・建具表による

樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ　※ 改修標準仕様書5.8.3による　・建具表による

木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※ 改修標準仕様書5.8.4による　・建具表による

木製建具に使用する戸車及びレール　※ 改修標準仕様書表5.8.5による　・建具表による

握り玉、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、押板類、ｸﾚｾﾝﾄ的取付位置　建具表による

・錠前類【ｼﾘﾝﾀﾞ箱錠及びｼﾘﾝﾀﾞ本締り錠】　別表による

・ｸﾛｰｻﾞ類　別表による

12　鍵　(5.8.4)

ﾏｽﾀｰｷｰ　・製作する　・既存のﾏｽﾀｰｷｰに合わせる　・製作しない

その他の鍵の製作本数　※ 3本1組　・

鍵箱　・有　・無

13　自動ドア開閉装置　(5.9.2、3)

戸の開閉方式

・建具表による

・引き戸用駆動装置

性能値

※ 改修標準仕様書表5.9.1による（・防錆の適用）

・以下による

種類・開閉方式（　　）

耐電圧（　　）

温度上昇（　　）

耐久性(ﾀｲｸﾙ)（　　）

防錆（　　）

電源（　　）

・多機能ﾄｲﾚ出入口引き戸用駆動装置

性能値

※ 改修標準仕様書表5.9.2による（・防錆の適用）

・以下による

耐電圧（　　）

温度上昇（　　）

耐久性(ﾀｲｸﾙ)（　　）

防錆（　　）

電源（　　）

・引き戸用検出装置

性能値

※ 改修標準仕様書表5.9.3による（・防錆の適用）

・以下による

耐電圧（　　）

温度上昇（　　）

防錆（　　）

電源（　　）

引き戸用検出装置の種類

・建具表による

・

タッチスイッチの種類

・無線式タッチスイッチ

・光線式タッチスイッチ

車椅子使用者用便房スイッチの種類

・大形押しボタンスイッチ

・非接触スイッチ

凍結防止措置　・行う　・行わない

○ 14　自閉式上吊り引戸装置　(5.10.3)

性能値等

※ 改修標準仕様書表 5.10.1 による

・以下による（　　）

手動開き力（　　）

手動閉じ力（　　）

閉じ速度の調整（　　）

制動区間（　　）

開閉繰返し（　　）

耐衝撃性（　　）

15　重量シャッター　(5.11.2、3)

ｼｬｯﾀｰの種類

・管理用ｼｬｯﾀｰ

・外壁用防火ｼｬｯﾀｰ

・屋内用防火ｼｬｯﾀｰ

・防煙ｼｬｯﾀｰ

外壁開口部に設ける重量ｼｬｯﾀｰの耐風圧強度（　　）Pa

開閉方式の種類　※ 上部電動式(手動併用)　・手動式

安全装置

電動ｼｬｯﾀｰの急降下停止装置、急降下制動装置（設置個所　・建具表による　・　　）

電動ｼｬｯﾀｰの障害物感知装置

※ 設ける（設置個所　・建具表による　・　　）

・設けない（設置個所　・建具表による　・　　）

屋内用防火ｼｬｯﾀｰ若しくは防煙ｼｬｯﾀｰの危害防止機構

※ 設ける（設置個所　・建具表による　・　　）

・設けない（設置個所　・建具表による　・　　）

管理用ｼｬｯﾀｰｹｰｽ

・設ける　・設けない

ｽﾗｯﾄ及びｼｬｯﾀｰｹｰｽ用鋼板

鋼板の種類

・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)

・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板鋼帯)

めっきの付着量

※ Z12またはF12

・

ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ類のふたの材質

ｽﾃﾝﾚｽ鋼板

※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1

・

16　軽量シャッター　(5.12.2～4)

開閉方式の種類　※ 手動式　・電動式(手動併用)

耐風圧強度(　　) Pa

安全装置

電動ｼｬｯﾀｰの障害物感知装置（設置個所　・建具表による　・　　）

ｽﾗｯﾄの材質の種類　・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)

めっきの付着量(※ Z06またはF06　・　　)

・JIS G 3322(塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)

めっきの付着量(※ AZ90　・　　)

ｽﾗｯﾄの形状　・ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ形　・ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾌﾟﾝｸﾞ形

○ 17 オーバーヘッドドア (5.13.2、3)

ｾｸｼｮﾝ材料による区分	耐風圧性能の区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙの材料
※ｽﾁｰﾙﾀｲﾌﾟ ○ｱﾙﾐﾆｳﾑﾀｲﾌﾟ ・ﾌｧｲﾊﾞｰｸﾞﾗｽﾀｲﾌﾟ	・50 ○75 ・100 ・125	※ﾊﾞﾗﾝｽ式 ・ﾁｪｰﾝ式 ○電動式	○ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形 ・ﾛｰﾍｯﾄﾞ形 ・ﾊｲﾘﾌﾄ形 ・ﾊﾞｰﾅﾙ形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板

障害物感知装置を設けた電動式ｼｬｯﾀｰの設置箇所 ・図示 ・

18 ガラス (5.14.2～4)

・ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽの品種及び厚さの呼びによる種類 ※建具表による
・型板ｶﾞﾗｽの厚さによる種類 ※建具表による
・網入板ｶﾞﾗｽ及び線入板ｶﾞﾗｽの網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類 ※建具表による

・合わせｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さの組合せ並びにｶﾞﾗｽの合計厚さによる種類 ※建具表による ・
落球衝撃はく離特性並びにｼｮｯﾄﾊﾞｯｸ衝撃特性による種類
・Ⅰ類 ・Ⅱ-1類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類
・強化ｶﾞﾗｽ
形状による種類、材料板ｶﾞﾗｽの種類による名称 ※建具表による
破片の状態及びｼｮｯﾄﾊﾞｯｸ衝撃特性による種類 ・Ⅰ類 ・Ⅲ類
・熱線吸収板ｶﾞﾗｽ
板ｶﾞﾗｽによる種類、厚さによる種類 ※建具表による
性能による種類 ・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・
・複層ｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さの組合せ並びに複層ｶﾞﾗｽの厚さ ※建具表による ・
断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6
日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S
乾燥気体の種類 ・空気 ・ｱﾙｺﾞﾝ
・熱線反射ｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さによる種類 ※建具表による ・
日射遮蔽性による区分 ・1種 ・2種 ・3種
耐久性による区分（日射遮蔽性による区分が2種の場合） ・A類 ・B類
・倍強化ｶﾞﾗｽ
材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さによる種類 ※建具表による ・

ｶﾞﾗｽの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ｶﾞﾗｽ留め材	ｶﾞﾗｽ溝の大きさ(mm)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ製	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・ｸﾞﾚｲｼﾞﾝｸﾞﾁｬﾝﾈﾙ	・図示 ・建具の製造所の仕様による ・
鋼製及び鋼製軽量	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	・図示 ・建具の製造所の仕様による ・
ｽﾃﾝﾚｽ製	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	・図示 ・建具の製造所の仕様による
樹脂製	・ｸﾞﾚｲｼﾞﾝｸﾞｶﾞｽｹｯﾄ ・	・図示 ・**建具の製造所の仕様による**

19 ガラスブロック (5.14.5)

呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	目地幅(mm)	伸縮調整目地位置(mm)	防火性能
・160×160	・95 ・				
・200×200	・95 ・				

壁用金属枠及び補強材 ※図示
力骨 材質 ※ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304) ・
寸法 ※5.5mm ・
形状 ※はしご形状複筋及び単筋
化粧目地ﾓﾙﾀﾙの色 （ ・白 ・グレー ）
シーリングの種類 ・SR-1 ・PS-1
金属製化粧ｶﾊﾞｰ 材質 ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製
寸法 ※図示 ・
形状 ※図示 ・
目地部の横力骨の納まり ※ｶﾞﾗｽﾌﾞﾛｯｸ製造所の仕様による
・図示 ・
工法 適用区分による風圧力の （ ※1 ・1.15 ・1.3 ） 倍の風圧力に対応した工法

20 ガラス用フィルム

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	性能等
・日射調整ﾌｨﾙﾑ[G]	・SC-1	・SC-2	
・低放射ﾌｨﾙﾑ	・LE		
・衝撃破壊対応ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ	・GI-1	・GI-2	
・相関変位破壊対応ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ	・GD-1	・GD-1	
・ｶﾞﾗｽ貫通防止ﾌｨﾙﾑ	・SF		

品質 JIS A 5759による。

6章 内装改修工事

○ 1 改修範囲 (6.1.3)

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま ・図示

○ 2 既存床の撤去及び下地補修 (6.2.2)

○ ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ等の除去 ○仕上材のみ(接着剤とも) ・下地ﾓﾙﾀﾙとも（ ・図示 ・除去範囲全て ）
合成樹脂塗床材の除去 ・機械的除去工法 ・目荒し工法
既存のｺﾝｸﾘｰﾄ又はﾓﾙﾀﾙ面の下地処理に用いるｴﾎﾟｷｼｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ及びｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙは、４章外壁改修工事による改修後の床の清掃
※図示

3 既存壁の撤去及び下地補修 (6.3.2)

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修
・
※改修標準仕様書4.3.10によるﾓﾙﾀﾙ塗り（塗り厚25mmを超える場合の処置 ※図示 ）

○ 4 施工一般 (6.5.2)

材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※F☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による

5 製材[G] (6.5.2)

県内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で県内産材・市販品
報告：静岡県産材証明制度の「県産材販売管理票」により報告すること
・合法的に生産された木材を使用すること。
報告：木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(平成18年2月15日林野庁作成)に準拠した証明書により報告すること
造作材の材面の品質の基準 ※A種 ・B種

・JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※2級 ・		※A種 ・B種 ・		・有 ・無
			※2級 ・		※A種 ・B種 ・		・有 ・無
			※2級 ・		※A種 ・B種 ・		・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見掛面			※上小節 ・		※A種 ・B種 ・		・有 ・無
見掛面以外			※小節以上 ・		※A種 ・B種 ・		・有 ・無
			※2級		※A種 ・B種 ・		・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・JAS 1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※1等 ・		※10%以下 ・A種 ・B種 ・		・有 ・無
			※1等 ・		※10%以下 ・A種 ・B種 ・		・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・JAS 1083(製材)以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		（ ） 造作材の場合 ※A種 ・B種	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	・有 ・無
		（ ） 造作材の場合 ※A種 ・B種	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	・有 ・無
		（ ） 造作材の場合 ※A種 ・B種	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

6 造作用集成材[G]

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※1等 ・2等	・有 ・無
					※1等 ・2等	・有 ・無
					※1等 ・2等	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等	・有 ・無
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等	・有 ・無
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				・有 ・無
		化粧薄板： 芯材：				・有 ・無
		化粧薄板： 芯材：				・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下 ・	・有 ・無
				※15%以下 ・	・有 ・無
				※15%以下 ・	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

7 造作用単板積層材[G] (6.5.2)

・JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
				・適用する ・適用しない	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
				※14%以下	・適用する ・適用しない	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・JAS 3079に基づく直交集成板 [G]

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法(mm)	間伐材等の適用
							・有 ・無

8 合板等 (6.5.2)

・JAS 0360に基づく構造用パネル
・「合板の日本農林規格」による普通合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防煙処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 ・ 針葉樹 ※C-D以上 ・	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による構造用合板[G]

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級	防虫処理	間伐材等の適用
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・有 ・無	・有 （ ） ・無	・適用する ・適用しない	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			・1類 ・特類	・有 ・無	・有 ・無
			・1類 ・特類	・有 ・無	・有 ・無
			・1類 ・特類	・有 ・無	・有 ・無

県産木材の適用 ・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・1類 ・2類	・有 ・無
			・1類 ・2類	・有 ・無
			・1類 ・2類	・有 ・無

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理
		・1類 ・2類			・有 ・無
		・1類 ・2類			・有 ・無
		・1類 ・2類			・有 ・無

・ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ[G]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13ﾀｲﾌﾟ ・	※P又は M ・		※15 ・
		※13ﾀｲﾌﾟ ・	※P又は M ・		※15 ・

・JAS 0360に基づく構造用ﾊﾟﾈﾙ

施工箇所	寸法(mm)

・MDF[G]

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

9 接合具等 (6.5.3)

造作材の化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち
・釘頭埋め木
・つぶし頭釘打ち
・釘頭現し
諸金物 ※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度）
・ （ 形状： 寸法： 材質： ）

10 接着剤 (6.5.3、4)

接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※F☆☆☆☆ ・

11 防腐・防蟻処理 (6.5.5)

・防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材
適用部位：（ ）
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分			
	・K2	・K3	・K4	
	・K2	・K3	・K4	
	・K2	・K3	・K4	

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による ・	※JIS K 1571に適合又は同等品
	・	

・薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位：（ ）
・合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位：（ ）

12 内部間仕切軸組及び床組み (6.5.6)

間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合） ※杉又は松 ・
床組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合） ※杉又は松 ・

13 窓、出入り口その他 (6.5.7)

窓、出入り口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉 ・

○ 14 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2～4)

○ 特定天井 ・有 （ 仕様、位置は図示による ） ○ 適用しない
野縁等の種類 屋外 （ ※25形 ・19形 ）
屋内 （ ※19形 ・25形 ）
屋外の形式及び寸法
野縁受、吊りﾎﾞﾙﾄ及びｲﾝｻｰﾄの間隔 ・図示 ・
周辺部の端からの間隔 ・図示 ・
野縁の間隔 ・図示 ・

○ 既存の埋込みｲﾝｻｰﾄ ・使用する ○ 使用しない

・あと施工ｱﾝｶｰの引抜き試験
（ 試験箇所数： 箇所 ） ※屋内の場合、当該階において3箇所
引張試験にて確認する強度 ※つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・（ N ）
・吊りﾎﾞﾙﾄの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※図示 ・
・天井のふところが3.0mを超える場合の補強方法 ※図示 ・
・天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・

○ 15 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3、4)(表6.7.1)

ｽﾀｯﾄﾞ、ﾗﾝﾅｰの種類
※改修標準仕様書表6.7.1によるｽﾀｯﾄﾞの高さによる区分に応じた酒類
・
ｽﾀｯﾄﾞの高さが5mを超える場合 ※図示 ・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※改修標準仕様書6.7.4(5)による ・図示

○ 16 ビニル床シート[G] (6.8.2、3)

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ・柄物	※2.0 ○2.5	

接合部の処理 ※熱溶接工法 ・

17 ビニル床タイル張り[G] (6.8.2)

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
※KT(ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0	
・TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・2.5 ・3.0	
・FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	※2.0 ・3.0	
・FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・500×500 ・	・4.0 ・	
・FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・	・	

18　特殊機能床　(6.8.2)
・帯電防止床シート
種類　（　　　　）　性能　（　　　　）
厚さ　（　　　mm）
・帯電防止床タイル
種類　（　　　　）　性能　（　　　　）
寸法　（　　×　　）　厚さ　（　　　mm）
・視覚障害者用床タイル
視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による
種類　（　　　　）　形状　（　　　　）
・耐動荷重性床シート
種類　（　　　　）　厚さ　（　　　mm）
・防滑性床シート
種類　（　　　　）　厚さ　（　　　mm）
・防滑性床タイル
種類　（　　　　）　寸法　（　　×　　）
厚さ　（　　　mm）

○19　ビニル幅木　(6.8.2)
材質　○硬質　・軟質
高さ(mm)　※60　・75　○100
厚さ　※1.5mm以上　・

20　ゴム床タイル　(6.8.2)
種類　・単層品　・積層品
色柄　（　　　　）
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)　（　　　　）

21　カーペット敷き　(6.9.2、3)(表6.9.1)
・織じゅうたん

織り方	パイル形状
・ウェルトンカーペット	・カットパイル
・ダブルフェースカーペット	・ループパイル
・アキスミンターカーペット	・カット、ループ併用

色柄　※模様の無い無地　・
パイル糸の種類等　※無地の織りじゅうたんの種別（・A種　・B種　・C種　）
帯電性　・適用する　・適用しない
織りじゅうたんの接合方法　※ヒートボンド工法　・
下敷き材　※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種1号　呼び厚さ 8mm　・

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5〜7　・	※全面接着工法	・適用する	
・ループパイル	・4〜6　・	・グリッパー工法		
・カット、ループ併用	・		・適用しない	

タフテッドカーペット用接着剤のホルム放散量　※F☆☆☆☆
下敷き材(グリッパー工法の場合)　※反毛フェルト(JIS L 3204)の第212号　呼び厚さ8mm　・

・タイルカーペット

パイルの形状	種類	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種		※500×500	※6.5	
	・第二種		・	・	
・カットパイル	・第一種		※500×500	※6.5	
	・第二種		・	・	
・カット、ループ併用	・第一種		※500×500	※6.5	
	・第二種		・	・	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆
タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し　・
階段部分　※模様流し　・市松敷き　・
見切り、押え金物　材質　（　　　　）　種類　（　　　　）
形状等　※図示

22　合成樹脂塗床　(6.10.2、3)

種別	施工箇所	工法	仕上の種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・薄膜流しのべ 工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			※平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

23　フローリング張り　(6.11.2〜6)
フローリングのホルムアルデヒドの放散量　※改修標準仕様書6.11.2(2)による
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆

・単層フローリング（フローリングボード１等）
工法　・釘留め工法（・根太張り　・直張り　）　・接着工法
樹種　※なら　・
・間伐材の適用
・単層フローリング（フローリングブロック１等）
樹種　※なら　・
厚さ　・　大きさ　・
・間伐材の適用
・複合フローリング
工法　・釘留め工法（・根太張り　・直張り　）　・接着工法
樹種　※なら　・
種別　・A種　・B種　・C種
・間伐材の適用

接着工法の場合の裏面緩衝材　※合成樹脂発泡シート　・
現場塗装仕上げ　※ウレタン樹脂ワニス塗り　・オイルステインの上、ワックス塗り　・生地のままワックス塗り

24　畳敷き　(6.12.2)
種別　・A種　・B種　・C種　・D種(畳床KT-　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・K　・N　)
下地の種類　・標準仕様書様12.6.1による床組み
・ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロン[G])
・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散がきわめて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳　表畳　・C1　・C2

○25　せっこうボード、その他ボード及び合板張り　(6.13.2、3)
MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・
合板のホルムアルデヒド放散量　※改修標準仕様書6.13.2(2)(イ)の(a)〜(d)のいずれか

	種類等		厚さ(mm)、規格等
	・木毛セメント板	・硬質(HW) ・中質(MW) ・普通(NW)	※図示による　・15　・20　・25
	・木片セメント板	・硬質(HF) ・普通(NF)	※図示による　・12　・15　・18　・21　・30
	・けい酸カルシウム板(タイプ2) 普通ボード 0.8FK		※図示による　・6　・8
	・火山性ガラス質複層板 種類 ※図示による		※図示による
繊維板	・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)		※図示による　・3　・7　・9　・12
	・ハードボード ・スタンダードボード(無処理) ・素地ハードボード ・未研磨板(RN) ・研磨板(RS) ・内装用化粧ハードボード(DI) ・テンパードボード(処理) ・素地ハードボード ・未研磨板(RN) ・研磨板(RS) ・外装用化粧ハードボード(DE)		※図示による　・2.5　・3.5　・5　・7
	・インシュレーションボード ・A級インシュレーションボード(A-IB) ・天井仕上げ材 ・内装仕上げ材		※図示による　・9　・12　・15　・18
パーティクルボード	・単板張りパーティクルボード ・無研磨板(VN) ・研磨板(VS)		※図示による　・10　・12　・15　・18
	・化粧パーティクルボード ・単板オーバーレイ(DV) ・プラスティックオーバーレイ(DO) ・塗装(DC)		※図示による　・10(難燃)　・12(難燃)
吸音材料	・ロックウール化粧吸音板(DR) ・フラットタイプ ・凹凸タイプ		・9（不燃）　・12(不燃) ・12(不燃)　・15(不燃)
	・ロックウール吸音ボード(1号)		※図示による　・25
	・グラスウール吸音ボード(32K)		・25(ガラスクロス包み)
せっこうボード	○せっこうボード(GB-R)		※12.5(不燃)　・15(不燃)
	・シージングせっこうボード(GB-S)		・12.5（・不燃　・準不燃　）
	・強化せっこうボード(GB-F)		・12.5(不燃)　・15(不燃)
	○化粧せっこうボード(GB-D)		・木目 12.5(不燃) 幅 440mm程度 模様（・柾目　・板目　）専用下地有 ○トラバーチン模様 9.5(準不燃)
	・せっこうラスボード(GB-L)		・9.5
	・不燃積層せっこうボード(GB-NC) ・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様)		・9.5

合板類

種類等		厚さ(mm)、規格等
・普通合板 表板の樹種名（　　） 板面品質（　　） 防虫処理	 ・行う ・行わない	※図示による ・
・天然木化粧合板 化粧板の樹種名（　　） 防虫処理	 ・行う ・行わない	※図示による ・
・特殊加工化粧合板 化粧加工の方法 表面性能 防虫処理	 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・ ・行う ・行わない	※図示による ・

天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合　※図示による
合板類の張付け　・A種　※B種
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類　※改修仕上表による
突付け工法及び目透し工法のエッジの種類　・ベベルエッジ　・スクェアエッジ

○26　壁紙張り　(6.14.2、3)
ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

施工箇所	壁紙の種類 紙	織維	塩化ビニル	プラスチック	無機質	その他	防火種別	備考
１階仮眠室	・	・	○	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	
２階仮眠室	・	・	○	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	

モルタル、プラスター面の素地ごしらえ　※B種　・A種
コンクリート、ALC面の素地ごしらえ　※B種　・A種
せっこうボード面の素地ごしらえ　※B種　・A種

27　モルタル塗り　(6.15.3、5、6)
モルタル　・現場調合材料
・既調合材料
・既製目地材　(施工箇所　:　)
(形状　:　※図示による　)
・床目地　(目地の種類　:　※押し目地　・　)
(目地割り　:　※2m²程度　・　)
(最大目地間隔　:　※3m程度　・　)
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理　※図示による

28　タイル張り　(6.16.2〜4)
伸縮目地の位置
床タイル　（※縦、横とも4m以内ごと　・図示　・　）
床タイル以外　（・図示　・　）
伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書第3章による
・見本焼き　（施工箇所：　）
・試験張り　（範囲、仕様等は図示による）

・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	再生材の適用[G]	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
既製調合モルタルは別表による
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
既製調合目地材は別表による

壁タイル張りの工法
内装タイル
・密着張り
・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル
・マスク張り
・モザイクタイル張り
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	再生材の適用[G]	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	備考
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

29　セルフレベリング材塗り　(6.17.2、3)
塗厚　（　　）mm

7章　塗装改修工事

1　材料　(7.1.3)
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする　（箇所　:　）

2　下地調整　(7.2.1〜7)
RB種の場合の既存塗膜の除去範囲　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す
・図示
・既存錆止め塗料の除去　鉛含有分析　分析方法　:（　　）
箇所　:（　　箇所）
除去方法：鉛作業主任者を選任し、湿式により除去すること。

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種	
鉄鋼面	・RA種　※RB種　・RC種	
亜鉛めっき鋼面	・RA種　※RB種　・RC種	
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具等)	・RA種　※RB種　・RC種	
モルタル面、せっこうプラスター面	・RA種　※RB種　・RC種	・行う　・行わない
コンクリート面(DP以外)、ALCパネル面	・RA種　※RB種　・RC種	・行う　・行わない
押出成形セメント板面	・RA種　・RB種　・RC種	・行う　・行わない
コンクリート面(DP)	・RA種　・RB種　・RC種	・行う　・行わない
せっこうボード面、その他ボード面	・RA種　※RB種　・RC種	

3　素地ごしらえ　(7.3.2〜7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　・B種
	透明塗料塗りの場合	・A種　※B種
鉄鋼面(DP以外)		・A種　・B種　※C種
鉄鋼面(DP)		・A種　※B種　・C種
亜鉛めっき鋼面		・A種　・B種
モルタル面及びプラスター面		・A種　※B種
コンクリート面(DP以外)及びALCパネル面		・A種　※B種
押出成形セメント板面及びコンクリート面(DP)		・A種　・B種
コンクリート面(DPのみ)		・A種　※B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	※A種　・B種
	目地：継目処理工法以外	・A種　※B種

4　錆止め塗料塗り　(7.4.2、3)
錆止め塗料塗りの種別

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP (工程の種別は表7.4.3)	塗替え	※A種	※C種
		新規見え掛り	※A種	※A種
		新規見え隠れ	※A種	※B種
	EP-G (工程の種別は表7.4.3)	塗替え	・A種　※B種	※C種
		新規見え掛り	・A種　※B種	※A種
		新規見え隠れ	・A種　※B種	※B種
	DP (工程の種別は表7.4.4)	塗替え	7.4.2(1)(イ)(b)による	・A種(下地調整RA種) ・B種(下地調整RB種) ・C種(下地調整RC種)
		新規	7.4.2(1)(イ)(a)による	・A種
亜鉛めっき鋼面	SOP (工程の種別は表7.4.5)	塗替え	※A種　・B種	※C種
		新規 鋼製建具等	※A種　・B種	※A種
		新規 その他	※B種	※B種
	EP-G (工程の種別は表7.4.5)	塗替え	※C種	※C種
		新規 鋼製建具等	※C種	※A種
		新規 その他	※C種	※B種
	DP (工程の種別は表7.4.6)	塗替え	※B種	－
		新規	※B種	－

5　塗装　(7.5.2〜7.13.2)

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種類 ※1種　・2種	木部(外部)	※B種　・	※A種　・
	木部(内部)	※B種　・	※B種　・
	鉄鋼面	※B種　・	・A種　※B種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※B種　・	※B種　・
・クリアラッカー塗り(CL)		・A種　※B種 (着色塗料の種類：　)	・A種　※B種 (着色塗料の種類：　)
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		・A種　※B種	・A種　※B種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級 ・1級　・2級　・3級	－	－
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級 ・1級　・2級　・3級	－	－
	コンクリート面 押出成形セメント板面	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 ・C-1種　・C-2種	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	屋内木部	※B種　・	※A種　・
	屋内鉄鋼面	※B種　・	・A種　※B種
	屋内亜鉛めっき鋼面	※A種　・	※A種　・B種
	コンクリート面等	※B種　・	・A種　※B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　・	・A種　※B種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※B種　・	・A種　・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		・A種　※B種	・A種　※B種
・ステイン塗り		・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り(OS)	
・木材保護塗料塗り(WP)		・A種　※B種	・A種　※B種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面)の塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・

・高日射反射率塗料塗り[G]
下地調整(改修標準仕様書表7.2.2)　・RA種　※RB種　・RC種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/m²)
塗料塗り	JISK5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級　・2級　・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・適用する　（着色剤：　・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤　）
・適用しない
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色適用
・適用する
・適用しない
オイルステン塗りの工程等
・

9章　環境配慮改修工事

○1　石綿含有建材の除去工事　(9.1.1、3〜6)
・石綿粉じん濃度測定
測定室　（　　　）
成形板の除去の際は、原則として粉じん濃度測定を実施しない。

アスベスト粉塵濃度測定の測定時期、場所、及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考
・	処理作業前	測定１	処理作業室内	計（　）点	(注)１
		測定２	調査対象室外部の付近	計（　）点	大気
・	処理作業中	測定３	処理作業室内	計（　）点	(注)１
		測定４	セキュリティーゾーン入口	計（　）点	－
・		測定５	集じん・排気装置の排出口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置　計（　）点	－
・		測定６	処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計（　）点	－
・	処理作業後(シート養生中)	測定７	処理作業室内	計（　）点	－
・	処理作業後、	測定８	処理作業室内	計（　）点	(注)１
・	シート撤去後1週間以降	測定９	調査対象室外部の付近	計（　）点	大気

注1　各施工箇所ごとの室面積が50m2以下までは2点、300m2以下までは3点とする。
300m2を超えるものは、監督職員と協議する。

石綿粉塵濃度測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定４ ・測定５	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・測定４ ・測定５	25	5	30
・測定 ・	47	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

石綿作業主任者
石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。

石綿含有建材の処理
・石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲　※図示
除去工法　※改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による　・
除去した石綿含有吹付け材等飛散防止措置　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分　・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・石綿含有保温材等(石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む)の除去
除去対象範囲　・図示
除去工法　・破砕して除去　・手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分　・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種)の除去
除去対象範囲　・図示
隔離養生(負圧不要)方法　・図示
足場　・図示
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分　・埋立処分(安定型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外)の除去
除去対象範囲　・図示
除去した石綿含有成形板の処分　・石綿含有せっこうボード
※埋立処分(管理型最終処分場)
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分(安定型最終処分)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板(下地調整材)の除去
対象仕上塗材　・図示による　・
除去対象範囲　・全面撤去　・外壁補修箇所等作業箇所のみ撤去　・図示による
外壁補修等作業は、足場ｱﾝｶｰ設置、ｺｱ抜き、機器及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。

除去工法
・集じん装置併用手工具ｹﾚﾝ工法
・集じん装置付高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
・集じん措置付超高圧水洗工法（100MPa以上）
・超音波ｹﾚﾝ工法（HEPAﾌｨﾙﾀｰ付き掃除機併用含む）
・剥離剤併用手工具ｹﾚﾝ工法
・剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度）
・剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa 以上）
・剥離剤併用超音波ｹﾚﾝ工法
・集じん装置付ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝ工法
上記工法によらない場合は、監督職員と協議の上、承諾を得ること

養生方法　・
除去工法の試験施工　・行う　・行わない
除去した石綿含有仕上塗材の処分　・埋立処分(安定型最終処分場)
・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　・図示

○2　**石綿含有建材の除去工事等に係る官公庁等への届出**
・労働安全衛生法に基づく届出
・石綿障害予防規則に基づく届出
・大気汚染防止法に基づく届出

3　**断熱アスファルト防水改修工事**　(9.2.2～3)
改修特記仕様書3章による

4　**外断熱改修工事[G]**　(9.2.1～4)
断熱材

種類		厚さ(mm)
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材		
・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材(ｽｷﾝなし)	・保温板(2種b)	
	・保温板(3種b)	
	・	
・A種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材		
・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材(3種2号を除く)		
・ﾛｯｸｳｰﾙ		
・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ		

施工箇所　・図示　・
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※F☆☆☆☆　・

外装材

種類	防火性能	備考
・		

鋼材　改修特記仕様書第8章8-3鉄骨工事　・鋼材による
笠木　改修特記仕様書第3章　・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木による

既存外壁の処置
既存外壁仕上げ材の撤去　・あり　・なし
下地面の清掃　・行う　・行わない
欠損部の改修工法　・改修特記仕様書第4章外壁改修工事による
工法
1章 適用区分による風圧力の　（※1　・1.15　・1.3　）倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整　・
断熱材の施工　※断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・
通気層の有無　・あり　（　　mm）　・なし
外装材の外壁への取付け　・図示　・
笠木の施工　・改修特記仕様書第3章ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木による

5　**断熱・防露改修工事[G]**　(9.3.2～4)
ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材又は保温材、接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※F☆☆☆☆
開口部等補修のための張付け用の接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※F☆☆☆☆

工法
・断熱材打込み工法
断熱材　JIS A 9521に基づく発砲ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材
種類　・
厚さ(mm)　・
施工箇所　・

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・A種1　・A種1H
吹付け厚さ(mm)　25　・30
施工箇所　・図示　・

・断熱材後張り工法
断熱材　JIS A 9521に基づく発砲ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材
種類　・
厚さ(mm)　・
・断熱材にせっこうﾎﾞｰﾄﾞ等を張り付けたﾊﾟﾈﾙ
材質　・
厚さ　・
・張り付け工法
断熱材の張り付け工法
断熱材へのボードの張り付け工法

6　**屋上緑化改修工事[G]**　(9.4.2～4)
植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量ｼｽﾃﾑ
芝及び地被類の種類等　※図示　・
見切り材、舗装材、排水管、ﾏﾙﾁﾝｸﾞ材等　※図示　・
(品質・性能・試験方法)別表による

工法　建築基準法に基づき定まる　（※1　・1.15　・1.3　）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　・設置する　（種類　：・　・　）　・設置しない
既存保護層の撤去　・行う　・行わない
新植した芝及び地被類の枯保障の期間　※引渡しの日から1年　・

7　**透水性アスファルト舗装改修工事**　(9.5.2～5、9)
適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種　・B種　・C種　・D種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ[G]　・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下) ・	・図示 ・
・ﾌｨﾙﾀｰ層	・砂 ・	・図示 ・

凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験　・行う　・行わない

・路床安定処理　・適用する　・適用しない
安定処理の方法　・置き換え工法　・安定処理工法
路床安定処理用添加材料
種類　・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種　・高炉ｾﾒﾝﾄB種[G]
・生石灰　（・特号　・1号　）・消石灰　（・特号　・1号　）
添加量　kg/m3　（目標CBR　・3以上　・　）
目標CBRを満足する添加量の確認方法
・安定処理土のCBR試験　・
・ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙ
単位面積質量　・60g/m2以上　・
厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm(10kgf/5cm)以上　・
透水係数　・1.5×10^{-1}cm/sec以上　・

試験
路床土の支持力比(CBR)試験　・行う　・行わない
現場CBR試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない

路盤
厚さ　・図示　・
材料　・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　・粒度調整砕石　・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ[G]
・再生粒度調整砕石[G]　・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G]
・粒度調整鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G]　・水硬性粒度調整鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G]

舗装の構成　・図示　・
開粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの　・

10章　ユニット及びその他工事

1　**フリーアクセスフロア**　(20.2.2)

施工箇所	工法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500		・1.0G ・0.6G	・3000 ・5000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	

寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による　・
・以下による
ﾊﾟﾈﾙ長さの寸法精度　：
ﾊﾟﾈﾙの平面形状(角度)の寸法精度　：
ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの高さの寸法精度　：
帯電防止性能　・評価値(U)≧0.6以上　・評価値(U)≧1.2以上
感電防止性能　漏えい抵抗(R)≧$1\times10^{6}\Omega$
(品質・性能、試験方法は別表による)

2　**可動間仕切**　(20.2.3)

構造形式による種類	構成基材の種類 ｽﾀｯﾄﾞ	構成基材の種類 ﾊﾟﾈﾙ	ﾊﾟﾈﾙ表面仕上げ	遮音性(db/500Hz)	防火性能
・ｽﾀｯﾄﾞ式(内臓) ・ｽﾀｯﾄﾞ式(露出) ・ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式 ・ﾊﾟﾈﾙ式			・ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付又は ｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ・壁紙張り	・0　・12 ・20　・28 ・36	・不燃

ﾊﾟﾈﾙ内に取付ける建具　・あり
※図示　・
・なし
ﾊﾟﾈﾙ内に取り付ける家具のﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、丁番、錠前、上げ落としは、標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上げ材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による。
ﾊﾟﾈﾙ材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放出量　※F☆☆☆☆

3　**移動間仕切**　(20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	ﾊﾟﾈﾙ圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	ﾊﾟﾈﾙ表面材 材質	ﾊﾟﾈﾙ表面材 仕上げ	遮音性(db/500Hz)
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・ﾌﾟｯｼｭ式 ・ﾊﾝﾄﾞﾙ式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

ﾊﾟﾈﾙ表面仕上げ材の壁紙張りの品質、性能は標準仕様書19章による。
ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙの取付け下地の補強
※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する
・図示
ﾊﾟﾈﾙをﾗﾝﾅに取り付ける部品
※ﾗﾝﾅに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられるもの
・
ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ及びﾗﾝﾅ
※ﾊﾟﾈﾙ重量の5倍の荷重を、ﾊﾟﾈﾙ1枚に使用するﾗﾝﾅ数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの
・
(品質・性能は別表による)

4　**トイレブース**　(20.2.5)

表面材の材料	脚部 種類	脚部 材質	ﾄﾞｱｴｯｼﾞ 材質
・ﾒﾗﾐﾝ樹脂系化粧板 ・ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂系化粧板 ・	・幅木ﾀｲﾌﾟ ・		・製造所の仕様による ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製

(品質・性能、試験方法は別表による)

5　**手すり**　(20.2.6)
材料の種類及び仕上げ
・SUS304
表面処理　※HL程度　・
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
表面処理(標準仕様書表14.2.2による種別)　・
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ
表面処理(標準仕様書表14.2.1による種別)　・
色合等　・標準色　：　・特注色　：
手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材 材種　：	・ｸﾘｱﾌﾗｯｶｰ ・	・35程度 ・45程度 ・		
・ﾋﾞﾆﾙ製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ		・35程度 ・45程度 ・		

6　**階段滑り止め**　(20.2.7)
材種　・ｽﾃﾝﾚｽ製　・黄銅製押出型材　・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製押出型材　・
形状　※ﾀｲﾔ型(ﾀｲﾔの材質：ｺﾞﾑ又は合成樹脂)　・ﾀｲﾔﾚｽ型
端部の形状　・ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞあり　・ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞなし
寸法(幅)　・35mm程度　・40mm程度　・50mm程度
取付け工法　※接着工法　・埋め込み工法

7　**黒板及びホワイトボード**　(20.2.9)
・黒板
区分　※焼き付け
種類　・鋼製黒板　・ほうろう黒板　・
色　※緑　・
・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ

8　**鏡**　(20.2.10)
取付箇所　：
寸法(mm)　・図示　・
厚さ(mm)　※5　・

9　**表示**　(20.2.11)
衝突防止表示
・設置する
設置場所　※図示　・
形状・寸法　・30φ　・
材質　・ｽﾃﾝﾚｽ製　・
・設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示
※消防法に適合する市販品
室名札、ﾋﾟｸﾄｸﾞﾗﾌ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等
(案内用図記号はJIS Z 8210による)
※図示

10　**タラップ**　(20.2.12)
材質及び仕上げ　・SUS304
スリップ止め加工　※あり　・なし
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
※標準仕様書表14.2.2による種別
※C種　・

11　**煙突ﾗｲﾆﾝｸﾞ**　(20.2.13)
適用安全使用温度　・
工法　※鋼製ﾕﾆｯﾄ煙突(煙突用成形ﾗｲﾆﾝｸﾞ材)　・

12　**ブラインド**　(20.2.14)

形式	操作方法	操作方法の種類	ｽﾗｯﾄの種類	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	幅・高さ・取付箇所
・横形	・電動 ・手動	―				
		※ｷﾞﾔ式 ・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製[G] ・	※25 ・	※鋼製 ・	※図示 ・
・縦形	・電動 ・手動	―				
		※1本操作ｺｰﾄﾞ式 ・2本操作ｺｰﾄﾞ式	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	・80 ・100	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	※図示 ・

縦型ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞのｽﾗｯﾄの材質
・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ　焼けけ塗装仕上げ
・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ﾎﾟﾘｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は[G]とする。

13　**ロールスクリーン**　(20.2.15)

操作方法	ｽｸﾘｰﾝの材質	その他の材料	幅・高さ、取付箇所	品質
・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式 ・ｺｰﾄﾞ式 ・電動式	・ｶﾞﾗｽ繊維製 ・合成、天然繊維製 ・木製	※製造所の仕様	・図示	・

14　**カーテン**　(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・ｼﾝｸﾞﾙ ・ﾀﾞﾌﾞﾙ	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・ﾌﾗﾝｽひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示	

生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は[G]とする。
暗幕ｶｰﾃﾝの両端、上部及び召合せの重なり　※300mm以上　・

15　**カーテンレール**　(20.2.16)
材料による区分　※ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の押出成型材
・ｽﾃﾝﾚｽ製
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※ﾌﾙﾏｲﾄ　・
形状　※角形　・

16　**ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ及びｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ**
溝型x深さ(mm)　・90x150　・120x80　・120x150　・150x80　・図示
材種　・集成材
仕上げ　：
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　押出し型材（市販品）
標準仕様書14.2.1による種別　・BC-1種　・BC-2種
色合い　・標準色　：　・特注色　：
・鋼製
仕上げ　：

○17　**天井点検口**

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・	○450×450 ・600×600	○一般形 ○屋内用	・屋内外用 ・屋内用	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ
		・気密形			

(品質・性能、試験方法は別表による)

18　**床点検口**

材種	寸法	形式		備考
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

密閉形とはﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄ等ﾒﾀﾆｶﾙ構造にﾊﾟｯｷﾝを装着したものとする。
(品質・性能、試験方法は別表とする)

19　**耐震ｽﾘｯﾄ**

方向	幅(mm)	ﾀｲﾌﾟ	耐火性能	防水性能	備考
・垂直	・25 ・	・完全(全貫通型) ・	・耐火型 ・非耐火型	・有り ・無し	
・水平	・25 ・				

目地

目地	内壁	外壁
目地材	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材(見え掛かり部のみ) ・	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材(見え掛かり部のみ) ・ｼｰﾘﾝｸﾞ材(内外共)
目地寸法	・ｽﾘｯﾄ幅×深さ10 ・	・ｽﾘｯﾄ幅×深さ10 ・

目地材の材質は標準仕様書表9.7.1による

20　**止水板**
形式　・差込式　・据置式　・壁張り式
施工箇所　・図示

21　**エキスパンションジョイント金物**
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による。

22　**くつふきマット**

材種	受け枠	備考
・塩化ﾋﾞﾆﾙ又はｺﾞﾑ製 ・硬質ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)製 ・	・ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)製 ・硬質ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金 ・	

23　**流し台ユニット**

材種	寸法(mm) W	寸法(mm) D	寸法(mm) H	備考
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 ﾄｯﾌﾟ付き 天板ｽﾃﾝﾚｽ製
・ｺﾝﾛ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 ﾊﾞｯｸｶﾞｰﾄﾞ有り 天板ｽﾃﾝﾚｽ
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1200 ・900 ・600	―	―	市販品 ｽﾃﾝﾚｽ製 ・1段式　・

品質・性能　外観は、JIS A 4420「ｷｯﾁﾝ設備の構成材」の4.1による。
構成材は、JIS A 4420の8により試験を行ったとき、表1の規定による。
形状　※図示

24　旗竿

材種	形式	高さ(m)	操作方法	固定方法	備考
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	・ﾃｰﾊﾟｰ式 ・同一断面式		・ﾊﾝﾄﾞﾙ式 ・ﾛｰﾌﾟ式	・埋込式 ・ﾍﾞｰｽ式 ・ﾊﾞﾝﾄﾞ式	

25　旗竿受金物

・ｽﾃﾝﾚｽ製(SUS304)　・

26　車止めさく

形式		材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(m)
・上下式鎖内蔵式	・標準品 ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式	・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・	・ ・	・GL＋700 ・
・				

27　フェンス

ﾌｪﾝｽの種類　・ﾋﾞﾆｰﾙ被覆ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ　・樹脂塗装ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ　・鋼管ﾌｪﾝｽ　・ｱﾙﾐﾌｪﾝｽ
高さ　・図示

28　プレキャストコンクリート　(20.3.3)(20.3.4)

ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度
※水ｾﾒﾝﾄ比55%以下、単位ｾﾒﾝﾄ量の最小値300kg/m3を満足する調合強度
・図示
配筋
※配筋を定めた計算書を監督職員に提出する
・図示
取付け方法
※図示

29　間知石及びｺﾝｸﾘｰﾄ間知ﾌﾞﾛｯｸ積み

	種別	種類	質量区分	備考
・間知石	・花こう岩 ・凝灰岩			
・ｺﾝｸﾘｰﾄ間知ﾌﾞﾛｯｸ			・A ・B	

積み方　※谷積み　・布積み
目塗り　・図示
伸縮調整目地
材種　・図示
厚さ　・図示

30　鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	JISによる種類		
・鋼製書架	JIS S 1039の規格による	・1種	・2種	・3種
・鋼製物品棚		・4種	・5種	・6種

31　屋内掲示板

枠の材質　※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　・
表面の材質　※塩ﾋﾞ発泡ｼｰﾄ張り　・

32　洗面カウンター

材種　・ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧板張り(芯材：集成材)　・
奥行き(mm)　・約450　・約600

33　防煙垂れ壁

・固定式

材質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備考
※網入り磨き板ｶﾞﾗｽ ・線入り磨き板ｶﾞﾗｽ	※6.8 ・	※500 ・	ｱﾙﾐ製枠付き

・可動式

種類	材質	高さ(mm)	備考
・垂直降下式(巻取り型)	・不燃布(不燃認定品)	・500 ・800 ・	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ ※固定式(壁埋込型) ・可動式(天井収納型)
・回転降下式	鋼板製又はｱﾙﾐ製	・500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)

34　屋外掲示板

照明器具　※有り　・無し
施錠　※有り　・無し
製造所　・

35　収納家具

合板類、MDF及びﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞのﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量　※F☆☆☆☆
材質、形状、寸法　※図示

藤枝市役所財政経営部資産管理課	一級建築士事務所 エスティーピー	管理建築士　酒井　勝 一級建築士登録　第156057号	検図	作図	日付	建設工事名 志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	建築工事改修特記仕様書　6 / 6	図番 A-6

施 工 条 件 特 記 仕 様 書

下記項目のうち適用項目〇印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督職員に報告し、協議するものとする。

		明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
1 工程関係	1	関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	
					影響を受ける工事内容	
					関連する工事内容	
					関連する工事の開始又は完了の時期	
	2	施工時期、時間の制限	〇	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	
					制限される施工時期・施工時間	仮眠室工事は、階毎に時期を分けて施工すること。
					制限される施工方法	
	3	関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	
					協議内容	
					協議成立見込時期	
				関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	影響を受ける部分	
					影響を受ける内容	
	4	地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目	
					調査期間	
				地下埋設物等の移設が予定されている場合	移設期間	
	5	作業不能日数			休日日数以外の作業不能日数	
	6	指定部分		工事の規模（範囲）及び工期について指定した部分がある場合	当該工事の規模（範囲）	
					当該工事の工期	現場説明書による。
	7	設備工事との調整		完成時の各種検査までに、別途設備工事の試運転調整等を完了しなければならない場合	試運転調整等の適正期間の確保	設備の試運転調整等を行ううえで、支障のない状態まで完了していること
2 用地関係	1	仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲	
					時間・時期	
					使用条件	
					復旧方法	
3 公害関係	1	公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）		工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	※使用すべき建設機械の適用については工事特記仕様書による。
	2	騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	事前・事後調査の区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
	3	電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
4 安全対策関係	1	交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
					指定の期間	
	2	近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
					制限される作業時間帯	
	3	落石、雪崩、土砂崩落の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4	交通誘導員の配置	〇	交通誘導員の配置を指定する場合	延べ人数	交通誘導警備員Ａ　　交通誘導警備員Ｂ　4日ｘ1人＝4人
					配置時間	交通誘導警備員Ａ　8時～17時まで（8時間）　交通誘導警備員Ｂ　8時～17時まで（8時間）
	5	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容	
5 工事用	1	一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
					制限される使用期間	
					制限される使用時間帯	
				搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置が必要である場合	使用中・使用後の処置内容	

		明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
道路関係	2	仮道路		仮道路を設置する場合	仮設道路の仕様	
					安全施設等の設置期間	
					工事終了後の措置	
6 仮設備関係	1	仮設備（仮土留、仮橋、足場等）		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容	
					仮設備の期間	
					仮設備の条件	
				仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の種類	工事特記仕様書、図示による。
					仮設備の構造、施工方法、施工範囲	図示による。
				仮設備の設計条件を指定する場合	設計条件の内容	図示による。
7 建設副産物関係	1	建設発生土の搬出		建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	工事特記仕様書による。
					処分又は保管条件	工事特記仕様書による。
	2	建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
					減量化の内容	
	3	建設副産物及び建設廃棄物の処理	〇	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。
				再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	建設廃棄物の種類　数量　処理等施設の名称　片道運搬距離　受入条件等
8 工事支障物件等	1	工事支障物件協議		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	支障物件名、管理者名等	支障物件名　管理者名　支障物件の位置 支障物件の移設時期　工事方法　防護
				地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容	
					工事期間	
9 排水関係	1	排水処理		排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	排水工法、排水処理の方法等	排水工法　排水処理の方法　放流先 予定される排水量　排水の水質基準　放流費用
	2	水替・流入防止施設		水替・流入防止施設が必要な場合	施設の内容	
					設置期間	
10 薬液注入関係	1	薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等	設計条件　施工工法　材料種類 施工範囲　削孔数量及び延長　注入量及び注入圧
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容	
11 その他	1	工事現場発生品		工事現場発生品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無引渡場所	工事特記仕様書による。
	2	支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
					規格又は性能	
					引渡場所・引渡期間	
	3	関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	4	架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
					施工条件	
	5	工事用水、電力		工事用水を指定する場合	工事用水の内容	工事特記仕様書による。
				工事電力を指定する場合	工事電力の内容	工事特記仕様書による。
	6	新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容	
	7	部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所	
					部分使用時期	
	8	工事用車両の駐車	〇	駐車場所を指定する場合	駐車場所	駐車場は、緊急車両の支障にならないよう駐車すること。不足する場合は、別敷地にて駐車場を確保すること。

藤枝市財政経営部資産管理課	一級建築士事務所 エスティーピー	管理建築士　酒井　勝 一級建築士登録　第156057号	検図	作図	日付 R 6/10/	工事名 志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	施工条件特記仕様書	図番 A -07

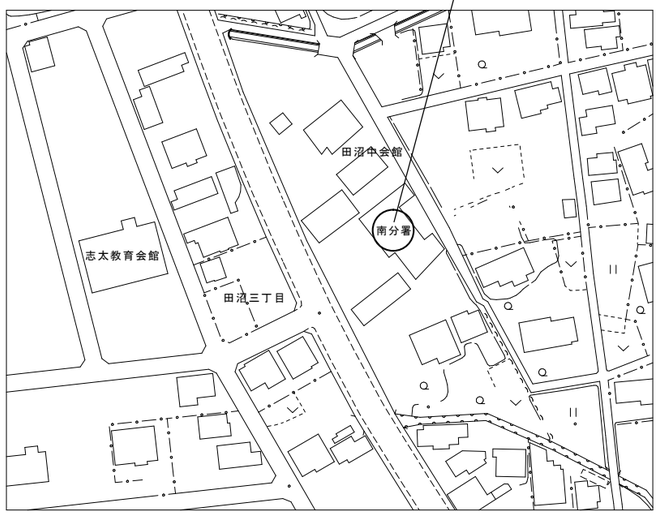

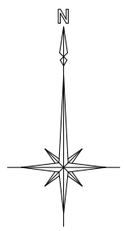

案 内 図

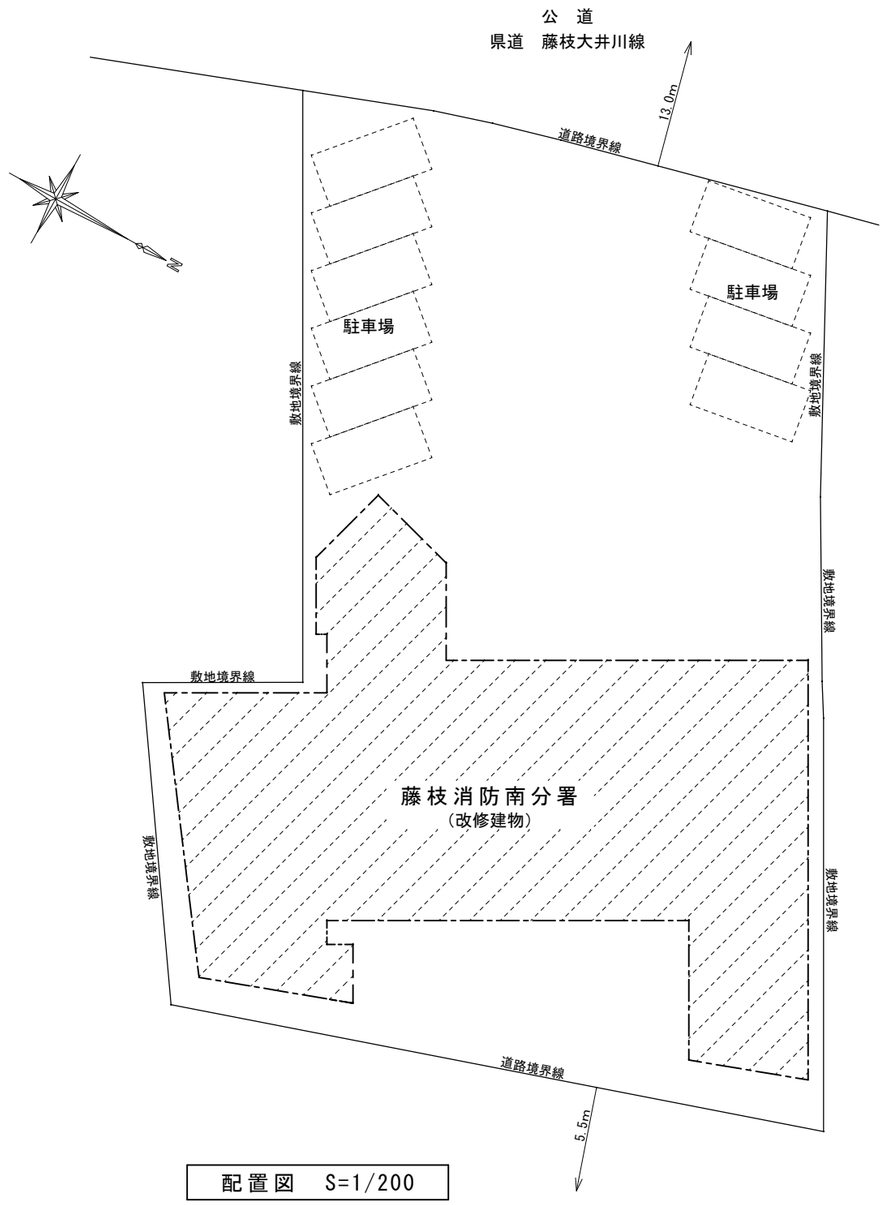

配置図　S=1/200

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	配置図・案内図	A2：1/200 A3：1/285				一級建築士事務所 STP	〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	A－08

□　改修リスト

１）建築工事

Ⓐ １階 車庫　南面　オーバースライダー新設（２カ所）
Ⓑ １階 車庫　天井ルーバー撤去
Ⓒ １階 仮眠室　既設間仕切り・内装撤去（床／天井　下地共）
Ⓓ １階 仮眠室　仮眠室個室化工事　建具・間仕切壁・内装仕上　新設
Ⓔ ２階 仮眠室　入口建具・既設間仕切り・内装撤去（床／天井　下地共）
Ⓕ ２階 倉庫Ｂ　入口建具・内装撤去（床／天井　下地共）
Ⓖ ２階 仮眠室　仮眠室個室化工事　建具・間仕切壁・内装仕上　新設

既設内部仕上表

階	室名	床			巾木		壁			天井				備考
		下地		基準FLヨリノ高サ		成	下地		断熱材	下地		廻縁	天井高	
1	仮眠室	ＲＣ	t=30　石膏系セルフレベリング床下地 t=2.5　塩ビエンボスタイル敷（重歩行用）	±0	硬質塩化ビニル巾木	100	ＬＧＳ ＲＣ	t=12.0ＰＢ張の上 吹付塗装 一部t=30モルタル金鏝下地　吹付塗装	外壁面　t=50 グラスウール	ＬＧＳ	t=15.0　ロックウール吸音板 システム天井 Ｈバー工法	硬質 塩ビ製	3000 2800	押入 ブラインドBOX・ブラインド
2	仮眠室	ＲＣ	t=30　石膏系セルフレベリング床下地 t=2.3　ファッションシート敷（重歩行用）	±0	硬質塩化ビニル巾木 木製　OSCL	100	ＬＧＳ	t=5.0プリント合板張　エンボス加工	外壁面　t=50 グラスウール	ＬＧＳ	t=15.0　ロックウール吸音板 システム天井シャドウタイプ	硬質 塩ビ製	2850	スクリーン ブラインドBOX
	倉庫Ｂ	ＲＣ	t=30　石膏系セルフレベリング床下地 t=2.0　塩ビタイル敷	±0	硬質塩化ビニル巾木	100	ＬＧＳ	t=12.0ＰＢ張の上 ＥＰ塗装		ＬＧＳ	t=9.0　石膏系吸音板　直張り	硬質 塩ビ製	2550	

改修内部仕上表

階	室名	床			巾木		壁			天井				備考
		下地		基準FLヨリノ高サ		成	下地		断熱材	下地		廻縁	天井高	
1	仮眠室	ＲＣ	t=2.5　長尺塩ビシート	±0	硬質塩化ビニル巾木	100	ＬＧＳ ＲＣ	既設壁　（全面クリーニング） 新設壁　t=12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼 天井裏　ＰＢあらわし	既存のまま	ＬＧＳ	t=9.5　不燃化粧ＰＢ張	塩ビ製	2650	
	中廊下	ＲＣ	t=2.5　長尺塩ビシート	±0	硬質塩化ビニル巾木	100	ＬＧＳ ＲＣ	既設壁　（全面クリーニング） 新設壁　t=12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼 天井裏　ＰＢあらわし	既存のまま	ＬＧＳ	t=9.5　不燃化粧ＰＢ張	塩ビ製	2650	
2	仮眠室①②⑥	ＲＣ	t=2.5　長尺塩ビシート	±0	硬質塩化ビニル巾木 木製　OSCL	100	ＬＧＳ	既設壁　（全面クリーニング） 新設壁　t=12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼 天井裏　ＰＢあらわし	既存のまま	ＬＧＳ	t=9.5　不燃化粧ＰＢ張	塩ビ製	2650	
	仮眠室③④⑤	ＲＣ	t=2.5　長尺塩ビシート	±0	硬質塩化ビニル巾木 木製　OSCL	100	ＬＧＳ	既設壁の上　t=12.5張　ビニルクロス貼 新設壁　t=12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼 天井裏　ＰＢあらわし	既存のまま	ＬＧＳ	t=9.5　不燃化粧ＰＢ張	塩ビ製	2650	
	仮眠室７	ＲＣ	t=2.5　長尺塩ビシート	±0	硬質塩化ビニル巾木	100	ＬＧＳ	既設壁　（全面クリーニング） 新設壁　t=12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼 天井裏　ＰＢあらわし	既存のまま	ＬＧＳ	t=9.5　不燃化粧ＰＢ張	塩ビ製	2650	
	ロッカー置場	ＲＣ	t=2.5　長尺塩ビシート	±0	硬質塩化ビニル巾木 木製　OSCL	100	ＬＧＳ ＲＣ	既設壁　（全面クリーニング） 新設壁　t=12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼 天井裏　ＰＢあらわし	既存のまま	ＬＧＳ	t=9.5　不燃化粧ＰＢ張	塩ビ製	2850	

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	仕上表					一級建築士事務所 STP	〒427-0045　島田市向島町2924-1 TEL　0547-36-6147 FAX　0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録　第156057号 酒井　勝	A－09

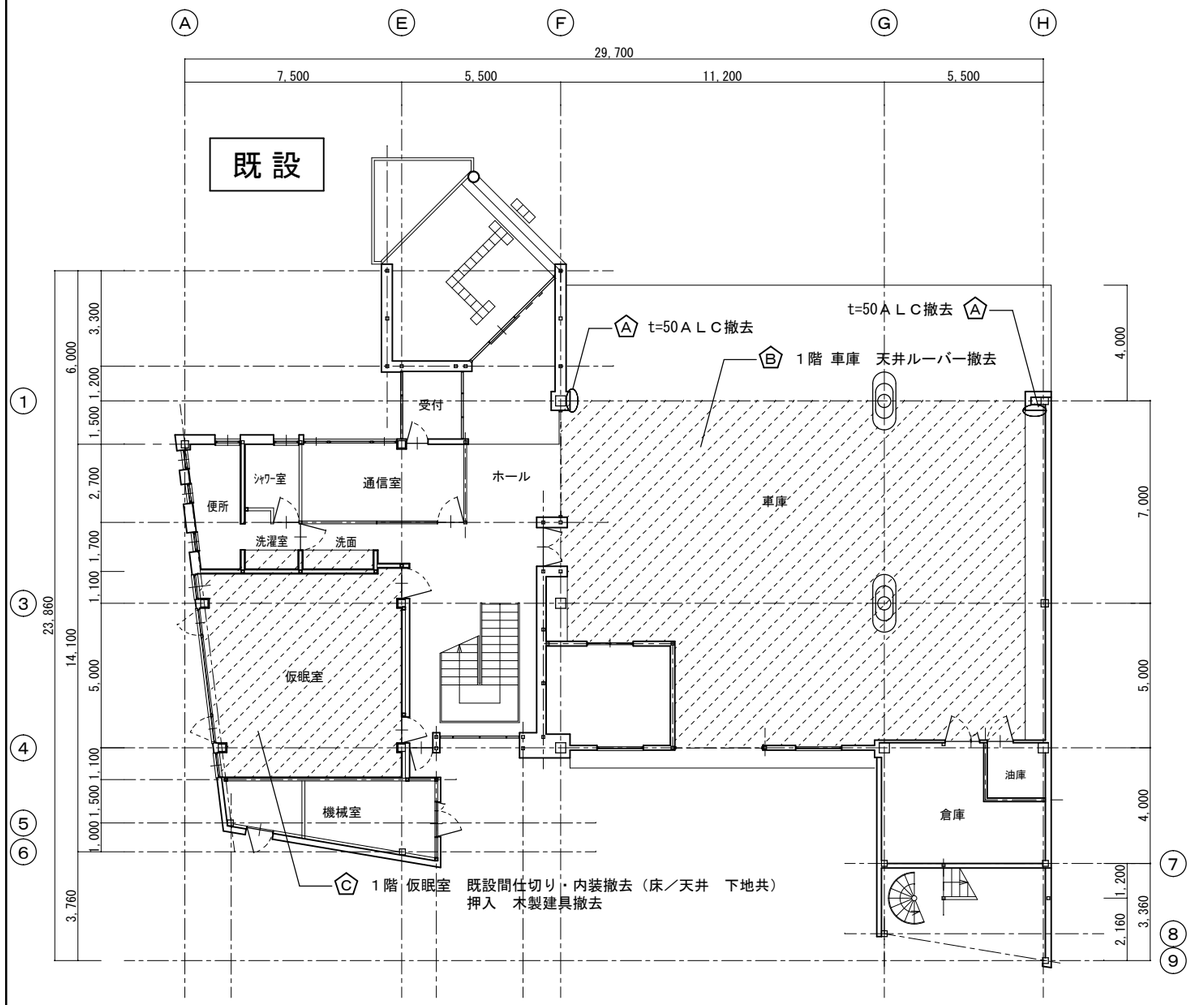

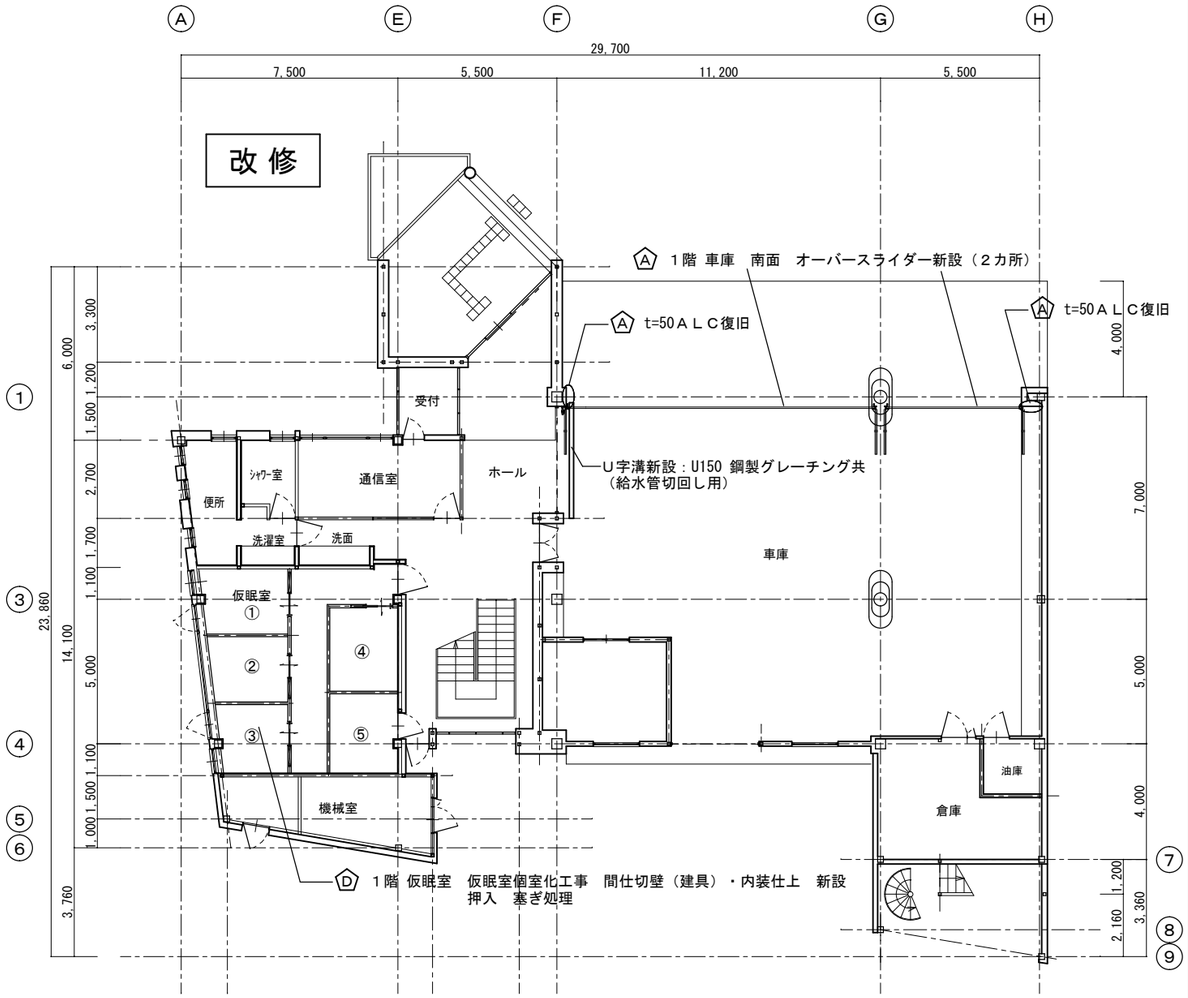

【 工事範囲 】

改修工事範囲

1 階 平 面 図 S=1/150

□ 改修リスト

1）建築工事

- A 1階 車庫 南面 オーバースライダー新設（２カ所）
- B 1階 車庫 天井ルーバー撤去
- C 1階 仮眠室 既設間仕切り・内装撤去（床／天井 下地共）
- D 1階 仮眠室 仮眠室個室化工事 間仕切壁（建具）・内装仕上 新設
- E 2階 仮眠室 入口建具・既設間仕切り・内装撤去（床／天井 下地共）
- F 2階 倉庫Ｂ 入口建具・内装撤去（床／天井 下地共）
- G 2階 仮眠室 仮眠室個室化工事 入口建具・間仕切壁（建具）・内装仕上 新設

U字溝150 鋼製グレーチング蓋T-2

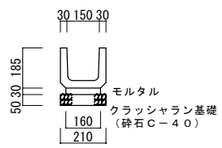

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	1階平面図	A2：1/150 A3：1/210					A－10

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録 (7) 第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝

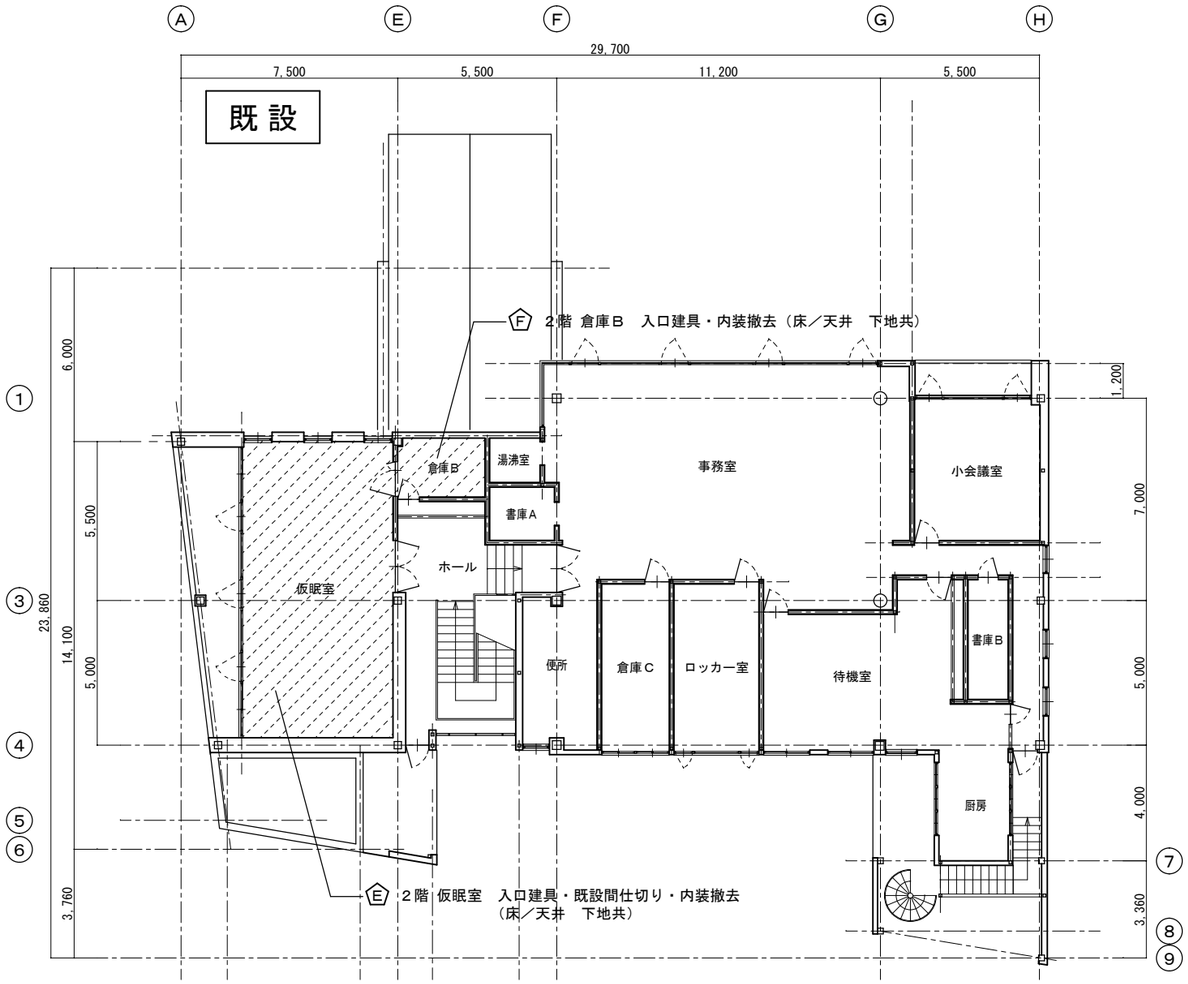

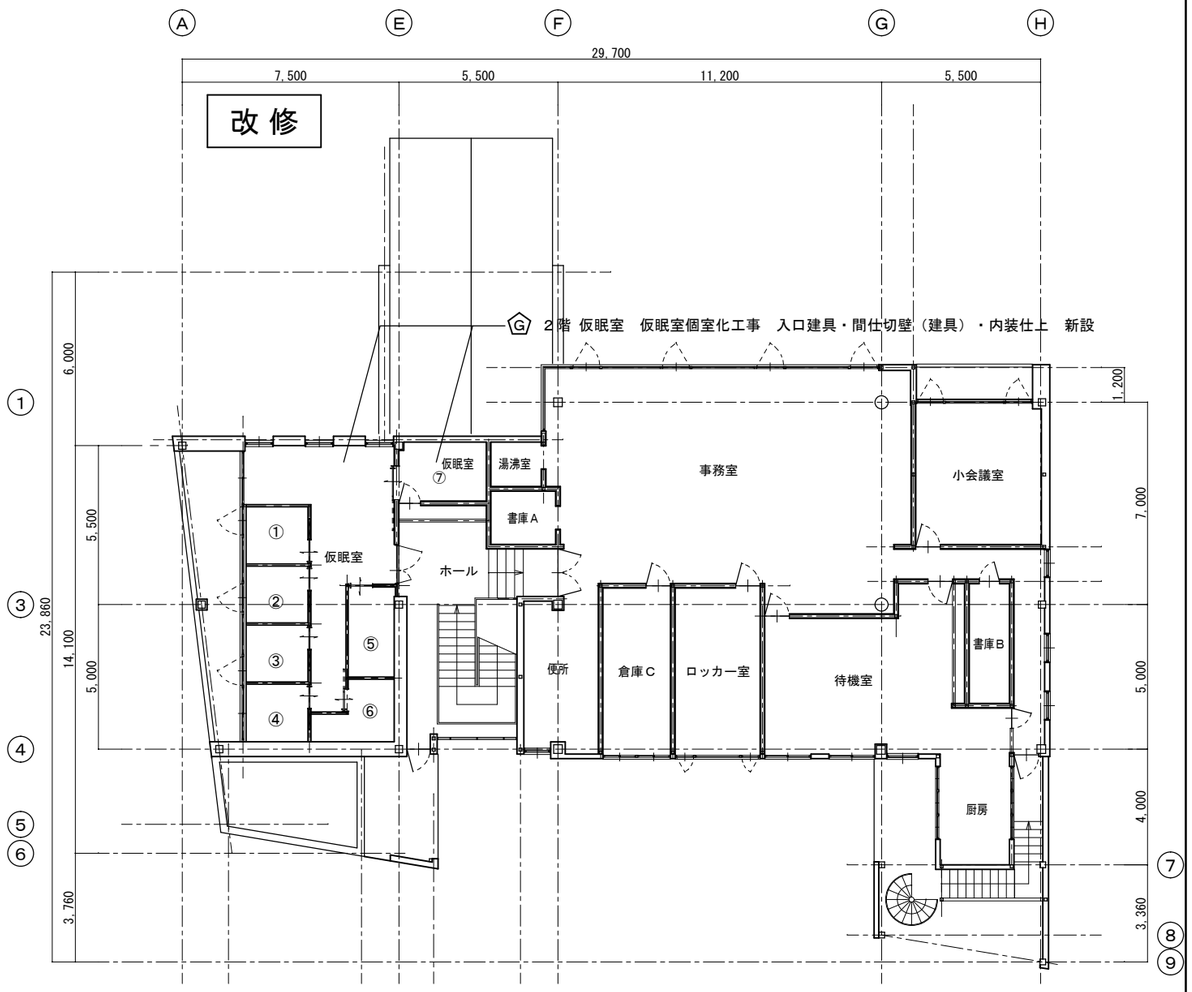

【 工事範囲 】

改修工事範囲

2階平面図 S=1/150

□ 改修リスト

1）建築工事

Ⓐ 1階 車庫 南面 オーバースライダー新設（2カ所）
Ⓑ 1階 車庫 天井ルーバー撤去
Ⓒ 1階 仮眠室 既設間仕切り・内装撤去（床／天井 下地共）
Ⓓ 1階 仮眠室 仮眠室個室化工事 間仕切壁（建具）・内装仕上 新設
Ⓔ 2階 仮眠室 入口建具・既設間仕切り・内装撤去（床／天井 下地共）
Ⓕ 2階 倉庫B 入口建具・内装撤去（床／天井 下地共）
Ⓖ 2階 仮眠室 仮眠室個室化工事 入口建具・間仕切壁（建具）・内装仕上 新設

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	2階平面図	A2：1/150 A3：1/210					A－11

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録 (7) 第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝

凡 例

：床・天井仕上（天井LGS共）撤去範囲を示す。

：間仕切り　撤去範囲を示す（仮眠室出入口部カーテン共）
間仕切り H2,980　パネル部 H2,100

（備品）：既存備品は工事内にて移設・復旧を行う。

既 設

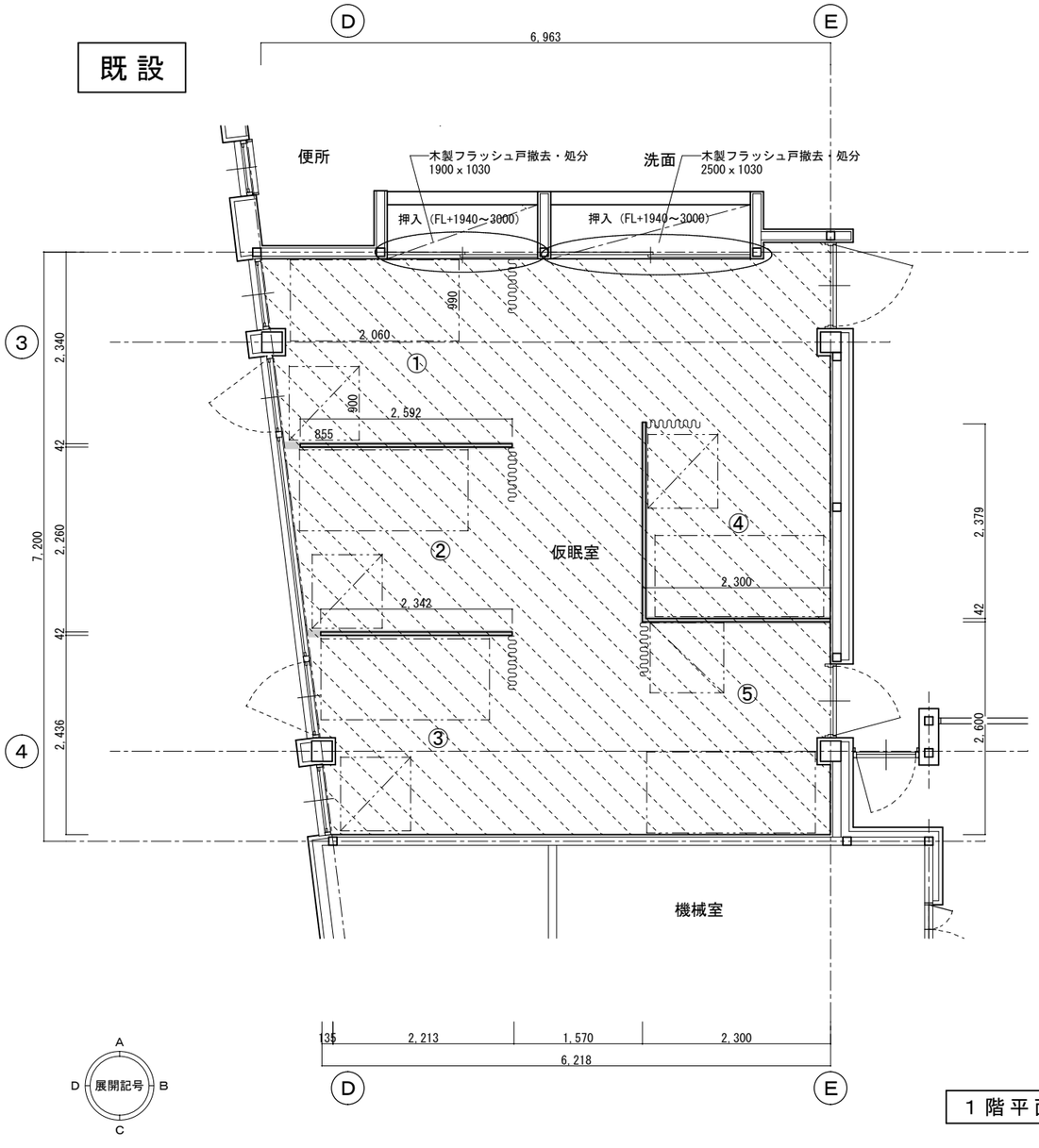

凡 例

：床・天井仕上（天井LGS共）改修範囲を示す。
＊壁改修　周囲壁＋柱型：既設のまま　全面クリーニング

：外部開口部塞ぎ・間仕切り壁　新設（FL～上階デッキまで立上げ）
LGS65＋PB12.5　張の上ビニルクロス貼

LGS65＋PB12.5＋PB12.5　張の上ビニルクロス貼

（備品）：既存備品は工事内にて移設・復旧を行う。

改 修

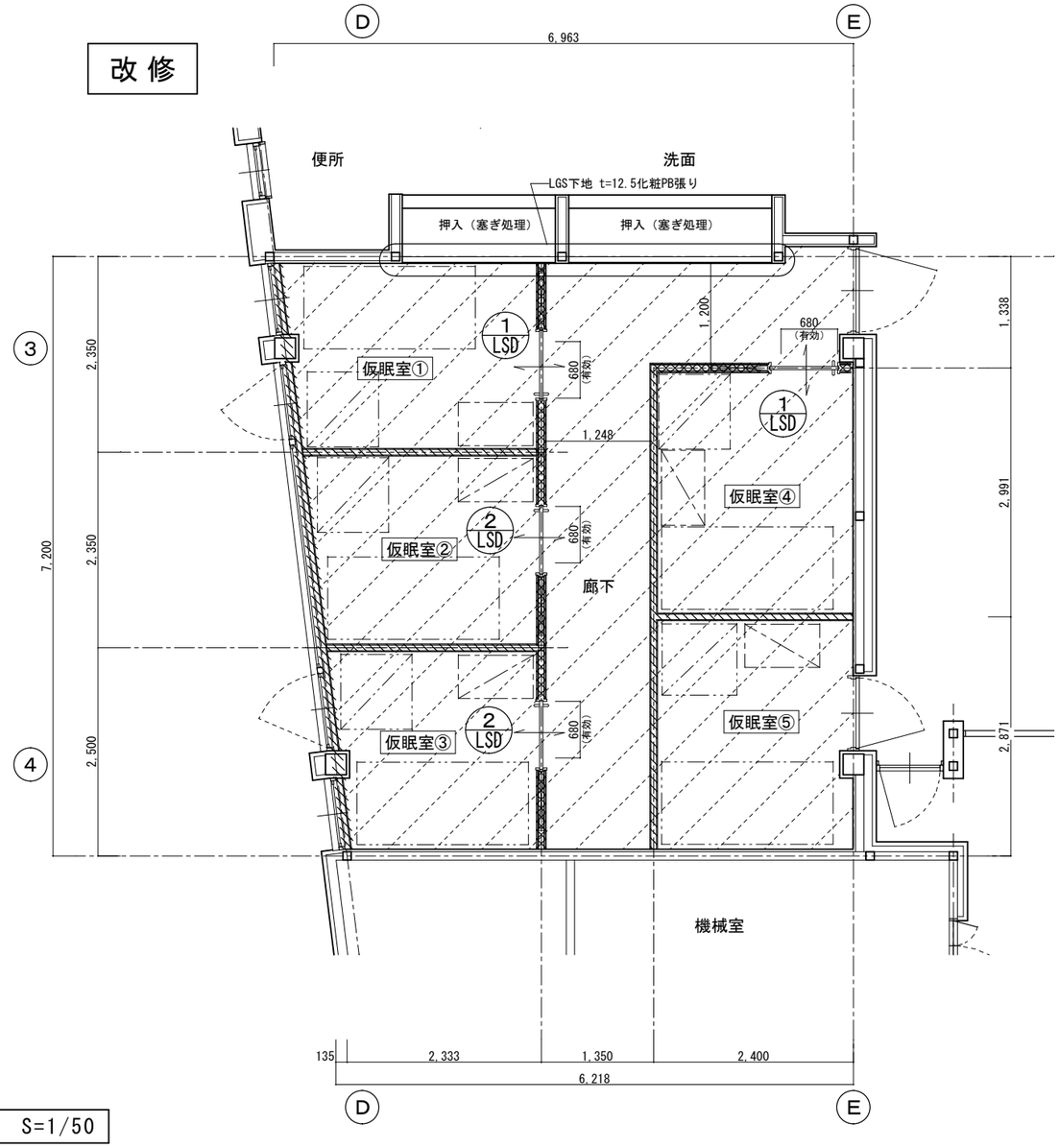

1 階 平 面 詳 細 図　S=1/50

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	1階平面詳細図	A2：1/50 A3：1/70					A－12

STP
一級建築士事務所　〒427-0045　島田市向島町2924-1　一級建築士事務所登録（7）第4179号
TEL　0547-36-6147　一級建築士登録　第156057号
FAX　0547-37-8150　酒井　勝

凡 例

：床・天井仕上（天井LGS共）撤去範囲を示す。

：間仕切り　撤去範囲を示す（仮眠室出入口部カーテン共）
間仕切り H2,849　パネル部 H2,100

（備品）：既存備品は工事内にて移設・復旧を行う。

既 設

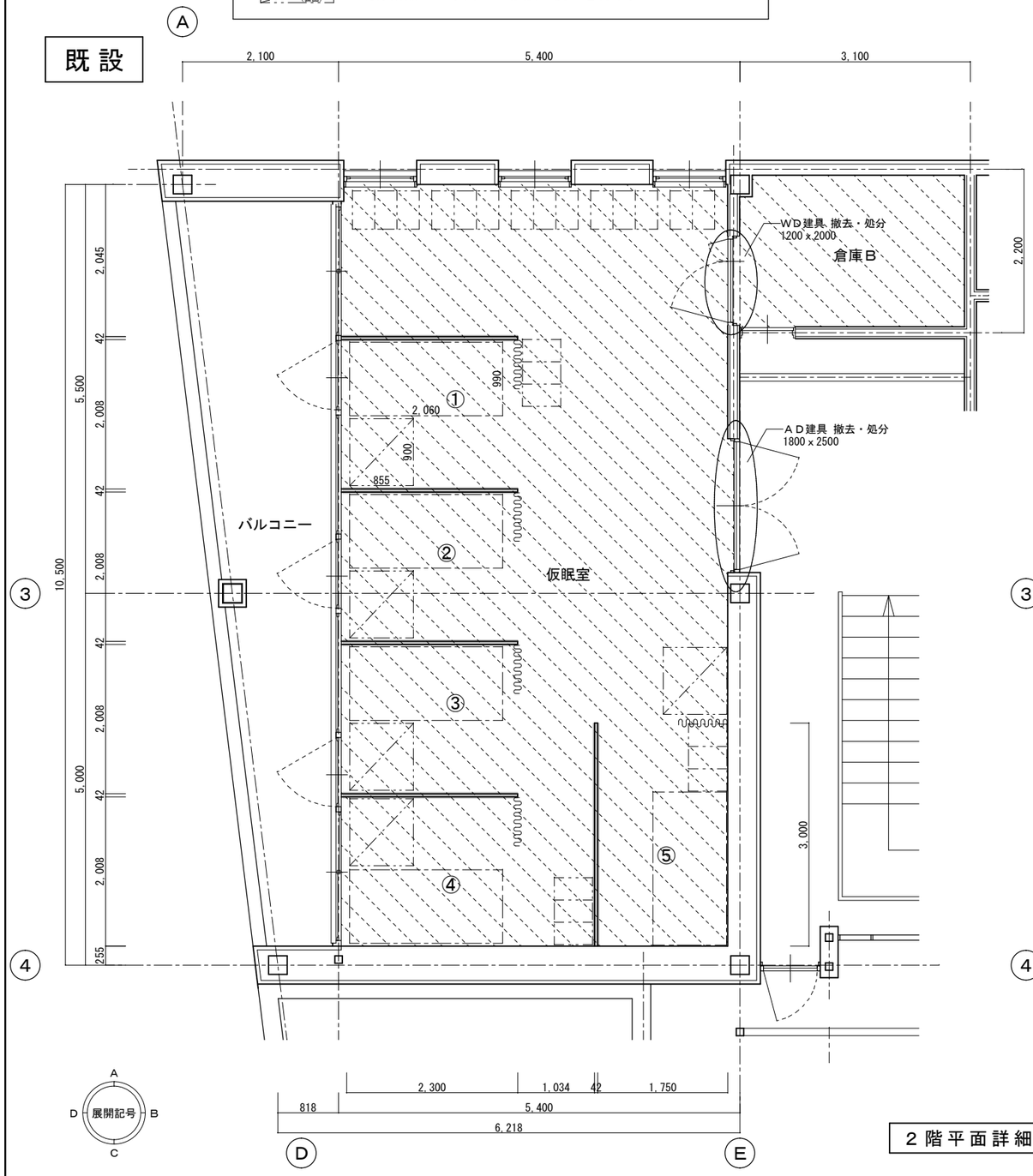

凡 例

：床・天井仕上（天井LGS共）改修範囲を示す。
＊壁改修　周囲壁＋柱型：既設のまま　全面クリーニング

：外部開口部塞ぎ・間仕切り壁　新設（FL～上階デッキまで立上げ）
LGS65＋PB12.5　張の上ビニルクロス貼

LGS65＋PB12.5＋PB12.5　張の上ビニルクロス貼

（備品）：既存備品は工事内にて移設・復旧を行う。

改 修

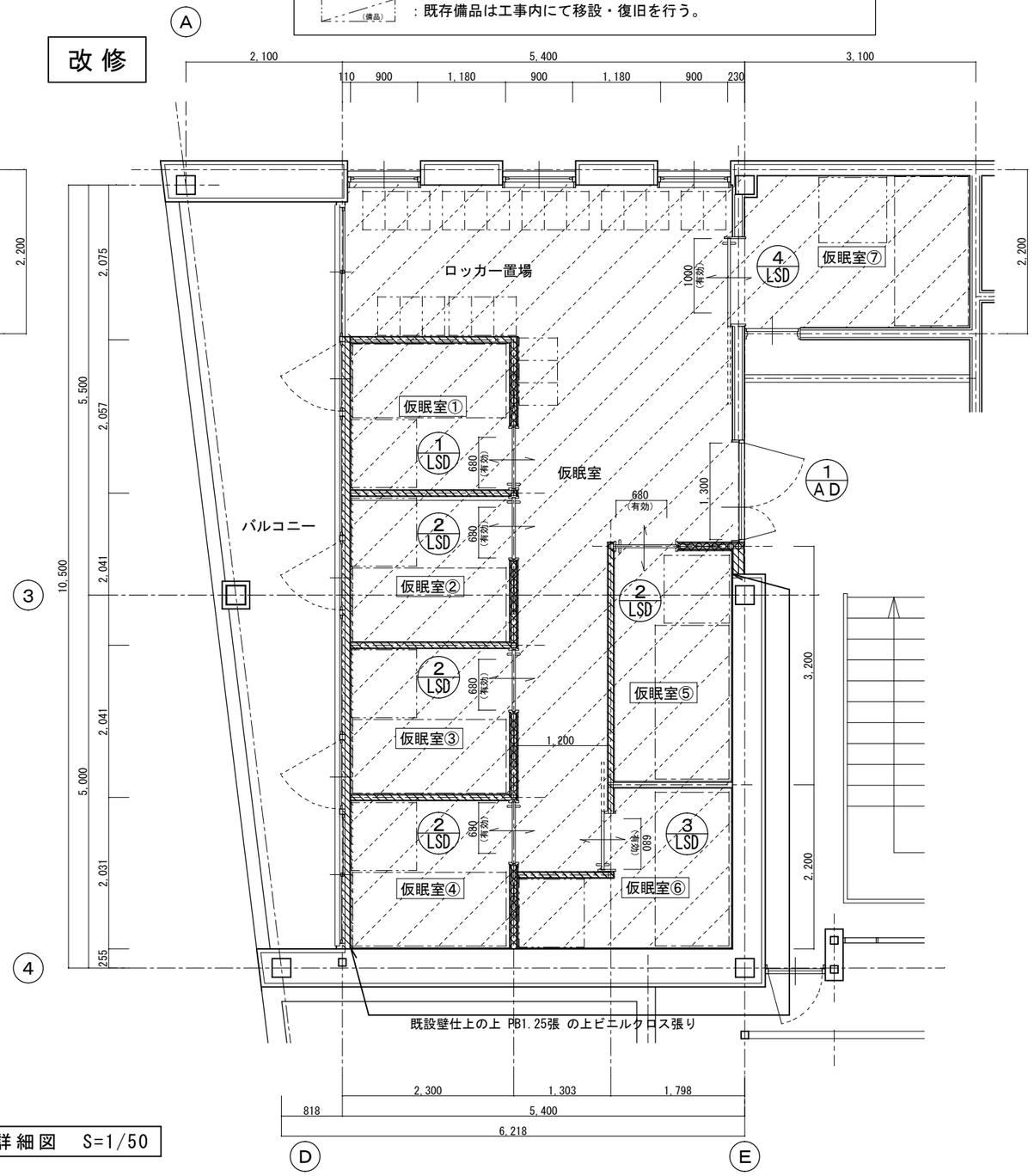

２階平面詳細図　S=1/50

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	２階平面詳細図	A2：1/50 A3：1/70			

一級建築士事務所 STP
〒427-0045　島田市向島町2924-1
TEL　0547-36-6147
FAX　0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録　第156057号
酒井　勝

NO A－13

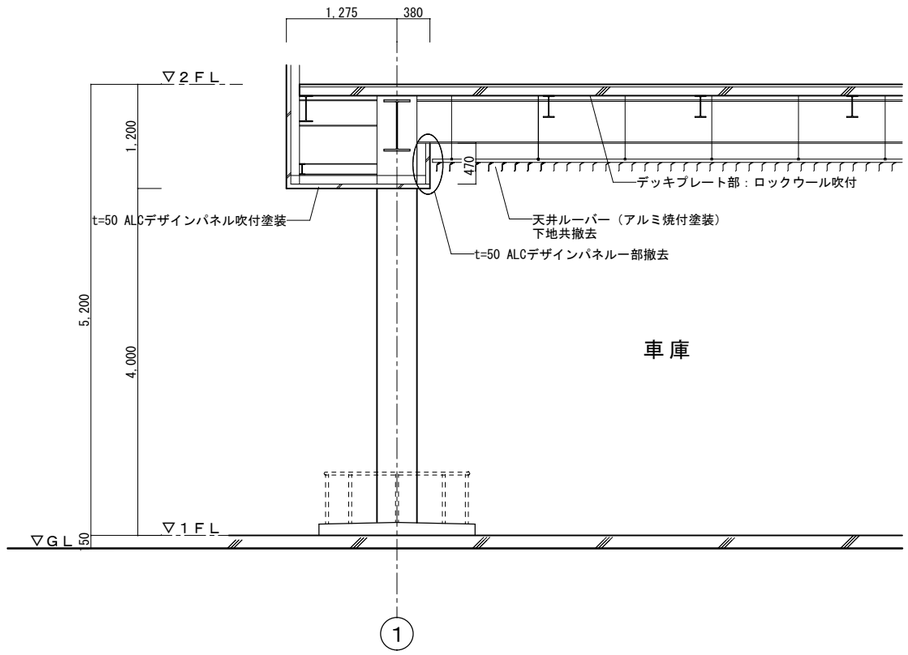

既設

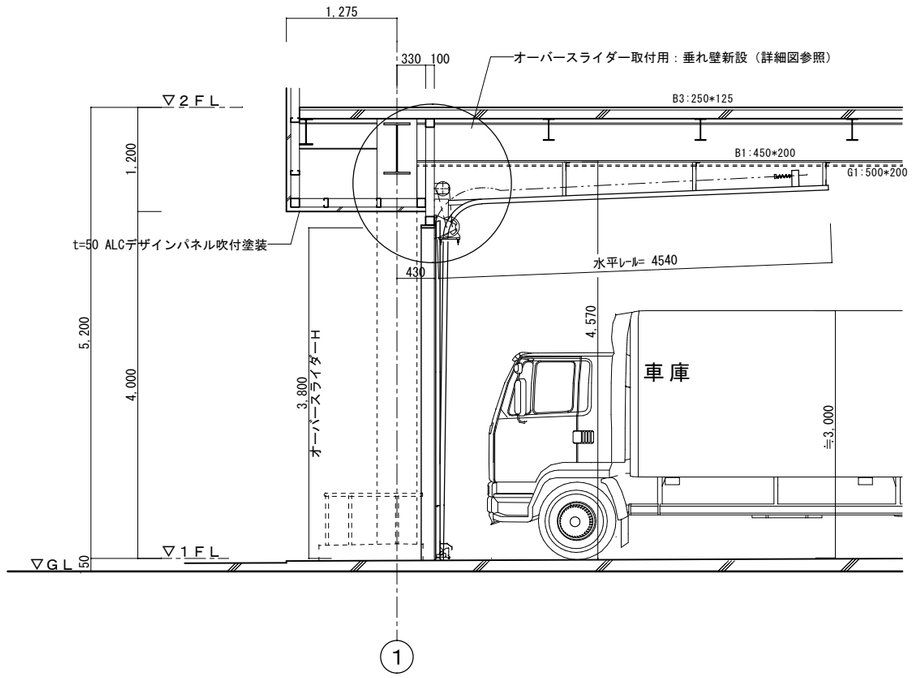

改修

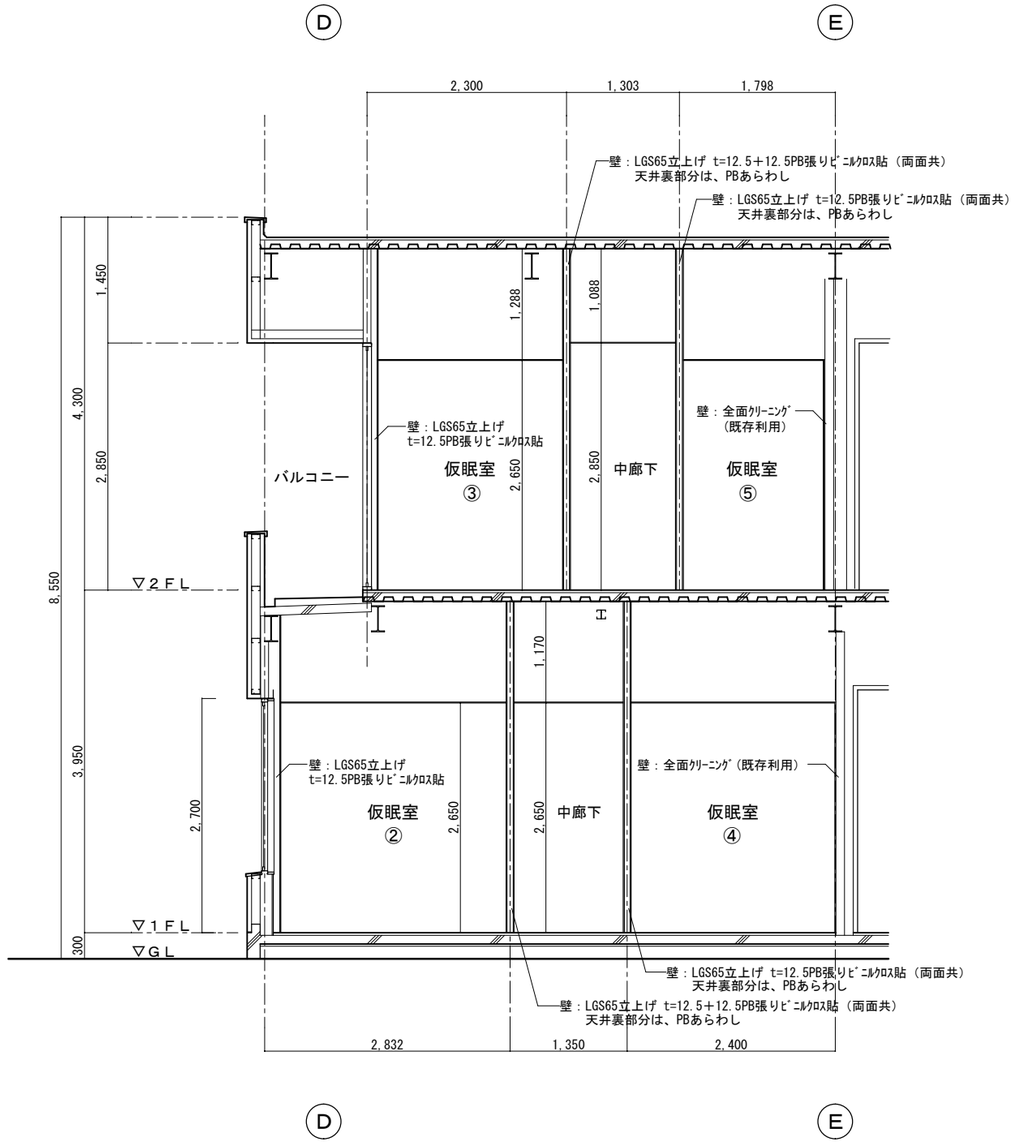

改修

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	断面詳細図	A2：1/50 A3：1/70				STP 一級建築士事務所 〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	A－14

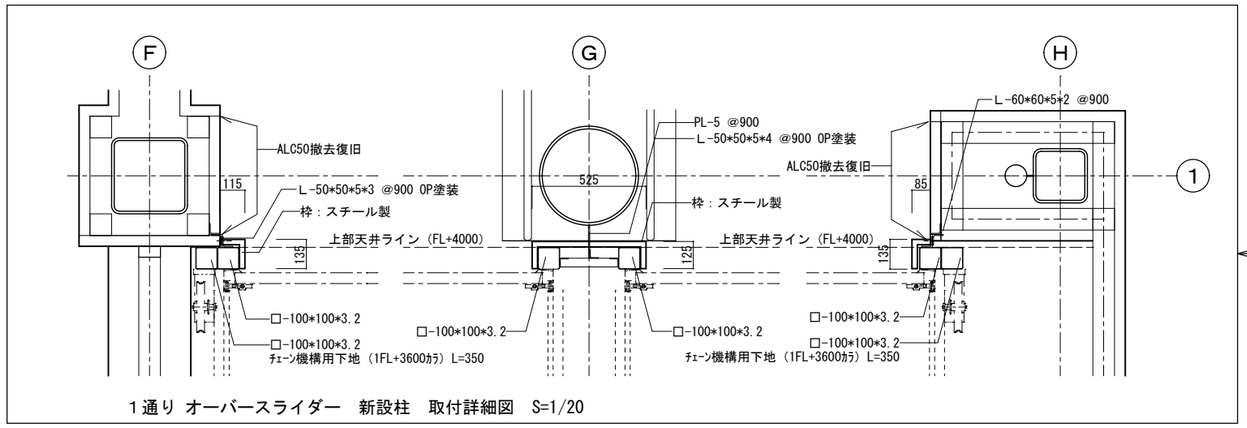

１通り オーバースライダー　新設柱　取付詳細図　S=1/20

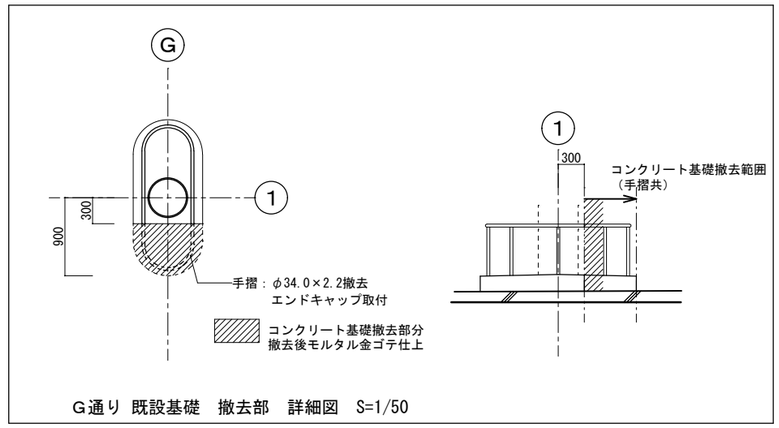

Ｇ通り 既設基礎　撤去部　詳細図　S=1/50

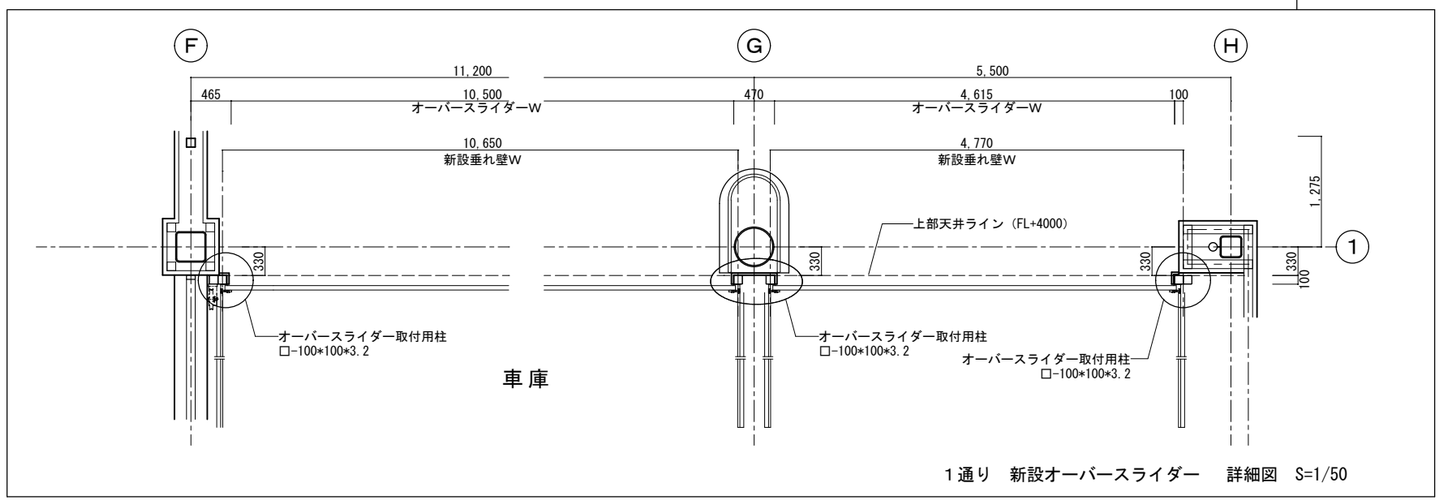

１通り　新設オーバースライダー　詳細図　S=1/50

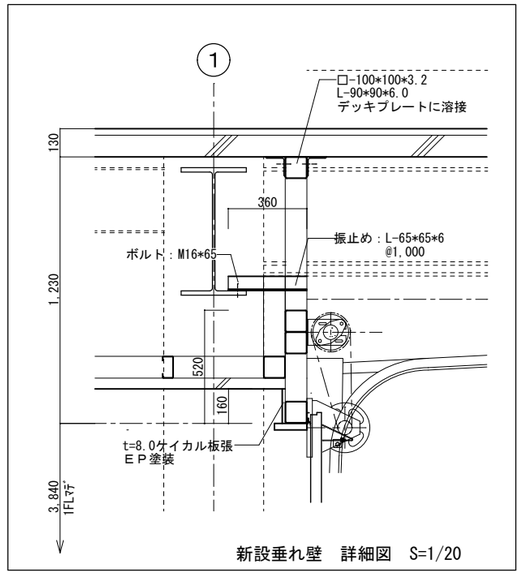

新設垂れ壁　詳細図　S=1/20

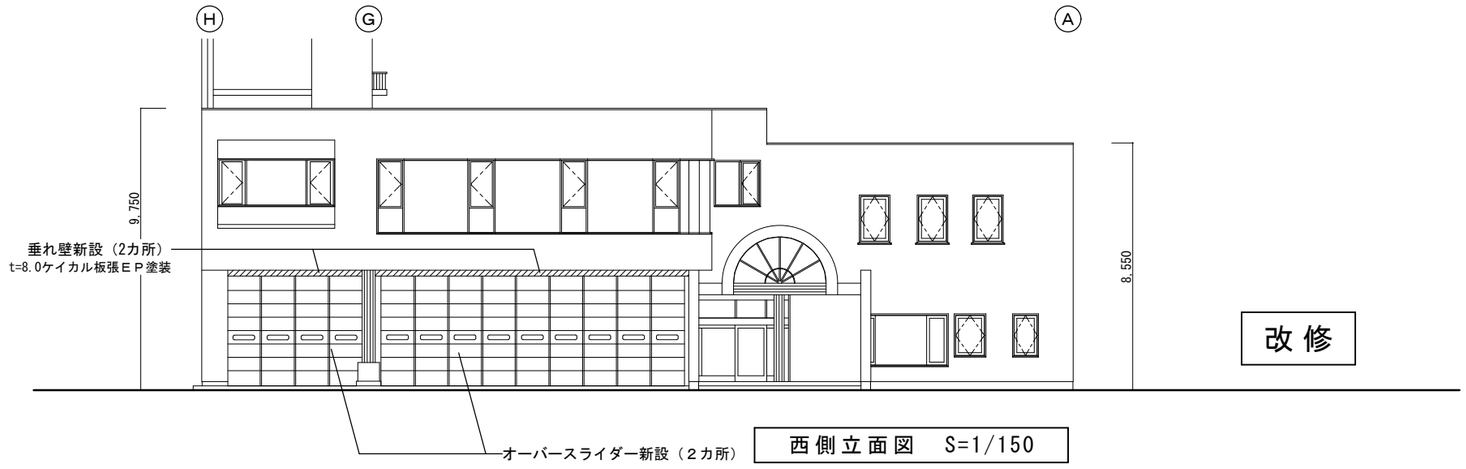

改 修

西側立面図　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	オーバースライダー詳細図	A2：1/150 1/50 1/20 A2：1/210 1/70 1/28					A－15

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝

床	t＝2.5　長尺塩ビシート	巾木	硬質塩化ビニル巾木　H=100	壁	A　既設壁　全面クリーニング	C	新設壁　t=12.5+12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼	天井	t=9.5　不燃化粧ＰＢ張
					B　新設壁　t=12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼				

１階　仮眠室

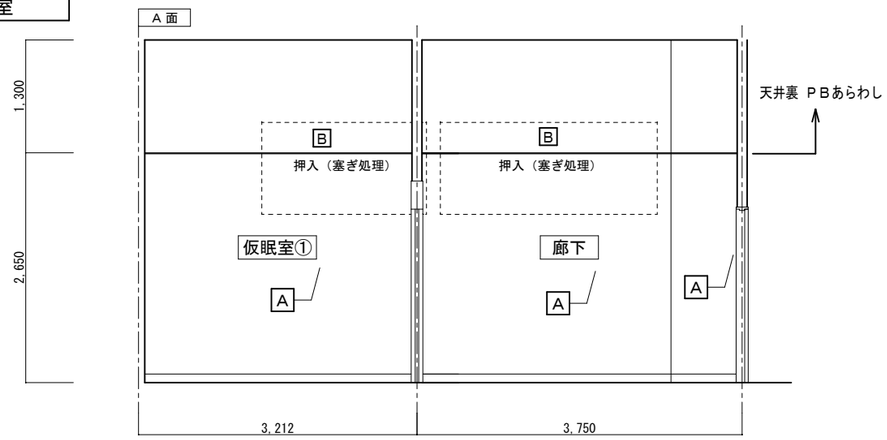

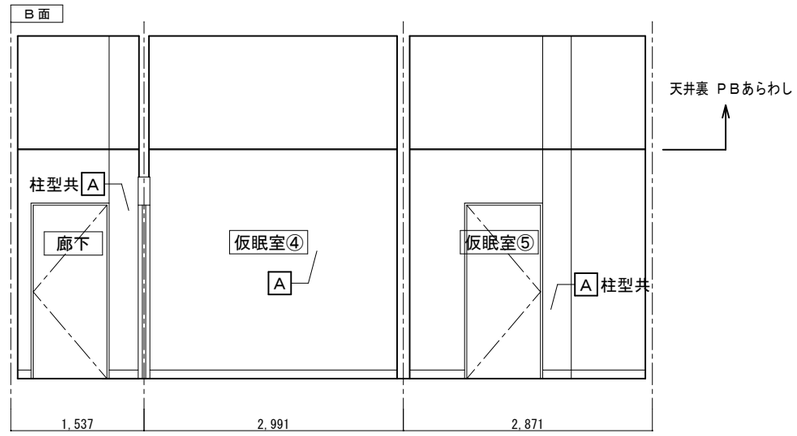

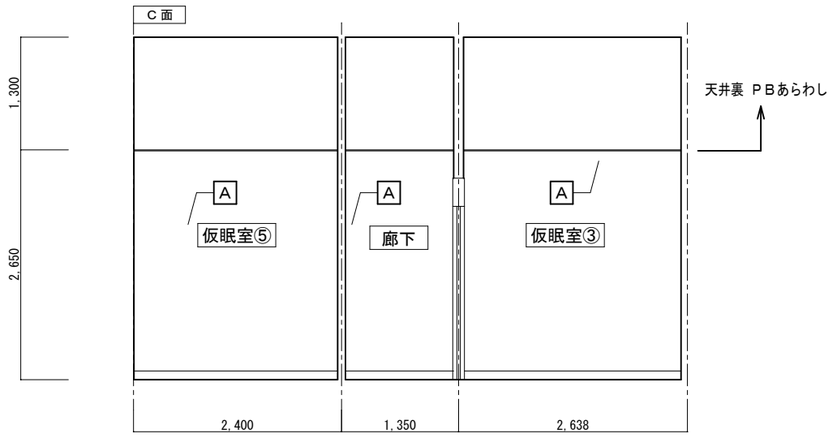

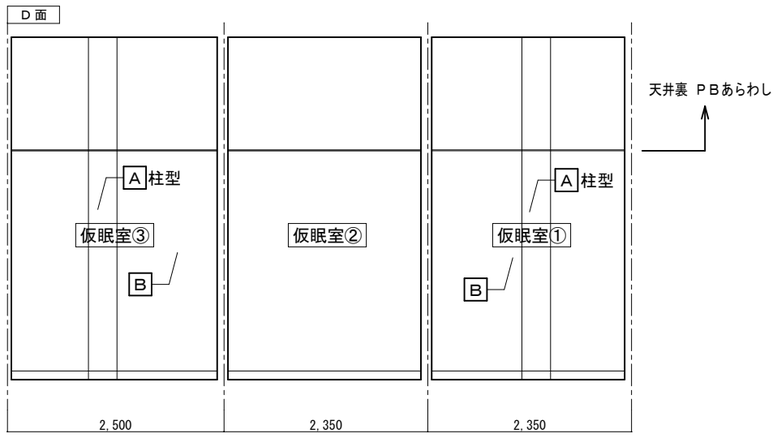

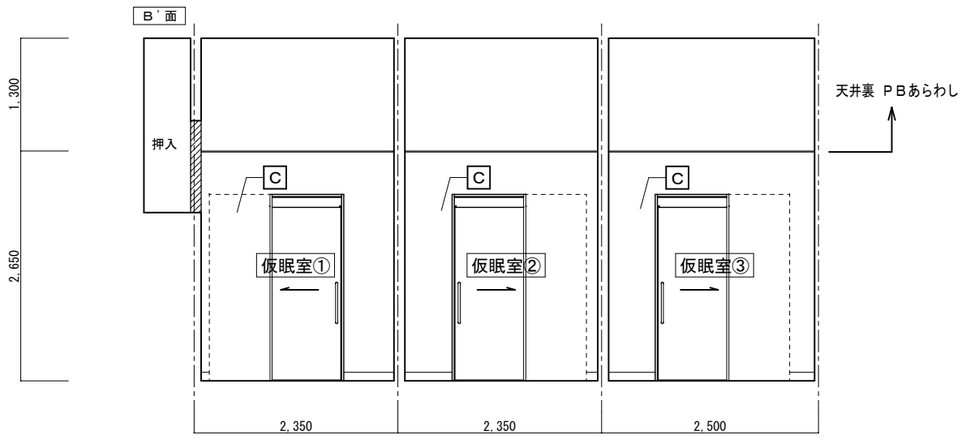

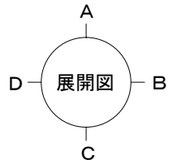

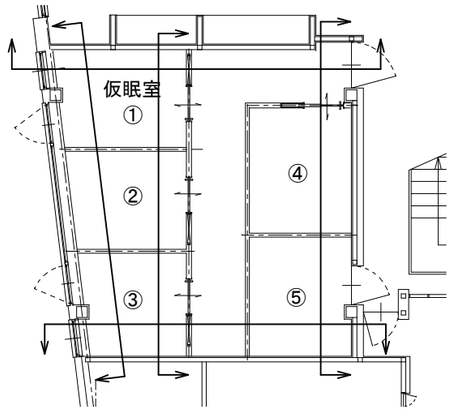

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	１階展開図	A2：1/50 A3：1/70			

一級建築士事務所　STP
〒427-0045　島田市向島町2924-1
TEL　0547-36-6147
FAX　0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録　第156057号
酒井　勝

NO　A－16

床	t＝2.5　長尺塩ビシート	巾木	硬質塩化ビニル巾木　H=100	壁	A　既設壁　全面クリーニング	C　新設壁　t=12.5+12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼	天井	t=9.5　不燃化粧ＰＢ張
					B　新設壁　t=12.5　ＰＢ下地　ビニルクロス貼	D　既設壁の上　t=12.5張　ビニルクロス貼		

２階　仮眠室

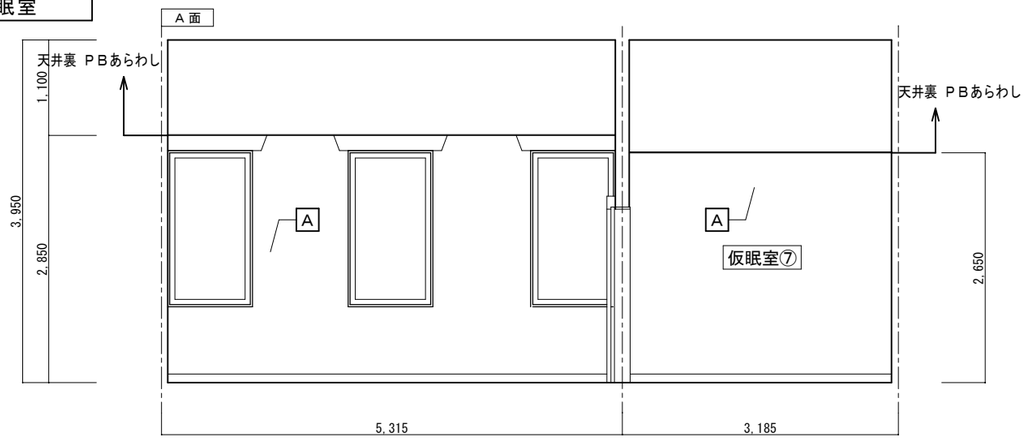

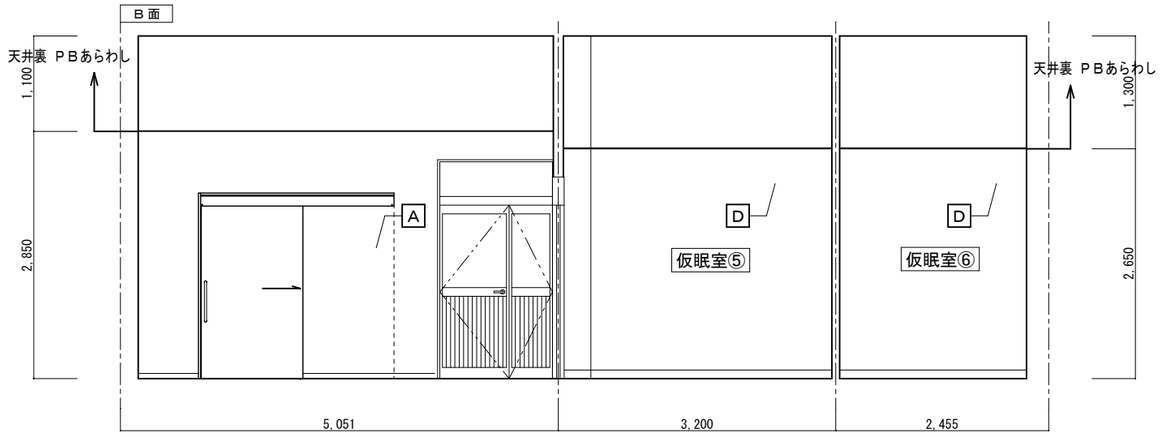

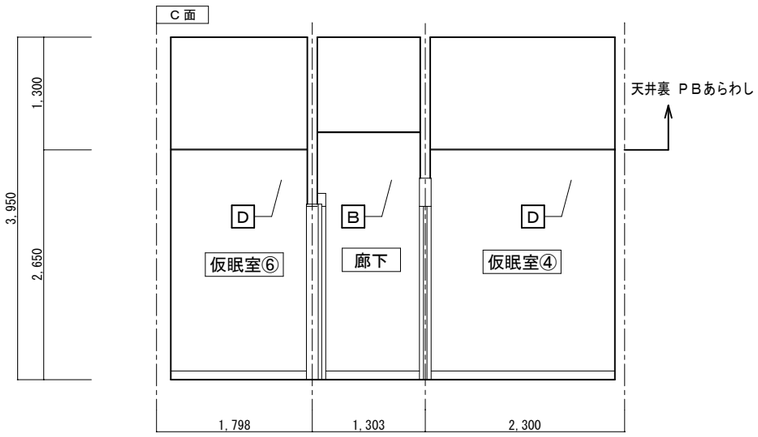

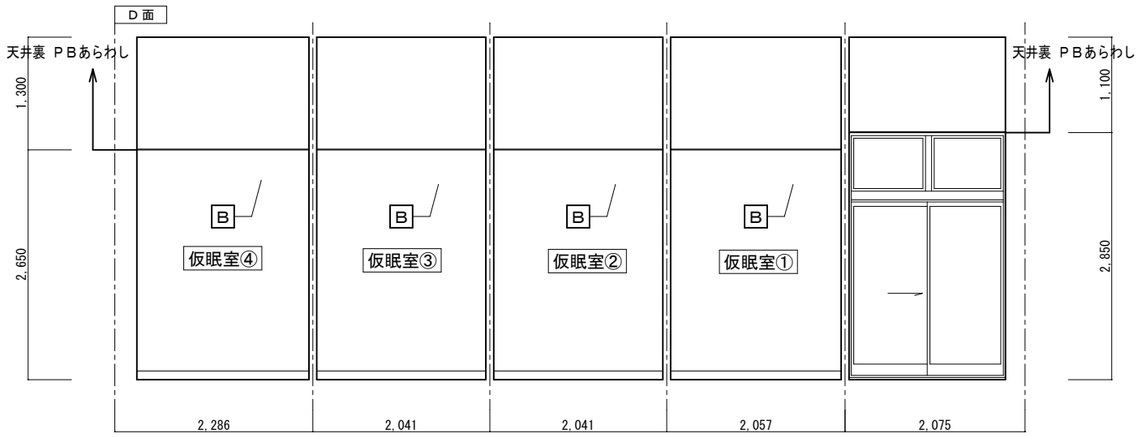

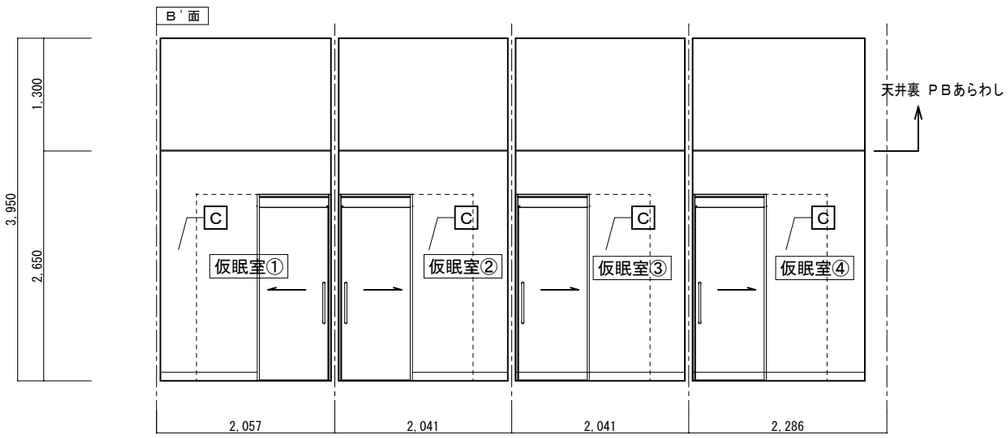

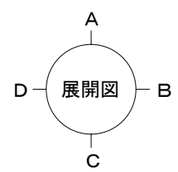

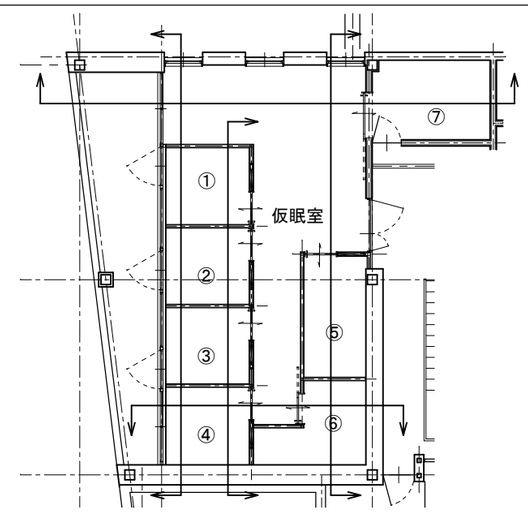

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	２階展開図	A2：1/50 A3：1/70					A－17

一級建築士事務所 STP
〒427-0045　島田市向島町2924-1
TEL　0547-36-6147
FAX　0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録　第156057号
酒井　勝

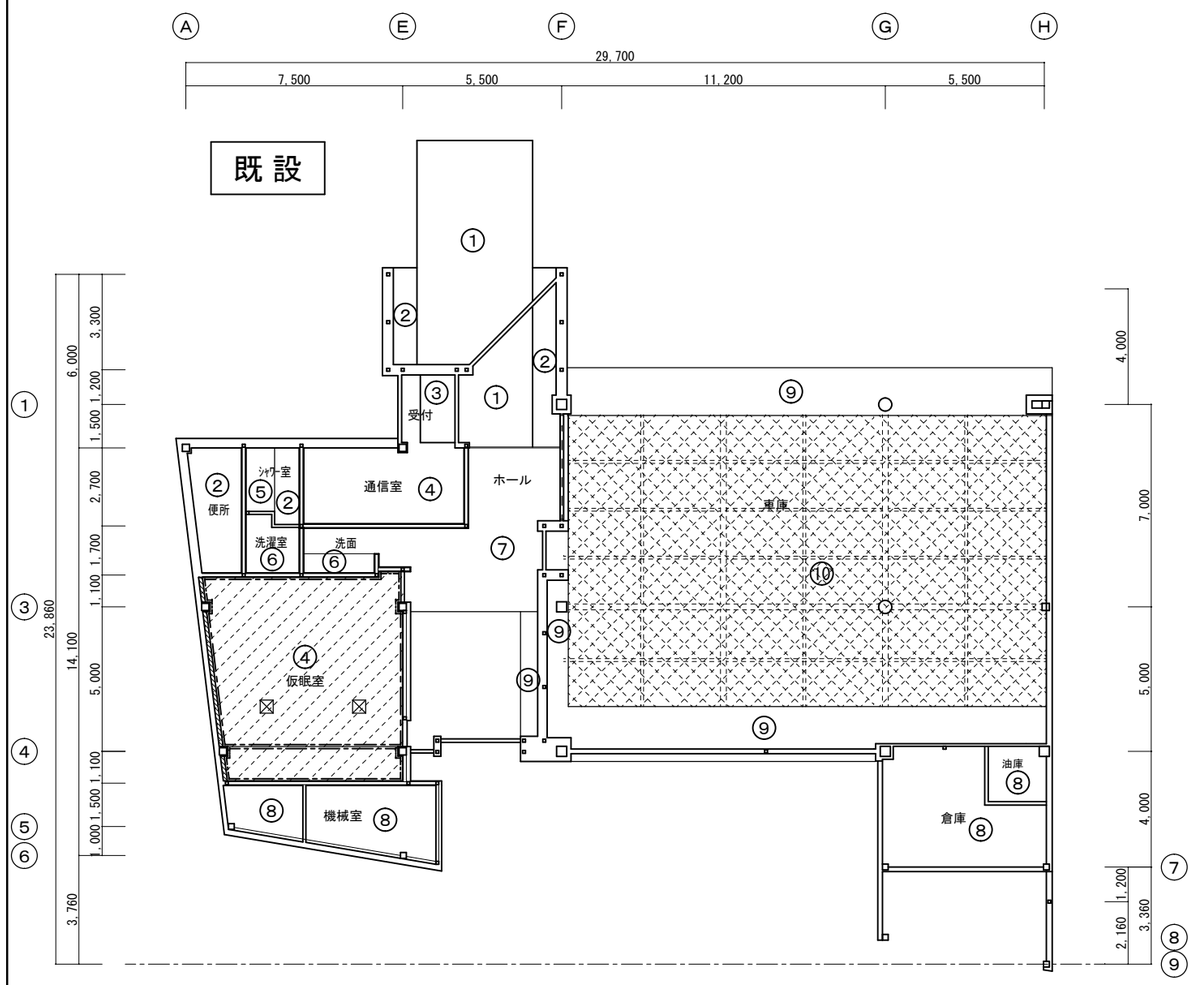

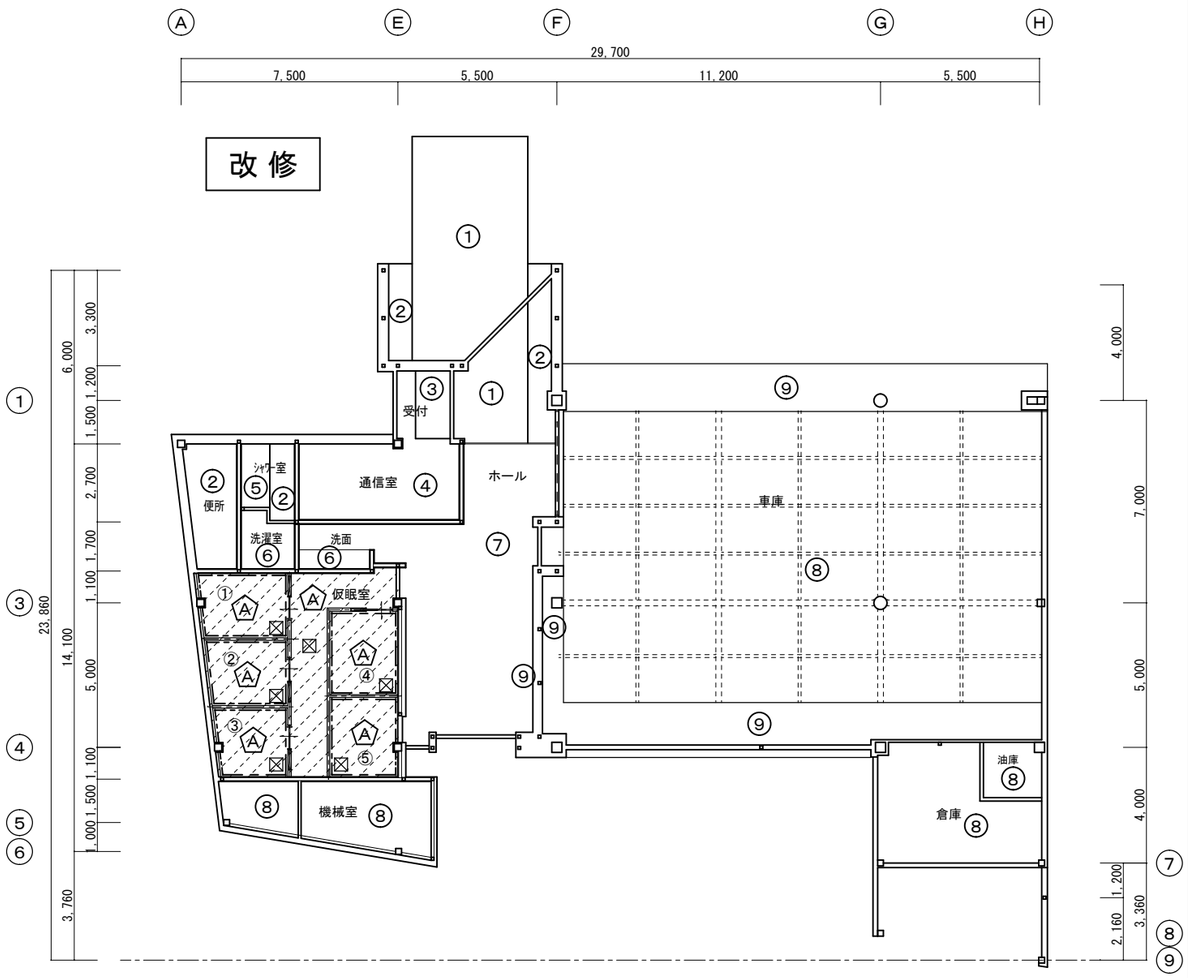

【 工事範囲 】

天井仕上（天井LGS共）撤去・復旧範囲を示す。

天井ルーバー（天井LGS共）撤去範囲を示す。

【 凡 例 】

番 号	天 井 仕 上	番 号	天 井 仕 上
①	t=5.0 ドーム 樹脂ガラス	⑨	t=50 ＡＬＣデザインパネル 吹付タイル
②	t=6.0 ケイカル板張 吹付タイル	⑩	天井ルーバー（アルミ板 焼付塗装）
③	t=3.0 アクリル板張		ブラインドボックス
④	t=15.0 岩綿吸音板 システム天井 Ｈバー工法		
⑤	t=0.8 バスリブ天井（硬質塩ビ）	Ⓐ	t=9.5 不燃化粧ＰＢ張
⑥	t=9.0 ＰＢ下地 クロス貼		
⑦	t=9.0 ＰＢ下地 ビニルクロス貼		
⑧	ルーフデッキ表し		

点 検 口	
⊠	□450 アルミ製（額縁タイプ）

廻 り 縁	
——-——	塩ビ製

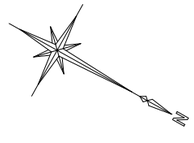

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	１階天井伏図	A2：1/150 A3：1/210					A－18

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録 (7) 第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝

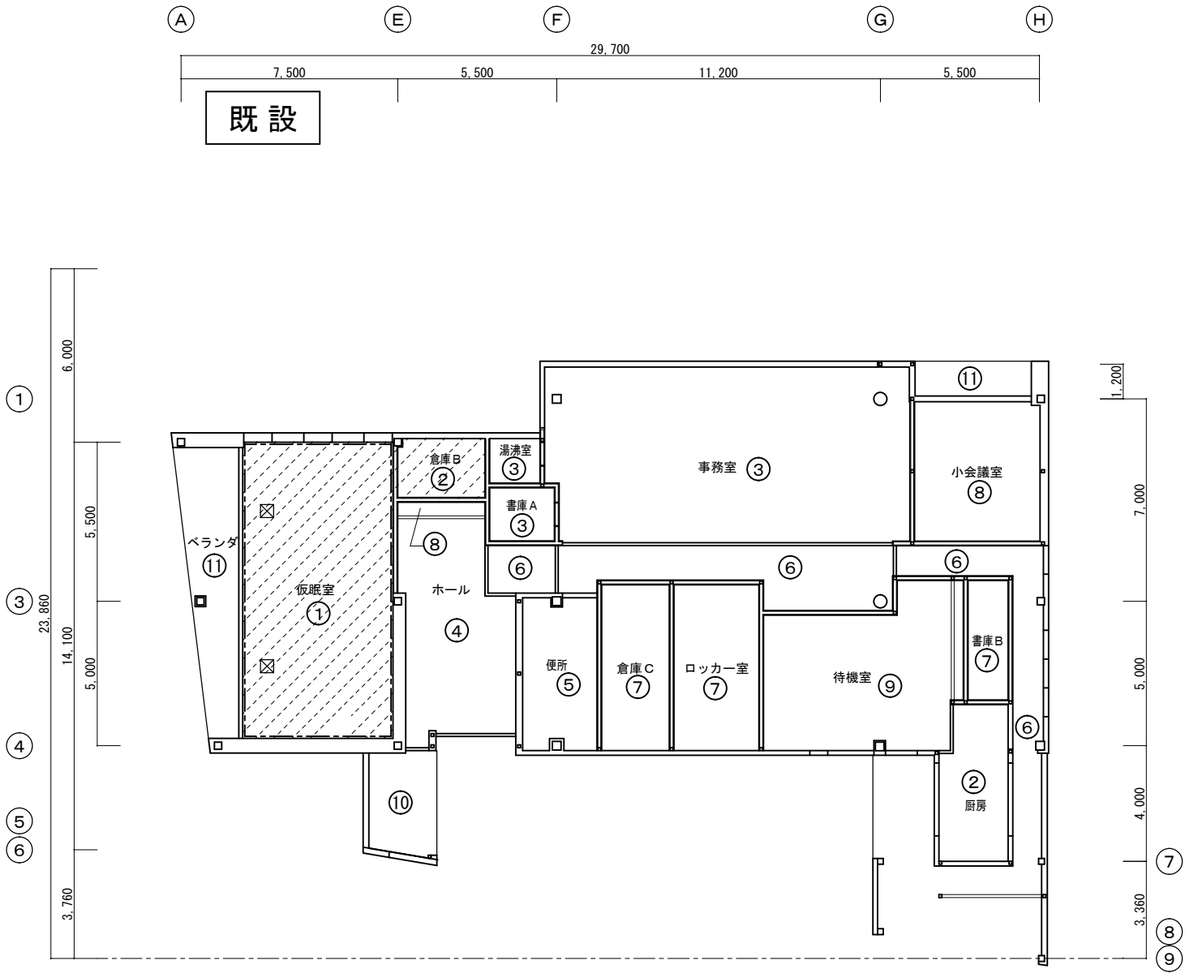

【 工事範囲 】

改修工事範囲

天井仕上（天井LGS共）撤去・復旧範囲を示す。

【 凡 例 】

番 号	天 井 仕 上	番 号	天 井 仕 上
①	t=15.0 岩綿吸音板 システム天井 シャドウタイプ	⑨	t=12.0 岩綿吸音板 直張り（クロス模様）
②	t=12.0 岩綿吸音板 直張り	⑩	エキスパンドメタル XG-11 T-45
③	t=12.0 岩綿吸音板 直張り（ストライプ模様）	⑪	t=50 ＡＬＣデザインパネル 吹付タイル
④	アルミ光天井システム セルサイズ25mm		
⑤	t=6.0 ケイカル板張 吹付タイル		
⑥	t=15.0 岩綿吸音板 システム天井 Ｈバー工法	Ⓐ	t=9.5 不燃化粧ＰＢ張
⑦	t=9.0 石膏系吸音板 直張り		
⑧	t=9.0 ＰＢ下地 ビニルクロス貼		

点 検 口	
☒	□450 アルミ製（額縁タイプ）

廻 り 縁	
——-——	塩ビ製

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	２階天井伏図	A2：1/150 A3：1/210					A－19

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録 (7) 第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝

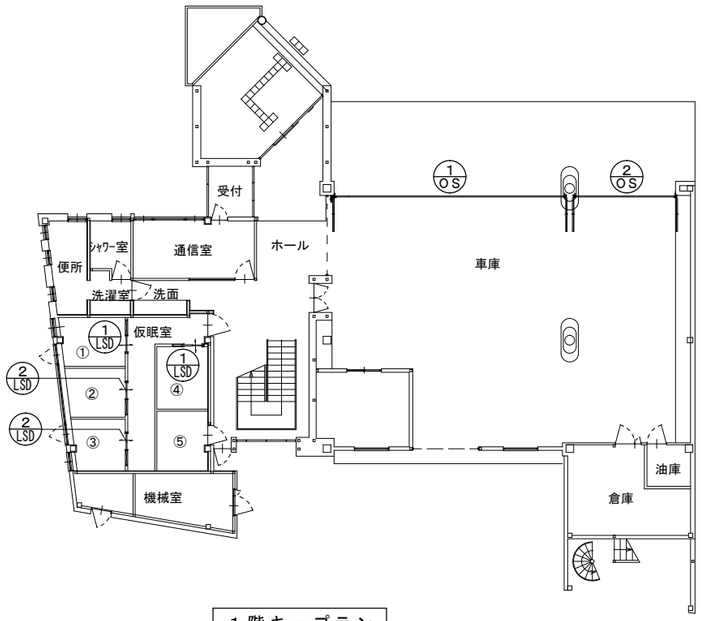

１階キープラン

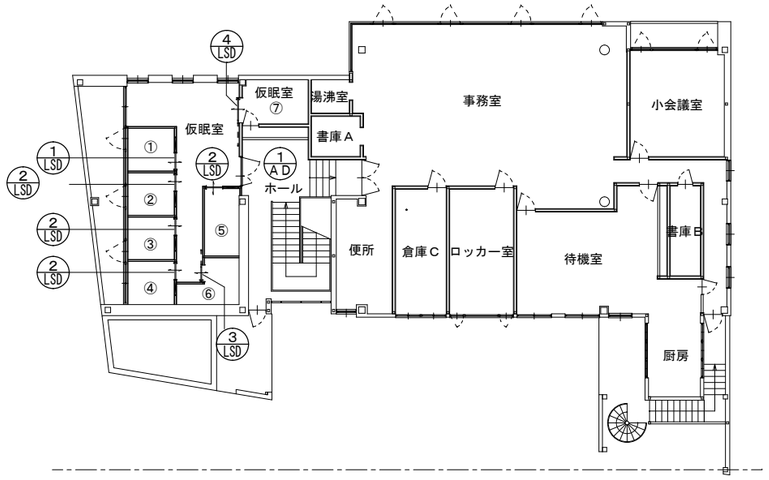

２階キープラン

改修

符号・場所・個数	1 LSD 1階 車庫	1	2 OS 1階 車庫	1	
寸法	１０，５００×３，８００		４，６７０×３，８００		
形態	オーバースライダー電動チェーン式		オーバースライダー電動チェーン式		
仕上・見込	アルミ製 t=0．6	扉見込：	アルミ製 t=0．6	扉見込：	
ガラス	明り窓 アクリル製		明り窓 アクリル製		
建具金物	標準金物一式、チェーン		標準金物一式、チェーン		
備考					
姿図 基準ＦＬ	1/100 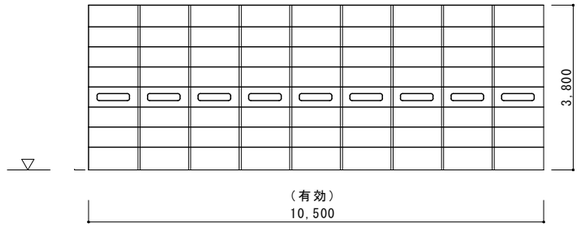		1/100 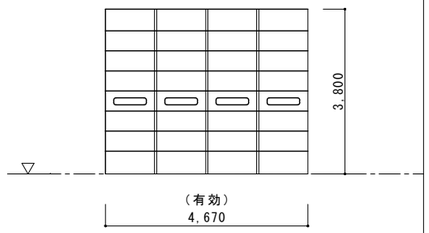		

符号・場所・個数	1 AD 1階 救急仮眠室 入口	1	1 LSD 1階仮眠室①・④ 2階仮眠室① 入口	3	2 LSD 1階仮眠室②・③ 2階仮眠室②・③・④・⑤ 入口	6
寸法	１，３００×２，５００		１，５００×２，３００		１，５００×２，３００	
形態	ランマＦＩＸ 親子開き戸		スチール製軽量引込引戸（戸袋タイプ）		スチール製軽量引込引戸（戸袋タイプ）	
仕上・見込	アルミサッシュ （カラー）	７０	化粧鋼板 t＝０．５	扉見込：１２０	化粧鋼板 t＝０．５	扉見込：１２０
ガラス	t＝4.0ＦＬ					
建具金物	レバーハンドル、丁番、ドアチェック		標準金物一式、ステンレス製沓摺		標準金物一式、ステンレス製沓摺	
備考	腰:アルミパネル、付属金物一式					
姿図 基準ＦＬ	1/50 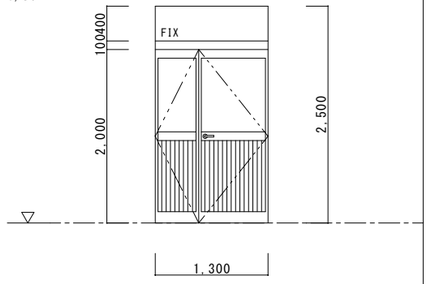		1/50 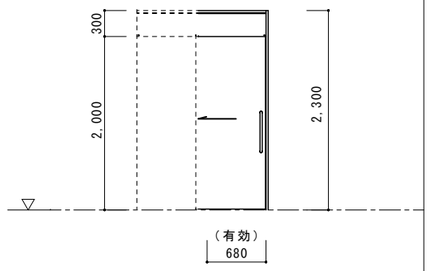		1/50 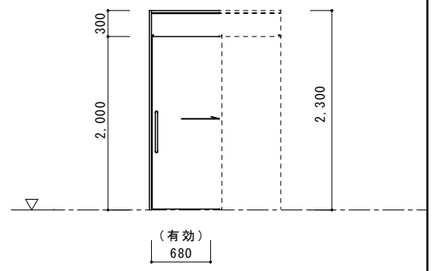	

符号・場所・個数	3 LSD 2階 仮眠室⑥	1	4 LSD 2階 仮眠室⑦	1	
寸法	１，５００×２，１５０		２，１００×２，１５０		
形態	スチール製軽量引戸		スチール製軽量引戸		
仕上・見込	化粧鋼板 t＝０．５	扉見込：１００	化粧鋼板 t＝０．５	扉見込：１００	
ガラス					
建具金物	標準金物一式、ステンレス製沓摺		標準金物一式、ステンレス製沓摺		
備考					
姿図 基準ＦＬ	1/50 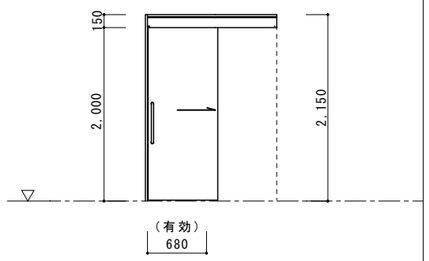		1/50 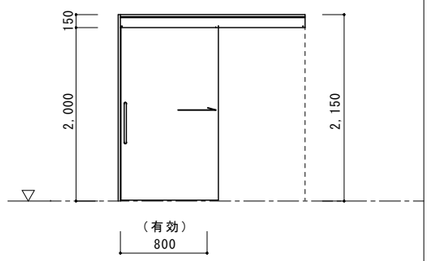		

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	改修 建具表	A2：1/50 1/100 A3：1/70 1/140			

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録 (7) 第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝

NO A-20

凡　例		
記　号	名　称	参考仮設数量
ーーーーーー	ガードフェンス　H=1800	ー
	工事用車両駐車場	ー
	（別敷地にて対応する）	

安全対策

1、仮設設置に際して、必要な安全対策（落下物防止を含む）を施すこと。
2、施工中の敷地内の通行について、第三者被害が発生しないように留意すること。
3、施工中の敷地内の通行後は現状復旧すること。
4、作業員の施設内への主な動線は、内部階段を使用できる。
5、施設内を動線等で利用する場合は、施設管理者と協議すること。また、使用後は適宜清掃すること。

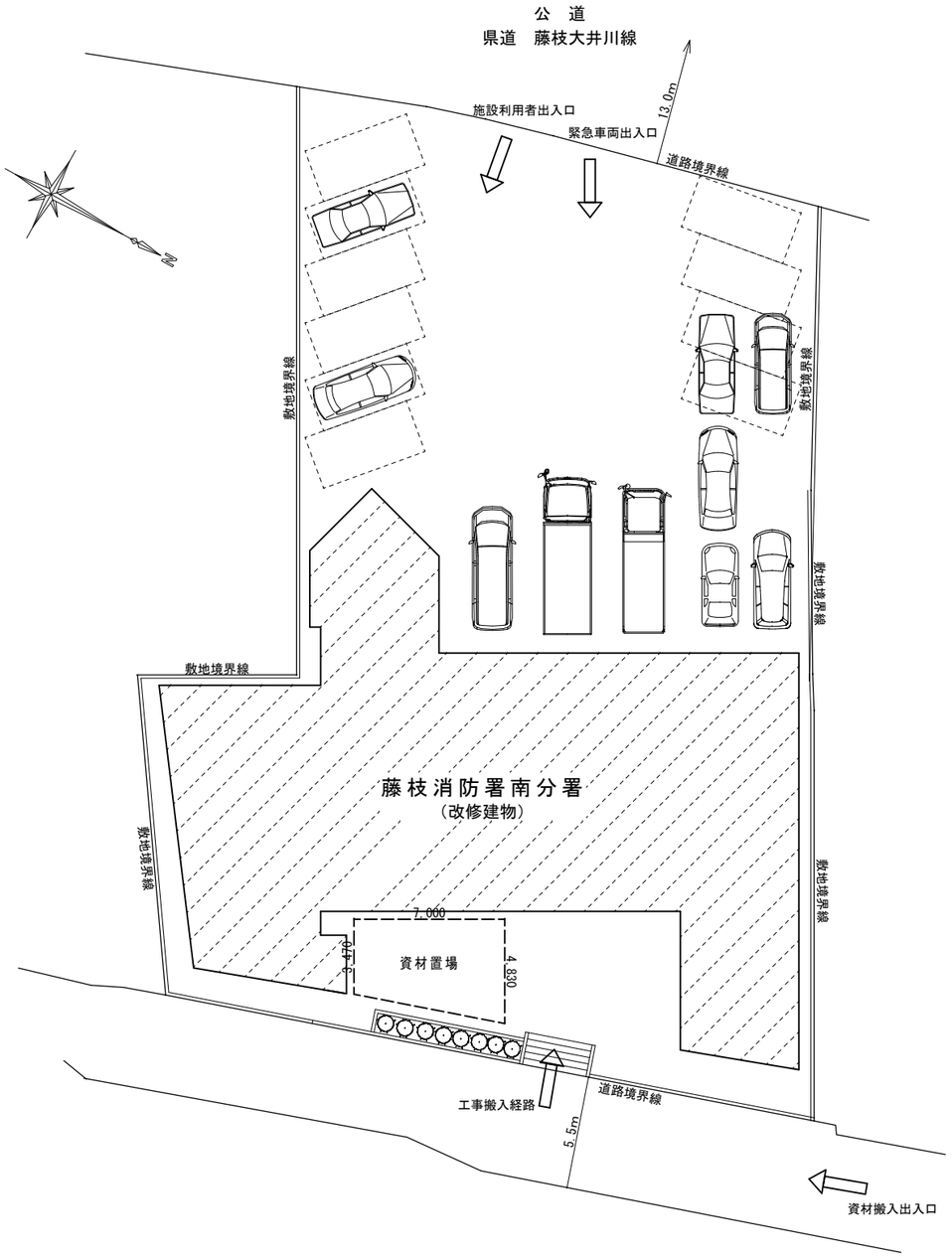

配置図　S=1/200

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	仮設計画図（配置図・案内図）	A2：1/200 A3：1/285				一級建築士事務所 STP 〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井　勝	A－21

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 建設工事名　志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事

2 建設工事場所　藤枝 (市/郡) 田沼三丁目 (区/町) 地内

3 建物概要

建物（棟）名称	構造	階数	延床面積（m²）	備考
志太消防南分署	S造	2階	783.66m2	

4 工事科目（ ⊙ 印のあるもの）

⊙ 電灯設備(電灯幹線、電灯分岐、コンセント分岐)	・ 誘導支援設備（音声誘導装置、インターホン、トイレ呼出）
・ 動力設備(動力幹線、動力分岐)	・ テレビ共同受信設備
・ 電熱設備	⊙ 監視カメラ設備
・ 雷保護設備	・ 駐車場管制設備
・ 受変電設備	・ 防犯・入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備(直流電源、交流無停電電源)	⊙ 火災報知設備(自動火災報知、自動閉鎖、非常警報、ガス漏れ)
・ 発電設備	・ 中央監視制御設備
・ 構内情報通信網設備	・ 屋外構内配電線路
・ 構内交換設備	・ 屋外構内通信線路
・ 情報表示設備(出退・情報表示、電気時計)	・ テレビ電波障害防除
・ 映像・音響設備	・ 昇降機設備
⊙ 拡声設備	・ 電気自動車用充電設備

Ⅱ 仕様

1 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書（令和 4 年版）による。

・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
⊙ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・ 建築物解体工事共通仕様書

2 標準図は以下の令和 4 年版による。
・ 建築工事標準詳細図
⊙ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

3 設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1) 質疑回答書（(2)～(5)に対するもの）　(2)現場説明書　(3) 特記仕様書　(4) 図面　(5) 標準仕様書

4 特記仕様
(1) 項目は全て適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印のない場合は、※印を適用する。　⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項
一般事項	1 法令その他	この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
	2 工事実績情報の登録	受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ（CORINS)に10営業日以内に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。 なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。
	3 工事の一時中止	藤枝市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	5 工事写真	営繕工事写真撮影要領令和３年版及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。
	6 監理事務所	※ 設けない　・ 設ける（ ・ 既存建物内の一部を使用する　・ 構内に新設する ）
	7 工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。
	8 工事用仮設物	敷地内につくることが　※ できる　・ できない
	9 電気工事士	最大電力５００ｋＷ以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	10 電気保安技術者	電気保安技術者の選定については、標準仕様書のほか監督職員が認める者とする。
	11 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの　（ ・ ＰＣＢ使用機器　） (2) 特別管理産業廃棄物　（ ・ 水銀灯　・ 蓄電池　） (3) 再資源化を図るもの　（ ・ 蛍光ランプ　・ 白熱灯　・ ＨＩＤ灯　） (4) 発生材保管、集積場所が必要なもの（　） 照明器具安定器にＰＣＢが使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス（鋼板製）に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、ＰＣＢ混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が判定・確認できない場合は、ＰＣＢ廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。 建設廃棄物の処理にあたっては建設廃棄物処理計画書を提出すること。
	12 産業廃棄物管理票	(財)日本産業廃棄物処理振興センター（ http://www.jwnet.or.jp ）が運営する「情報処理センター」の登録（電子マニフェスト）により行うこと。 これにより難い場合は監督職員と協議する。
	13 建設副産物情報交換システム	本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
	14 特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の通知の有無 ⊙ 通知を要しない（対象工事でない）　・ 通知を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。 (1) 分別解体の方法 工程：・ 新築工事等／作業内容：建築設備工事 ※ 有／分別解体の方法：※ 手作業 ・ 手作業・機械作業併用 (2) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 特定建設資材廃棄物の種類：・ コンクリート／・ コンクリート及び鉄から成る建設資材／・ 木材／・ アスファルト・コンクリート 再資源化等をする施設名称：・／・／・／・ 所在地：・／・／・／・ 注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。 受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても設計変更の対象としない。
	15 環境性能等	使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。
	16 使用機材の選定	工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料（機器）報告書」を監督職員に提出して承諾を受けること。
	17 地場産品	静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。 受注者は、工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。 「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。 「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。
	18 機材の検査等	使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。 ただし、別表に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。 なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。
	19 排出ガス対策等	使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。
	20 検査	中間検査　・ 対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・ 対象外工事 工事施工中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。
	21 完成図書	現場説明書による。
	22 電子納品	電子納品特記仕様書による。 貸与する設計図データの有無（ ※ 有り　・ 無し ） 貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。
	23 公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	24 石綿含有建材の事前調査	特定建築物石綿含有建材調査者は石綿含有建材の事前調査を行う。 なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出する。 ※石綿事前調査結果報告システムには「gBizID（https://gbiz-id.go.jp）」への登録が必要となる。
	25 地下埋設物の事故防止	「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」に基づき、事故防止対策を行うこと。

科目	項目	特記事項
共通工事	1 仮設備	仮設備項目（ ・ 受変電　・ 発電　・　） 仮設備期間（ ・ 図示　・　）
	2 足場その他	※ 別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 内部足場の種別　※ 脚立、足場板等　・ 外部足場の種別　・ Ａ種 ※ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 ・ Ｅ種 （Ａ種 ： 施工箇所面に枠組足場を設ける Ｂ種 ： 施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける Ｃ種 ： 施工箇所面に単管本足場を設ける Ｄ種 ： 仮設ゴンドラを使用する Ｅ種 ： 移動式足場を使用する） 設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)における手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。 外部足場の防護シートによる養生 ・ 養生ネット　※ 養生シート（ ※ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ） ・ ネット状養生シート（ ・ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ） ・ 防音シート　・ 防音パネル　・　・　）
	3 養生	養生範囲（ ※図示による　・　） 養生方法（ ※図示による　・　）
	4 土工事	標準仕様書によるほか次による。 (1) 管路を敷設する掘削床は平坦に突き固める。 (2) 埋戻し及び盛り土（Ｏ印があるもの） ※ 根切り土　・ 持込み土（　） (3) 残土処分 ※ 構内敷きならし ・ 構外搬出　片道運搬距離（　）km、ＤＩＤ区間（ ・ 有　・ 無 ） 場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ提出場所の受入を証明する資料を提出する。 搬出場所の名称及び所在地（　） 受入条件（　） 仮置場（　） 受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ・ 構内指示の場所に堆積
	5 コンクリート工事	コンクリート圧縮強度試験 現場での試験　（ ※ 行わない　・ 行う ） 工場での試験成績書の提出（ ※ 求める　・ 求めない ）
	6 接地工事	(1) 接地工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下の値とする。 (2) 板状の接地極は 900mm×900mm、厚さ1.5mm以上の厚板とし、管状又は棒状の接地極は銅又は銅被覆鋼製接地棒もしくは炭素鋼棒とする。 (3) その他、図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。
	7 関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
	8 機器等の取付高さ	図面に特記なき場合は、表２「機器標準取付高さ」を標準とし、監督職員との協議の上決定する。
	9 耐震施工	設備機器の設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の重量を乗じたものとする。設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。 設置場所／設備耐震クラス分類：Ｓクラス 2.0 1.5 1.2／Ａクラス 1.5 1.0 0.72／Ｂクラス 1.0 0.6 0.48 ※防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、Ｂクラスのときは Ａクラスを Ａクラスのときは Ｓクラスを適用する。 本施設は（ ⊙ 防災上重要な機能を必要とする防災拠点等 ・防災上重要な施設 ・一般の施設 ）とする。 機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。 クラス／防災拠点等及び防災上重要な施設／一般の施設 Ｓクラス：・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 非常用蓄電池設備 ・ 交換機、無線装置等 ・ 防災用情報通信設備 ・ アンテナ、統制台等 ・／・／・ Ａクラス：・ 電話設備 ・ 中央監視設備 ・ 非常放送設備 ・ 幹線設備（盤類を含む） ・／・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 非常蓄電池設備 ・ 電話設備 ・ 非常放送設備 ・ Ｂクラス：Ｓ、Ａクラス以外の機器等／Ｓ、Ａクラス以外の機器等 設備機器・配管等の支持、固定は、表３「耐震施工の基準」による。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。 配管、ダクト、機器等の天井吊下げ用として金属拡張アンカーを用いる場合には、締付け方式のアンカーを使用すること。 あと施工アンカーの引き抜き試験　・ 行う　※ 行わない
	10 非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を ※ 行う（床 ※ 放射線透過検査 ・ レーダー探査／壁 ※ レーダー探査 ・ 放射線透過検査） ・ 行わない
	11 分電盤、制御盤、配電盤等	標準仕様書によるほか次による。 (1) 扉の幅が、端子盤及び機器収納箱にあっては600mm、制御盤にあっては800mmをこえる場合は扉は原則として両開きとする。 (2) 鋼番は、寸法・重量等を考慮した丈夫なものとし十分な耐久性を保つ構造とする。 (3) 屋外用の盤類は水が浸入しない構造とし、計器窓は網入りガラスとする。 (4) 盤類の塗色は次による。 ※ マンセル 2.5Y9/1　・ 塗色なし　・ 指定色（　） (5) 屋外形の開閉器箱及びプルボックスは、次による。 開閉器箱：　※ 鋼製　・ 樹脂製　・ ステンレス製　・ 図示による プルボックス：　・ 鋼製　・ 樹脂製　※ ステンレス製　・ 図示による (6) ＯＡ盤の端子盤部に通気口又は冷却ファンを設ける。仕様はメーカー仕様に準ずる。
	12 電線類	6kV EM-CE,CETケーブルは次による。 ※E-Eタイプ（外部半導電層が押出成形）　・E-Tタイプ（外部半導電層がテープ巻き）
	13 架空電線	特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。
	14 電力・電話の引込み	電力及び電話線引込線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打合わせの上監督職員との協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に対し速やかに行う。申請書類作成を行い、申請手続に要する費用は受注者の負担とする。
	15 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。
	16 位置ボックス等	ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。
	17 防護柵	屋外キュービクルの周囲に防護柵を設置する場合は、高さ1.8m以上とする。 建築工事に含まれる場合には協議を要する。
	18 地中電線	(1) ハンドホールの蓋 地中配線路の鉄蓋には、破壊荷重と次の事項を鋳込みとする。 ・地中配線路の用途（「電気」、「通信」等） (2) 地中配線の埋設深さ等 地中配線で特記なき埋設深さは0.6m以上とする。 (3) 次の箇所には原則として埋設標を設ける。 ア 建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近 イ 地中線路の曲折箇所 ウ 直線部分では30mごとに1個（30mに満たない場合はその中間に1個） エ 道路横断箇所
	19 自立型アンテナマストのベースアンカー	自立型アンテナマスト及び自立型避雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。
	20 電線保護物類	(1) 合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）及び付属品 タイプ25を使用するものとする。 電力用位置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼板製とした場合は管内に接地線を付加し、当該ボックスにボンディングを施すものとする。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。 (2) 金属製露出管路 次の管路は、塗装を行う。ただし、溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。 （ ※ 屋外　※ 配線室を除く屋内で見えがかり部分　・　） (3) ケーブル配線の保護管は、標準仕様書金属管配線、合成樹脂管配線の項による。 (4) 弱電設備の管の敷設 ケーブルを収容する管路の１区間の屈曲箇所は３箇所以内で曲げ角度の合計は180°以内とする。ただし、通線及び管内の電線の引き替えが容易に行えるように施工する場合はこの限りでない。 (5) 壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。
	21 照明用ポール	照明用ポールは、次による。 ※ 配線用遮断器又はカットアウトスイッチを設ける。仕様についてはメーカー仕様に準ずる。 ・ 配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。
	22 配線器具	(1) スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。 (2) フラッシュプレート ※ 新金属　・ ステンレス　・ 合成樹脂 (3) フロアプレートは水平高低調整付（空転防止形または上具締付形）とする。 ※ アルミ製　・ 黄銅製 (4) 発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。 (5) コンセントには回路番号を表示する。
	23 屋外の支持金物	電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。 ※ ステンレス製　・ 亜鉛メッキ
	24 機器姿図	姿図の形状及び寸法は概略を示す。

一級建築士事務所　エスティーピー		検図 ・ ・	作図 ・ ・
藤枝市役所財政経営部資産管理課			
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事			図番 E－01
日付	縮尺	図名 電気設備工事特記仕様書 1/2	

電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

	25 照度測定	照明器具を新設、改修した部屋の照度 ※測定する　・測定しない 測定箇所等は監督職員の指示による
	26 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の (1) から (4) を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着材は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑材を除く）が添加されていない材料を使用する。 (4) (1) の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	27 化学物質の濃度測定	・要　※ 不要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。
	28 設備機器容量	本工事及び関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。
撤去工事	1 撤去	・ 撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置（　　） ・ 撤去後の補修、復旧（　　）
	2 石綿含有建材の除去工事	事前調査　※ 行う　・ 行わない 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。 分析による石綿含有建材の調査　※ 行わない　・ 行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿粉じん濃度測定　※ 行わない　・ 行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成１８年３月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。 石綿含有品　・ フランジ用ガスケット（ ・ 配管　・ ダクト ） ・ 天井材　・ ・ 外壁（ ・塗材 ・スレート ・　　） 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。 石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。
電力・発電設備工事	1 防災用照明器具	建築基準法の規定による非常用照明器具は次による。（ ○で囲むもの ） ⊙ 電池内蔵形　・ 電源別置形（ ・ バッテリー　・ 発電機 ）
	2 電動機等の接地	金属管配線において、電動機容量7.5 KW以下は金属管を接地線とする。
	3 受変電設備	受変電キュービクル本体の耐震性は、JEM-TR144「配電盤・制御盤の耐震設計指針2003年版」（一般社団法人日本電機工業協会）における耐震機能クラス１とする。
	4 雷保護設備	(1) 保護レベル　・ Ⅰ　・ Ⅱ　・ Ⅲ　※ Ⅳ (2) 受雷部システムの配置　・ 保護角法　・ 回転球体法　・ メッシュ法
	5 主燃料槽	主燃料槽は満油渡しとする。
	6 太陽光発電設備	太陽電池アレイ用支持物の荷重計算は、JIS C 8955:2011「太陽電池アレイ用支持物設計標準」による。 太陽光発電システムの用途 ※ 極めて重要な太陽光発電システム　・ 通常の太陽光発電システム
通信・情報設備工事	1 構内情報通信網設備	学校については校内ＬＡＮ工事特記仕様書による。
	2 テレビ共同受信装置	(1) テレビ機器収容箱 ブースターを収容する収納箱は、露出コンセント（2P15A 2口）を内蔵し、扉には放熱に有効なガラリ等を備えたものとする。 (2) アンテナマスト　・ 自立形　・ 壁面形 ・ 標準図のＡの寸法（　　）mm
防災設備工事	1 自動火災報知装置	(1) 受信機 ・ Ｒ型　・ Ｐ型（　　）級（　　）回路 予備電源付（ ・ 壁掛形　・ 自立形 ） 複合盤の場合は図示する。 (2) 副受信機　表示窓数（　　）窓（ ・ 壁掛形　・ 自立形 ） (3) 発信機　・ Ｒ型　・ Ｐ型（　　）級（　　）形 (4) 機器収納箱　・ 埋込形　・ 露出形　・ 消火栓箱組込形 (5) 消火栓ポンプ始動用表示灯　・ 専用　※ 火報と兼用
	2 自動閉鎖装置	(1) 連動制御器（　）回線（複合盤の場合は図示する。） (2) 動作仕様 ア 作動方式　・ 多回線順次作動　・ 単独作動 イ 防煙ダンパ　・ 手動復帰　・ 遠方復帰
	3 非常警報装置	(1) 非常警報装置　・ 埋込形　・ 露出形 (2) 起動装置（押しボタン）　・ 埋込形　・ 露出形
	4 ガス漏れ火災警報装置	(1) 受信機（　）回線　予備電源付（ ・ 壁掛形　・ 自立形 ） 複合盤の場合は図示する (2) 検知器　・ 都市ガス　・ 液化ガス 電源　・ AC100V　・ DC24V (3) 中継器　確認表示灯　・ あり　・ なし
その他	舗装版切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。	

別表

名　称
・配電盤、分電盤、制御盤、警報盤等
・照明器具
・電熱装置
・高圧機器類
・特別高圧機器類
・直流電源装置
・交流無停電電源装置（ＵＰＳ）
・ディーゼル発電装置
・ガスエンジン発電装置
・マイクロガスタービン発電装置
・燃料電池発電装置
・熱併給発電装置
・太陽光発電装置
・風力発電装置
・構内情報通信網装置
・構内交換装置
・情報表示装置
・映像・音響装置
・誘導支援装置
・テレビ共同受信設備
・監視カメラ装置
・駐車場管制装置
・防犯・入退室管理装置
・監視制御装置
⊙照明器具・スピーカー・住警器

⊙ 印の付いたものを適用する。

表１　接地極一覧表

接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量
・共同接地	ＥＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － 組
・共同接地	ＥＡ・Ｃ・Ｄ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － 組
・Ａ　種	ＥＡ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － ２組
・Ｂ　種	ＥＢ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － 組
・Ｂ　種	ＥＢ	37.5～75Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝３０）× ３連
・Ｃ　種	ＥＣ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － ２組
・Ｄ　種	ＥＤ	１０００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）× １
・Ｄ　種	ＥELCB	１０００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）× １
・雷保護用	ＥＬＡ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× 連 － 組 又はＥＰ× ０．６－２
・高圧避雷器	ＥＬＨ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － ２組
・低圧避雷器	ＥＬＬ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － ２組
・交換機用	Ｅｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － 組
・通信機器用	ＥＡｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× ３連 － ２組
・通信機器用	ＥＤｔ	１０００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）× １
・測定用	Ｅｏ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）× １
・構造体接地		Ω以下	
・等電位接地		Ω以下	

注１）ＥＢでＤ＝１４の場合はＬ＝１５００とし、Ｗ＝４０の場合はＬ＝１２００、Ｗ＝３０の場合はＬ＝９００とする。
注２）図中に記載がある場合は、それを優先する。

表２　機器標準取付高さ

	名称	測定	取付高さ(mm)		名称	測定	取付高さ(mm)
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	表示	表示盤	床上～中心	天井高×0.9
	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200		壁付発信器	床上～中心	1,100
					ﾍﾞﾙ・ﾌﾞｻﾞｰ・ﾁｬｲﾑ	床上～中心	2,300
電灯	分電盤	床上～中心	1,500		壁付押し釦(一般)	床上～中心	1,100
		(上端1,900以下)					
	スイッチ	床上～中心	1,100	映像・音響	壁付インターホン	床上～中心	1,100
	人感センサ用切替スイッチ	床上～中心	1,800		壁付アウトレット(一般)	床上～中心	400
	コンセント（一般）	床上～中心	400		壁付アウトレット(和室)	床上～中心	200
	コンセント（和室）	床上～中心	200		押し釦（トイレ呼出用）	床上～中心	900又は400
	コンセント（台上）	台上～中心	150～200		復帰釦	床上～中心	1,800
	コンセント（土間）	床上～中心	500				
	コンセント（外壁・屋外）	地上～中心	800	誘導支援	機器収容箱	天井下～上端	200
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	テレビ共同受信	直列ユニット（一般）	床上～中心	400
	ブラケット（踊場）	床上～中心	2,000～2,500		直列ユニット（和室）	床上～中心	200
	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150				
動力	壁掛制御盤	床上～中心	1,500	火災報知	受信器・副受信器	床上～中心	800～1,500
		(上端1,900以下)			機器収容箱・受信器	床上～中心	800～1,500
	手元開閉器	床上～中心	1,500		ベル	床上～中心	2,300
	操作スイッチ	床上～中心	1,300		表示灯	床上～中心	2,100
電話	室内端子盤	床上～下端	300		ＬＰガス用検知器	床上～上端	300
	集合保安器箱	天井下～上端	200				
	壁付アウトレット（一般）	床上～中心	400				
	壁付アウトレット（和室）	床上～中心	200				
時計	壁付形親時計	床上～中心	1,500				
		(上端1,900以下)					
	子時計	床上～中心	天井高×0.9				
拡声	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9				
	壁付アッテネータ	床上～中心	1,100				

備考
注）
1．天井高 3,000以上の場合は、監督職員と協議する。
2．意匠に関係する部分（正面玄関・玄関ホール・ＥＶホール・上級室・会議室）の取付位置は、監督職員と十分協議する。
3．表は原則とし、施工前に監督職員の承諾を受ける。

表３　耐震施工の基準
設備機器・配管等の支持、固定は、以下の図書を適用する。
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成25年度）
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

一級建築士事務所　エスティーピー		検図	作図
藤枝市役所財政経営部資産管理課		・	・
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事			図番
日付	縮尺	図名 電気設備工事特記仕様書 2/2	Ｅ－02

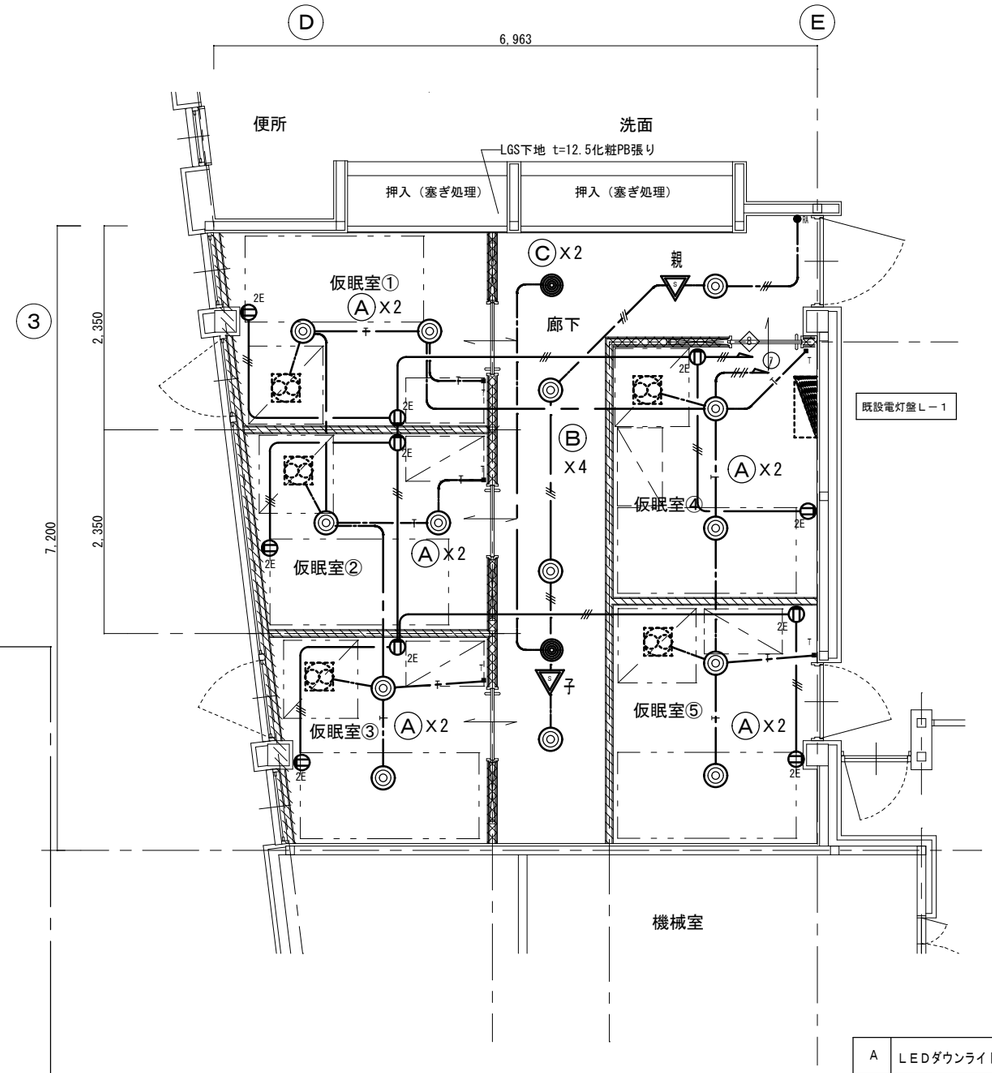

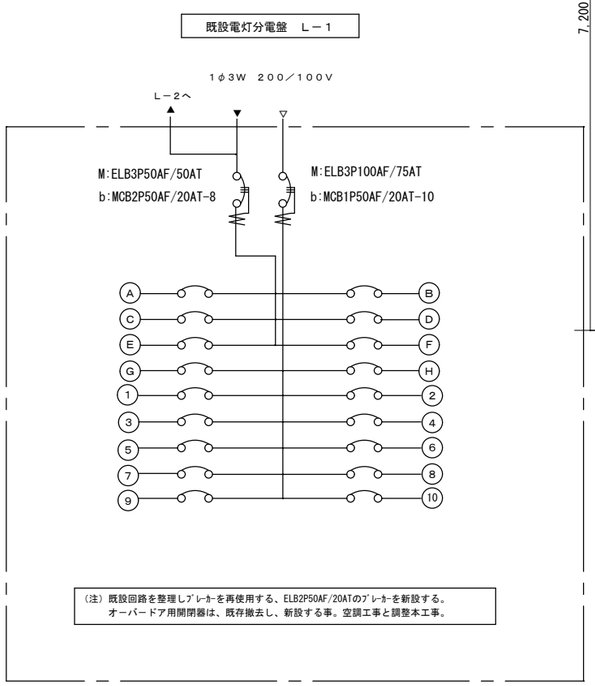

（注）既設回路を整理しﾌﾞﾚｰｶｰを再使用する、ELB2P50AF/20ATのﾌﾞﾚｰｶｰを新設する。
オーバードア用開閉器は、既存撤去し、新設する事。空調工事と調整本工事。

1階平面詳細図　S=1/50

注　記

1．配線表記他	（注記）特記なき場合下記による。
——— ― ———	隠蔽配線
———————	天井配管
——— ―//― ———	EM－EEF1．6－2C
——— ―///― ———	EM－EEF1．6－3C
——— ― ———	EM－EEF2．0－3C
———///———	EM－EEF2．0－3C
———////———	EM－EEF2．0－4C
----------///----------	EM－EEF2．0－3C E（25）
——— ―T― ———	EM－EEF2.0－3C FCPEE0．9－1P（MM1－Bセパレータ付）　PF（28）X2
——— ―A― ———	EM－EEF2.0－3C+2C FCPEE0．9－1P（MM1－Bセパレータ付）　PF（28）X2

凡　例

●	埋込スイッチ 1P15AX1
●T	調光スイッチ（0～100%）1P15AX1
■T	調光スイッチ（0～100%）1P15AX1（露出用）
T	（上記適合調光器 NQ21506相当品）
2E	埋込コンセント 2P15A×2　E付
WP	防水コンセント 2P20AX2E、 ET付
親	熱線センサー付自動スイッチ（親）
子	熱線センサー付自動スイッチ（子）
●RA	熱線センサー用切替スイッチ（1回路用）

1．二重天井内はケーブル工事とし、立下げ配線は配管にて保護すること、
　但し△が記載の部分は、モール保護すること。
2．隣接する室に於いて背合わせでボックスを取付ける場合は充分な離隔をとること。
3．配線配管は全て天井内施工とする。
4．図面上に表記が無くとも防火区画、延焼ライン貫通部は区画貫通処理を施すこと。
5．図中表記の○は、非常灯2lx設定範囲を表す。

A	LEDダウンライト（調光・中角タイプ）
消費電力：16W　器具光束：2085lm(1～100%) 昼白色（5000K）　100V　埋込穴200φ	
（適合調光器 NQ21506相当品）	

NTS72230S　相当品
NTS90200－LJ9　相当品　20台

B	LEDダウンライト（中角タイプ）
消費電力：28W　器具光束：1870lm 昼白色（3000K）　100V　埋込穴200φ	

NNY65923　相当品　3台

C	LEDダウンライト非常照明　LED 1.0W
バッテリー内蔵　100V埋込穴100φ	

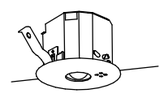

K1－LRS11－2　3台

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	電灯コンセント設備　1階平面詳細図	A2：1/50 A3：1/70			

一級建築士事務所　STP
〒427-0045　島田市向島町2924-1
TEL　0547-36-6147
FAX　0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録　第156057号
酒井　勝

NO　E－03

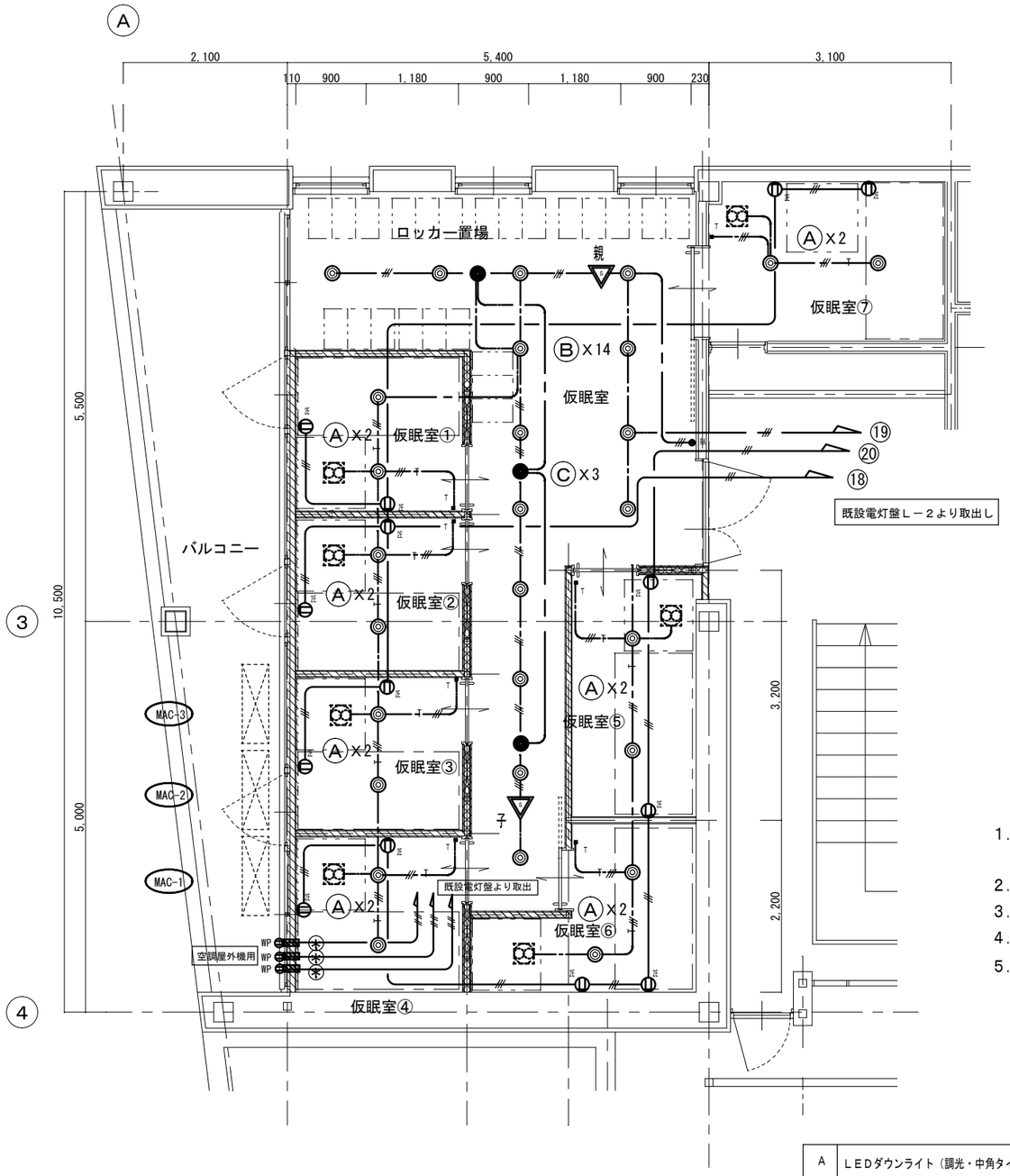

注　記

1．配線表記他	（注記）特記なき場合下記による。
―― ― ――	隠蔽配線
――――	天井配管
―― // ――	EM－EEF1．6－2C
―― /// ――	EM－EEF1．6－3C
―― ― ――	EM－EEF2．0－3C
――― /// ―――	EM－EEF2．0－3C
――― /// ―――	EM－EEF2．0－4C
------- /// -------	EM－EEF2．0－3C E（25）
―― ⊤ ――	EM－EEF2.0－3C FCPEE0．9－1P（MM1－Bセパレータ付）　PF（28）X2
―― ⊥ ――	EM－EEF2.0－3C+2C FCPEE0．9－1P（MM1－Bセパレータ付）　PF（28）X2

凡　例

●	埋込スイッチ 1P15AX1
●T	調光スイッチ（0～100%）1P15AX1
■T	調光スイッチ（0～100%）1P15AX1（露出用）
T	（上記適合調光器 NQ21506相当品）
⊕2E	埋込コンセント 2P15A×2　E付
⊕WP	防水コンセント 2P20AX2E、 ET付
▽親	熱線センサー付自動スイッチ（親）
▽子	熱線センサー付自動スイッチ（子）
●RA	熱線センサー用切替スイッチ（1回路用）

1．二重天井内はケーブル工事とし、立下げ配線は配管にて保護すること、
　但し△が記載の部分は、モール保護すること。
2．隣接する室に於いて背合わせでボックスを取付ける場合は充分な離隔をとること。
3．配線配管は全て天井内施工とする。
4．図面上に表記が無くとも防火区画、延焼ライン貫通部は区画貫通処理を施すこと。
5．図中表記の○は、非常灯２lx設定範囲を表す。

既設電灯分電盤　Ｌ－２

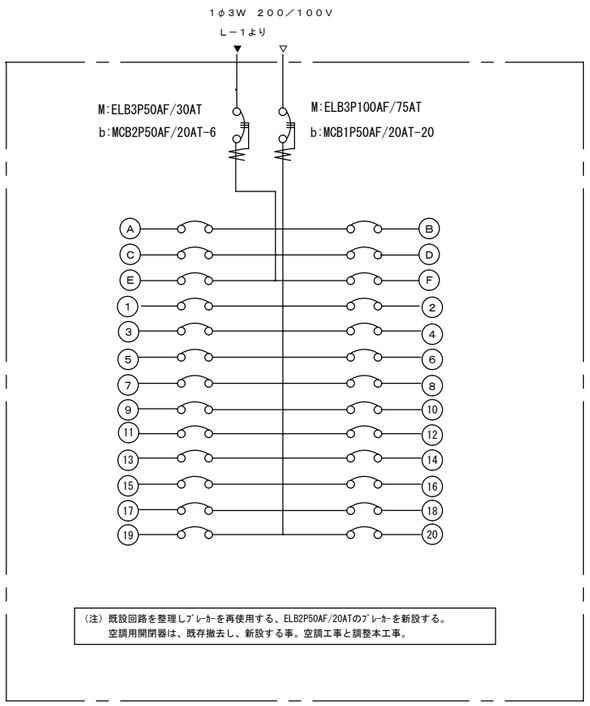

（注）既設回路を整理しﾌﾞﾚｰｶｰを再使用する、ELB2P50AF/20ATのﾌﾞﾚｰｶｰを新設する。
　　空調用開閉器は、既存撤去し、新設する事。空調工事と調整本工事。

(*) コア抜き 50φ（レーダー探査共）

２階平面詳細図　S=1/50

A	LEDダウンライト（調光・中角タイプ）
消費電力：16W　器具光束：2085lm(1~100%) 昼白色（5000K）　100V　埋込穴200φ	
（適合調光器 NQ21506相当品）	
NTS72230S　相当品 NTS90200－LJ9　相当品	20台

B	LEDダウンライト（中角タイプ）
消費電力：28W　器具光束：1870lm 昼白色（3000K）　100V　埋込穴200φ	
NNY65923　相当品	3台

C	LEDダウンライト非常照明　LED 1.0W
バッテリー内蔵　100V埋込穴100φ	
K1－LRS11－2	3台

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	電灯コンセント設備　２階平面詳細図	A2：1/50 A3：1/70			

一級建築士事務所 STP
〒427-0045　島田市向島町2924-1
TEL　0547-36-6147
FAX　0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録　第156057号
酒井　勝

NO　E－04

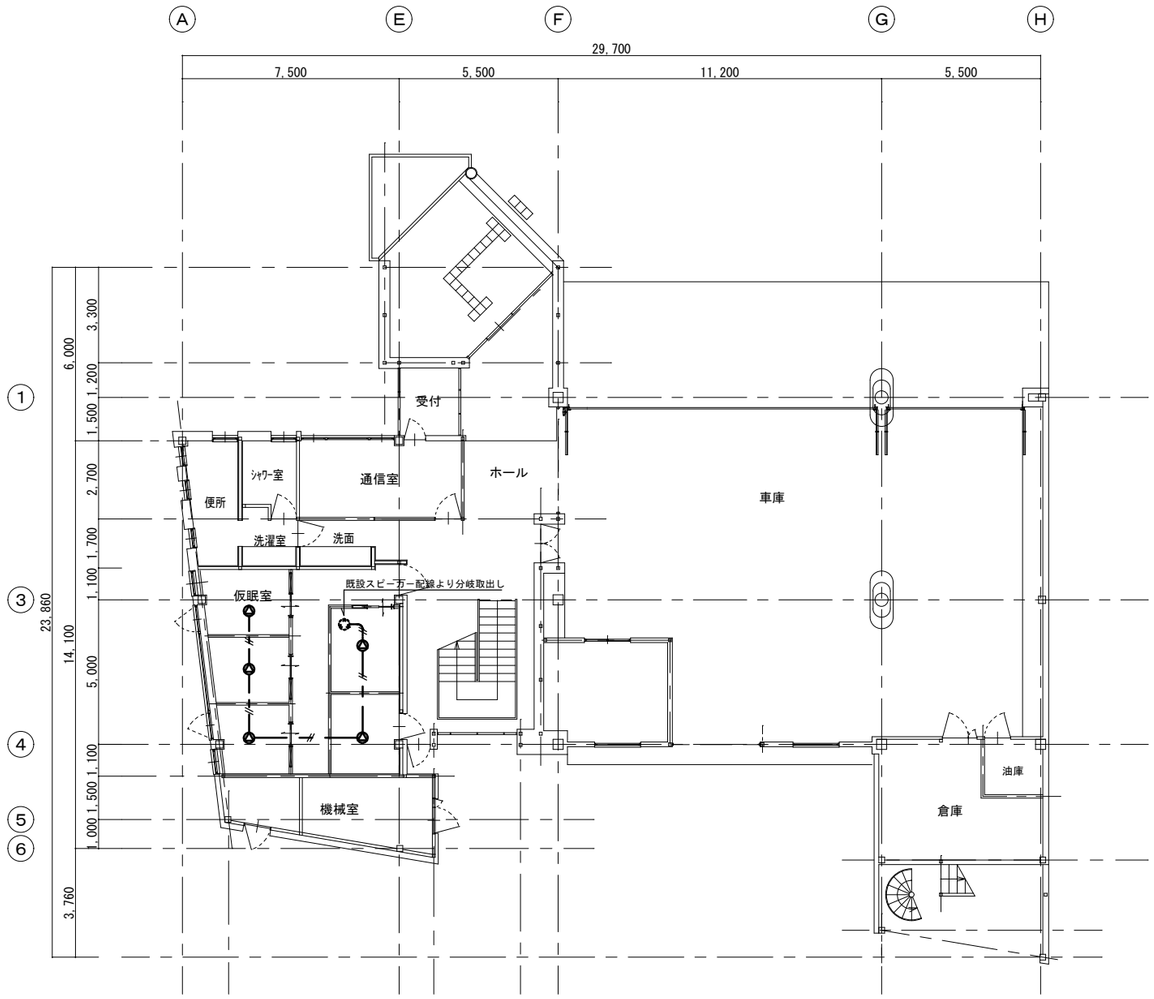

注　記

1．配線表記他	（注記）特記なき場合下記による。
―― ― ――	天井内配線
△	天井スピーカー　3W
―― // ――	EM-HP1．2-2C

1．　図面上に表記が無くとも防火区画、延焼ライン貫通部は区画貫通処理を施すこと。

1 階 平 面 図　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	弱電設備　1階平面図	A2：1/150 A3：1/210				一級建築士事務所 STP	〒427-0045　島田市向島町2924-1 TEL　0547-36-6147 FAX　0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録　第156057号 酒井　勝	E -05

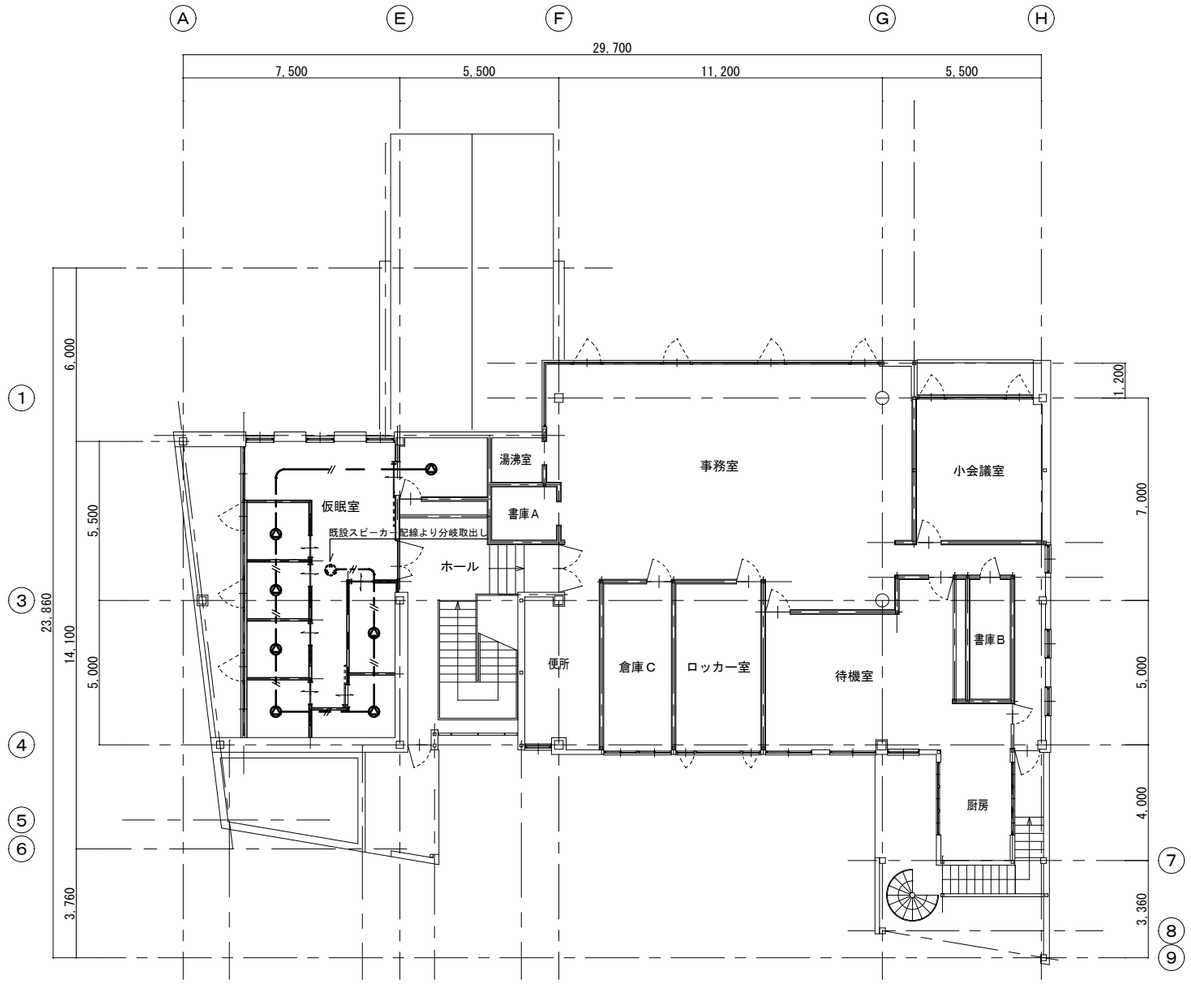

注　記

1．配線表記他	（注記）特記なき場合下記による。
―― ― ――	天井内配線
Ⓢ	天井スピーカー　3W
―― ⫽ ――	EM-HP1．2-2C

1．　図面上に表記が無くとも防火区画、延焼ライン貫通部は区画貫通処理を施すこと。

2階平面図　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	弱電設備　2階平面図	A2：1/150 A3：1/210				一級建築士事務所 STP	〒427-0045　島田市向島町2924-1 TEL　0547-36-6147 FAX　0547-37-8150	一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録　第156057号 酒井　勝	E-06

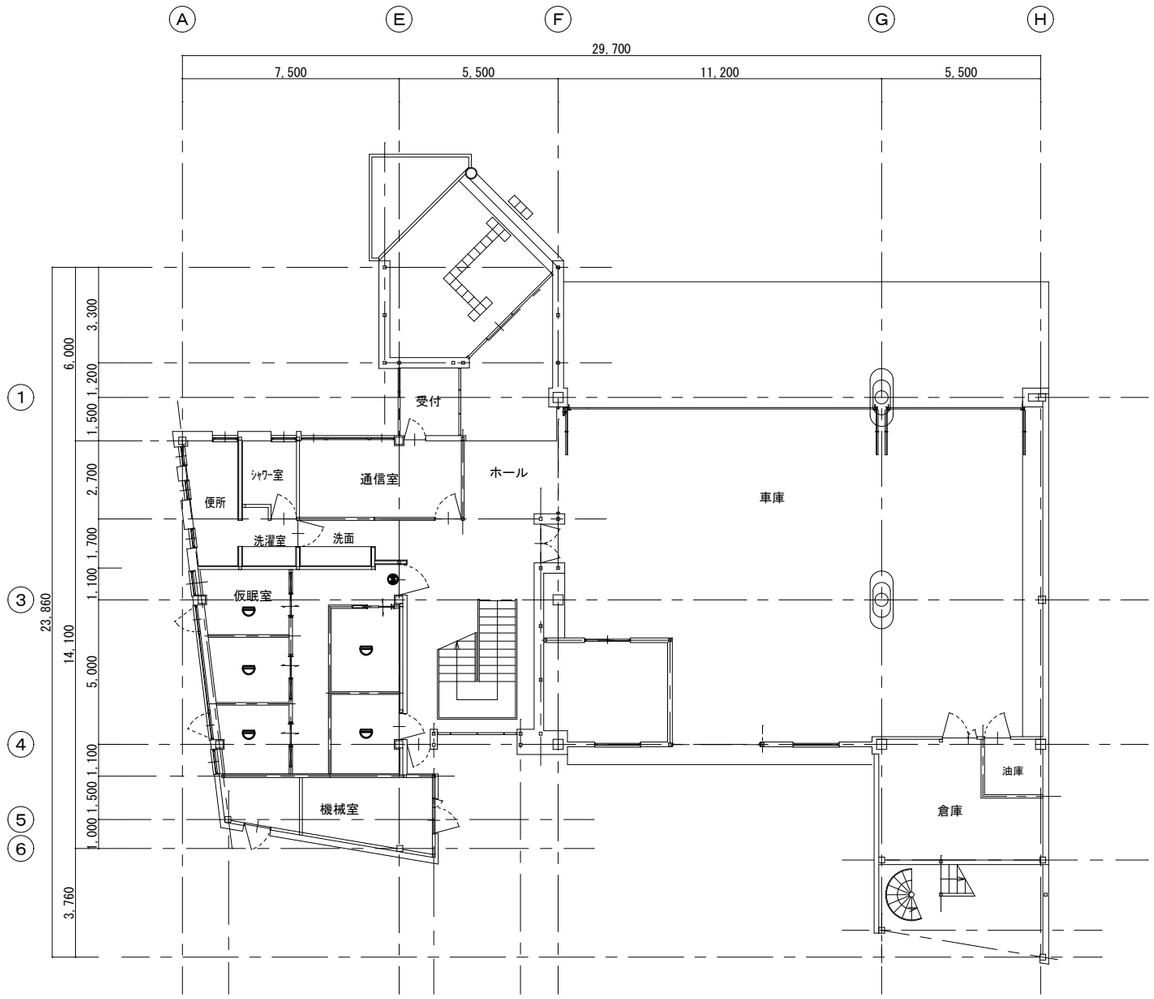

住宅用火災報知器（乾電池タイプ）TKRM-10 相当品

壁付避難口誘導標識（消防認定品）FK-90012J 相当品

1 階 平 面 図　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	火災報知設備　1階平面図	A2：1/150 A3：1/210				一級建築士事務所 STP	〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	E -07

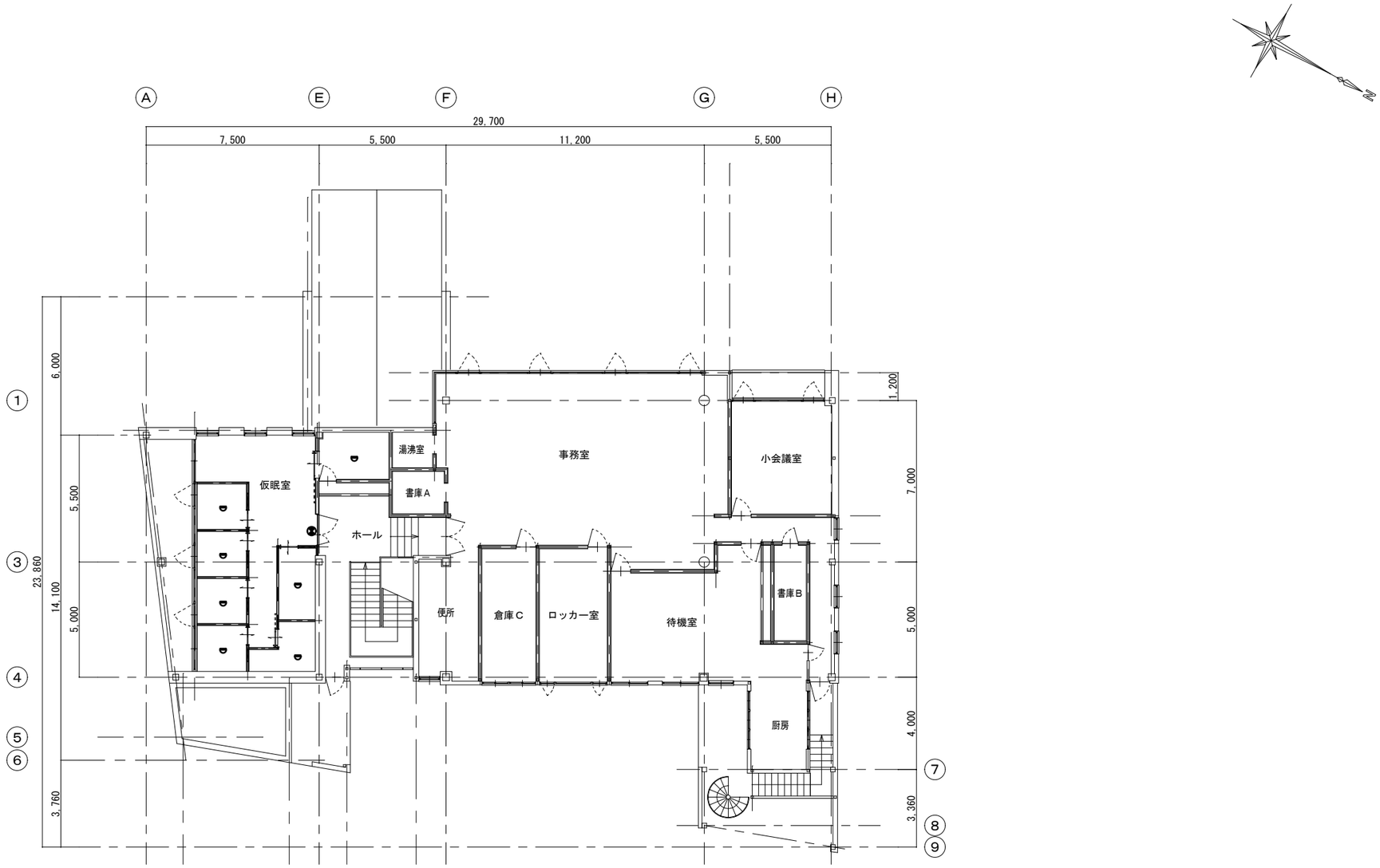

住宅用火災報知器（乾電池タイプ）TKRM-10 相当品

壁付避難口誘導標識（消防認定品）FK-90012J 相当品

2階平面図　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	火災報知設備　２階平面図	A2：1/150 A3：1/210				一級建築士事務所 STP	〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	E -08

工事内容
1．照明器具の撤去
2．スイッチ及びコンセントの撤去
3．非常灯の撤去

凡　例

	調光ｽｲｯﾁIP15A-1+埋込ｺﾝｾﾝﾄ2P15A-2
	2.0mm-3C(PF22)（新設）

注　記

	1.6mm-3C（撤去）
	2.0mm-3C（撤去）
	2.0mm-2C（撤去）

撤去照明器具

A	ＦＬ－４０ＷＸ３

B	ＦＬ－４０ＷＸ１

C	ＩＬ－１２Ｖ４０Ｗ（非常灯）

バッテリー内蔵

D	ＬＥＤダウンライト(非常灯)　LED 1.0W

バッテリー内蔵

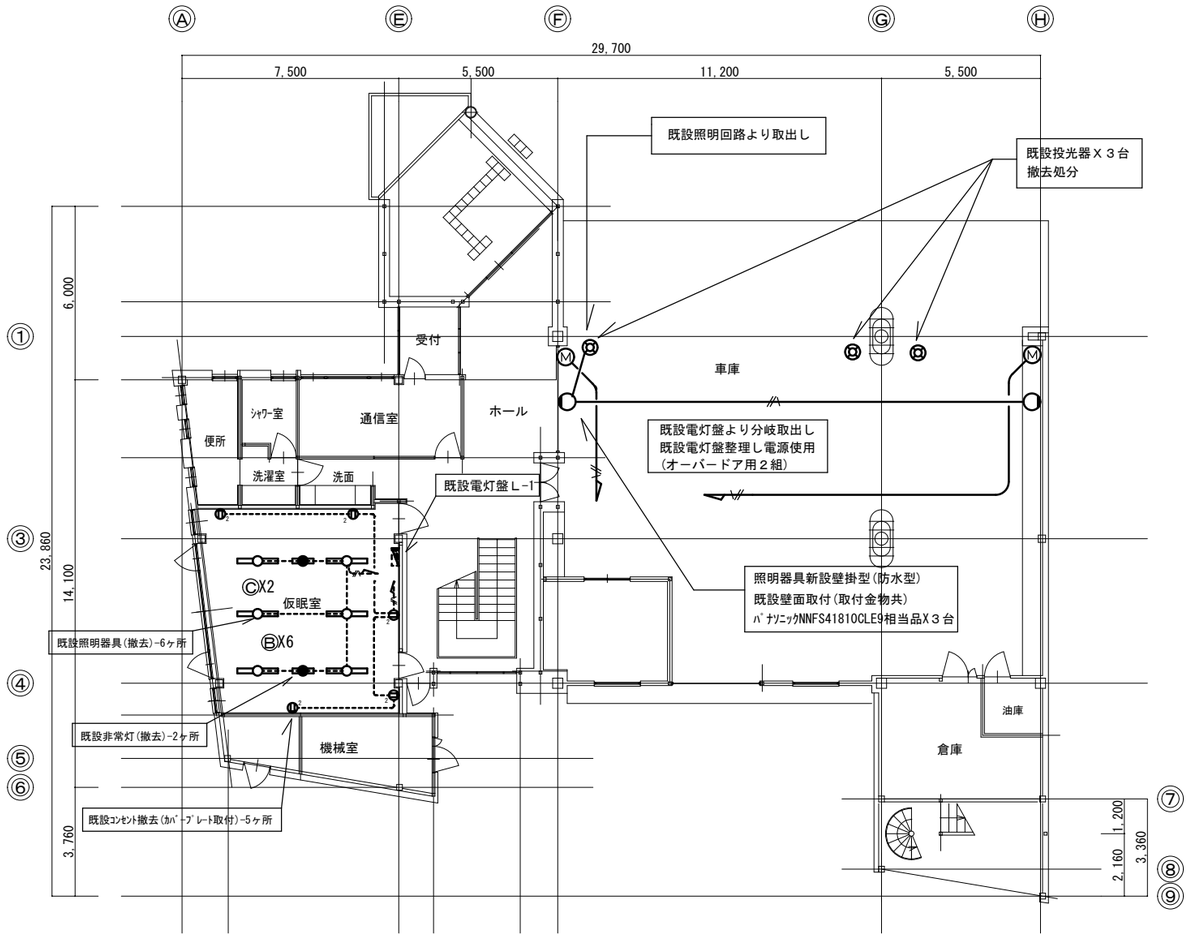

１階平面図　S=1/150

（注）・改修に伴い電灯盤の調整等も本工事とする。

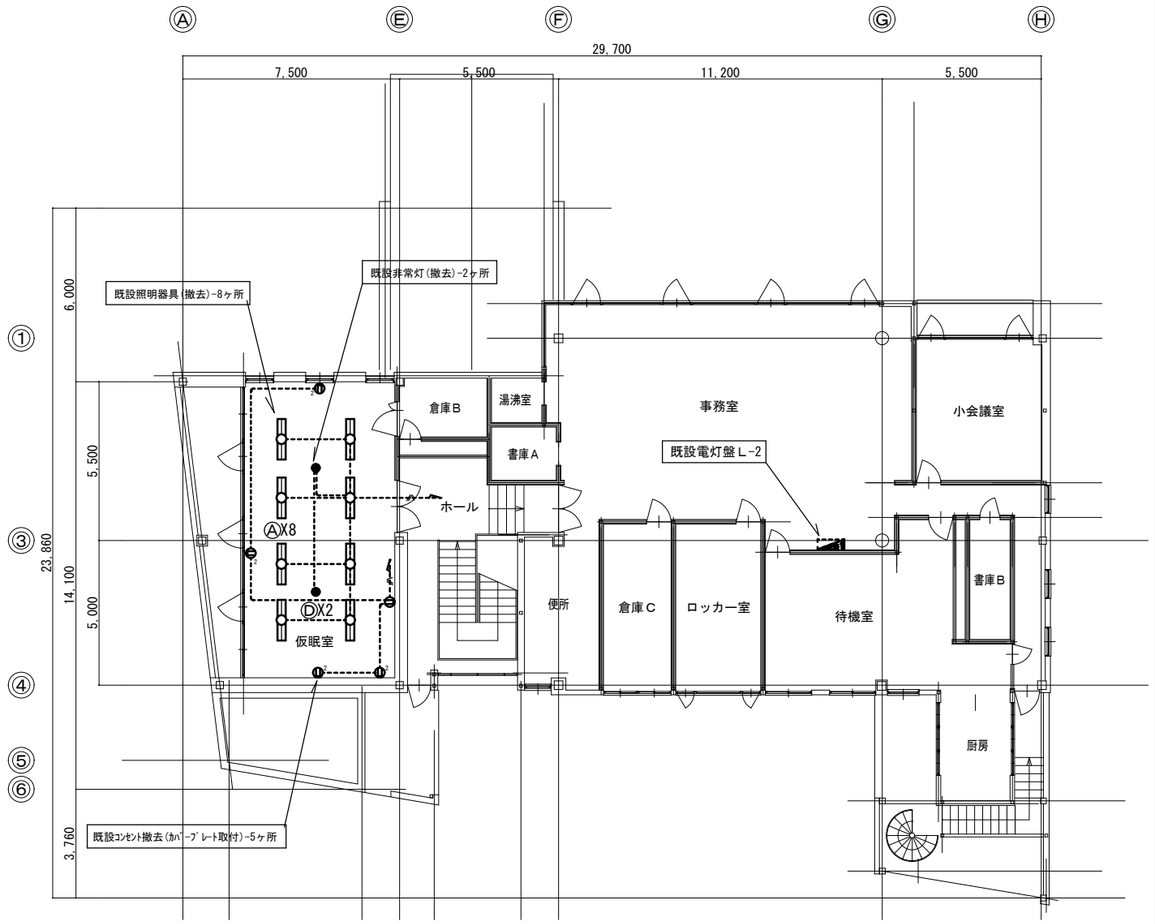

２階平面図　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	電灯設備１，２階平面図（撤去・新設）	A2：1/150 A3：1/210					E－09

一級建築士事務所 STP
〒427-0045　島田市向島町2924-1
TEL　0547-36-6147
FAX　0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録　第156057号
酒井　勝

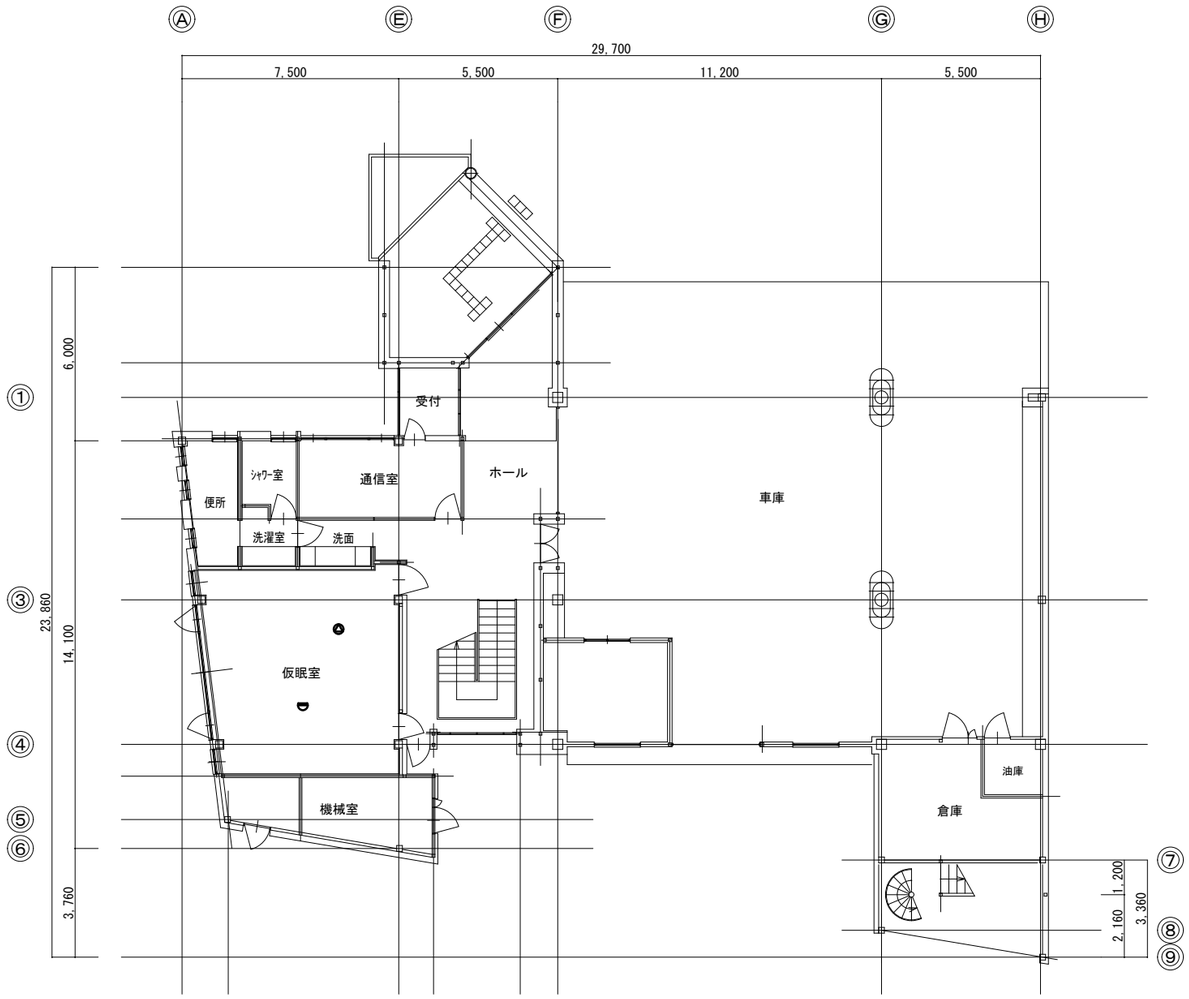

1 階 平 面 図　S=1/150

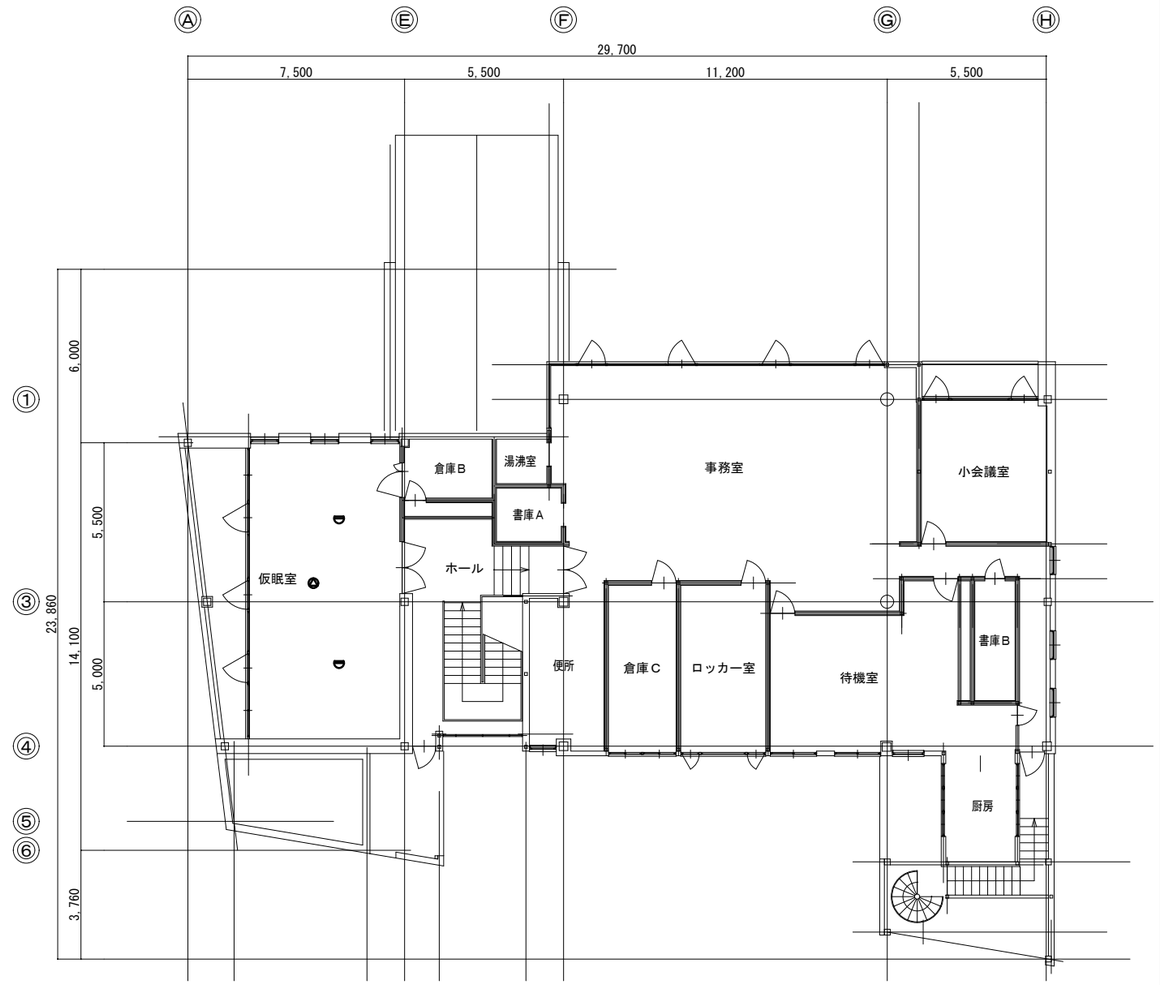

2 階 平 面 図　S=1/150

天井型スピーカー　撤去
天井型熱感知器　撤去

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	弱電・火災報知設備１，２階平面図（撤去）	A2：1/150 A3：1/210				STP	一級建築士事務所　〒427-0045　島田市向島町2924-1 TEL　0547-36-6147 FAX　0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録　第156057号 酒井　勝	E－10

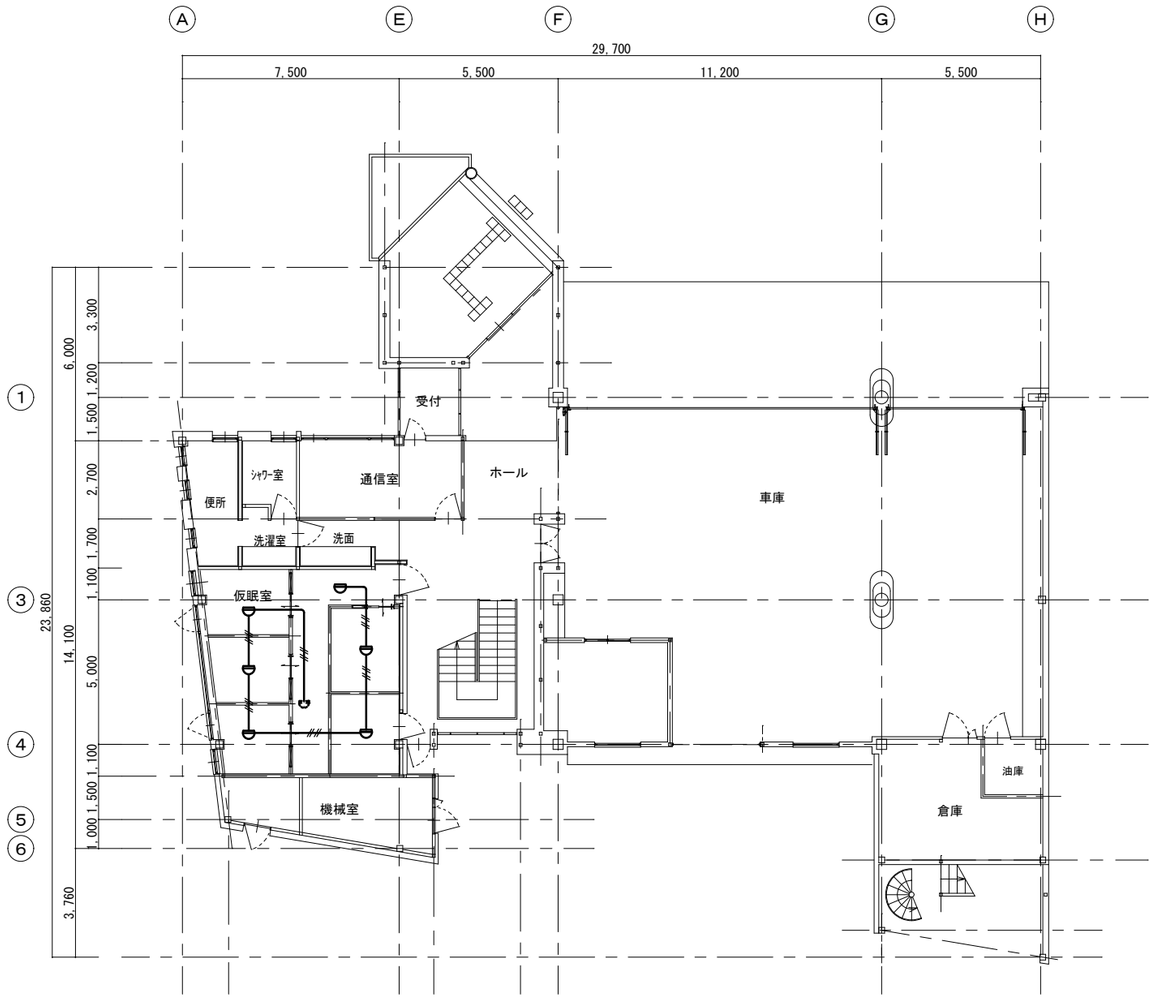

EM－AE0．9－4C
差動式スポット報知器

1階平面図（天井裏）　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	火災報知設備　1階平面図（天井裏）	A2：1/150 A3：1/210				一級建築士事務所 STP	〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	E－11

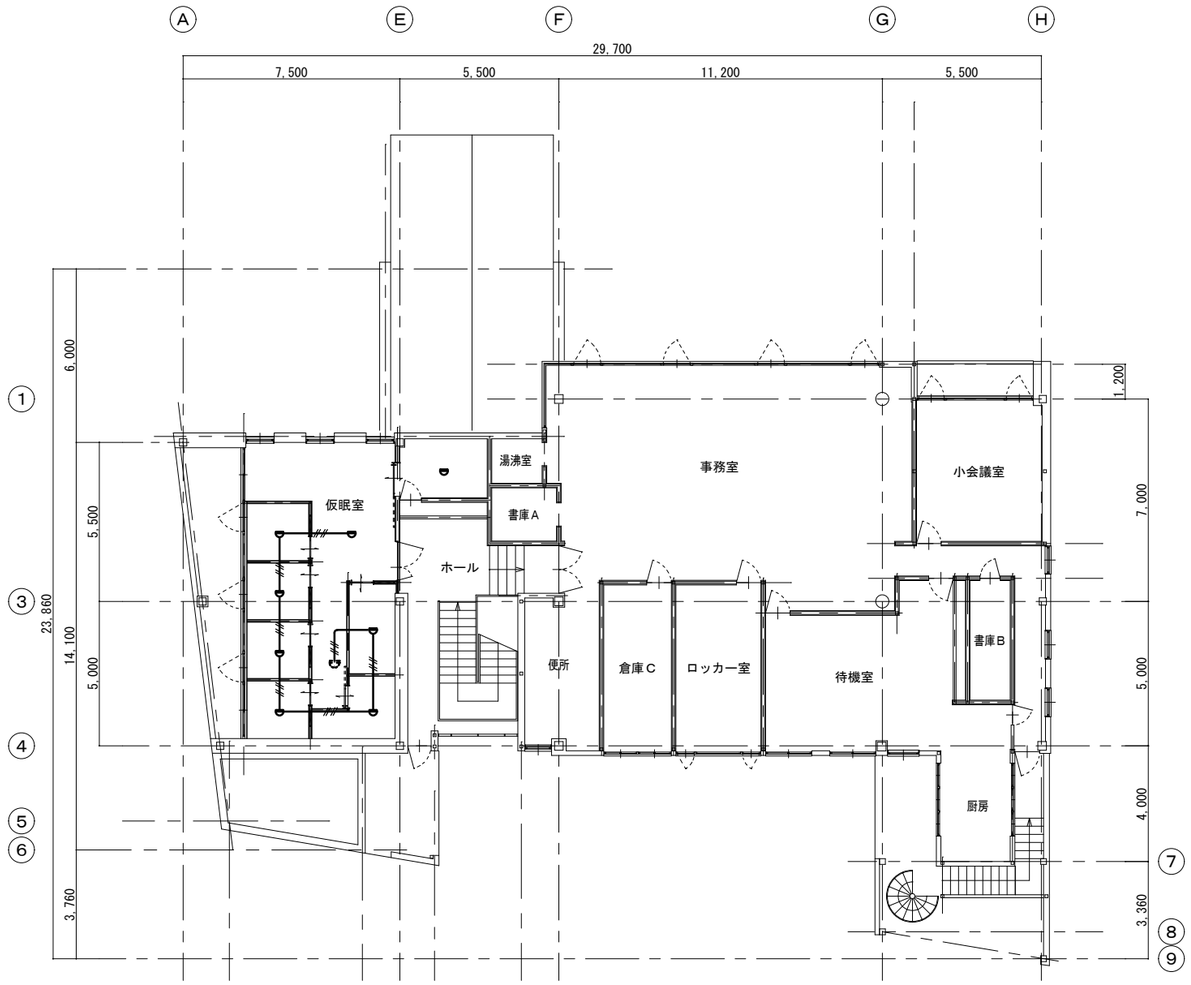

EM－AE0．9－4C
差動式スポット報知器

２階平面図（天井裏）　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	火災報知設備　２階平面図（天井裏）	A2：1/150 A3：1/210				一級建築士事務所 STP	〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150	一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	E－12

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　建設工事名

志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事

2　建設工事場所　　藤枝 ㊢（郡）　田沼三丁目 区／町　地内

3　建物概要

建物（棟）名称	構造	階数	延床面積（㎡）	備　　考
志太消防南分署	S造	2階	783.66m2	

4　工事科目（⊙印のあるもの）

⊙空気調和設備，換気設備	・給湯設備
・排煙設備	・消火設備
・衛生器具設備	・ガス設備
・屋内給水設備	・浄化槽設備
⊙屋外給水設備	・さく井設備
・屋内排水設備	・撤去工事
・屋外排水設備	・

Ⅱ　仕様

1　特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書令和４年版による。
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・建築物解体工事共通仕様書

2　標準図は以下の令和４年版による。
・建築工事標準詳細図
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

3　設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1) 質問回答書（(2)～(5)に対するもの）　(2) 現場説明書　(3) 特記仕様書
(4) 図面　(5) 標準仕様書

4　特記仕様
(1) 項目は全て適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印のない場合は、※印を適用する。　⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項
一般事項	1 法令その他	このエ事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
	2 工事実績情報の登録	受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ(CORINS)に10営業日以内に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。なお、契約金額の変更登録は完成時のみとする。
	3 工事の一時中止	藤枝市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	5 工事写真	営繕工事写真撮影要領令和３年版及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック　機械設備工事編　平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。
	6 監理事務所	※ 設けない ・ 設ける（・既存建物内の一部を使用する ・構内に新設する）
	7 工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。
	8 電気保安技術者	※ 要　・ 不要
	9 工事用仮設物	敷地内につくることが　※ できる　・ できない
	10 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの　（・　・　） (2) 特別管理産業廃棄物　（・　・　） (3) 再資源化を図るもの　（・ 塩ビ管　・ 塩ビライニング鋼管） （・　・　） 撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。引渡しを要する配管、ダクト等の保温は分離する。 配管、ダクトの支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	11 特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の通知の有無 ⊙通知を要しない（対象工事でない）　・通知を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。 (1)分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・新築工事等	建築設備工事 ※有	※手作業 ・手作業・機械作業併用

(2)特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地
・コンクリート	・	・
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	・	・
・木材	・	・
・アスファルト・コンクリート	・	・

注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。
受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

項目	特記事項
12 産業廃棄物管理票	(財)日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ(http://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰ」への登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。これにより難い場合は監督職員と協議する。
13 建設副産物情報交換システム	本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
14 環境性能等	使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。
15 使用機材の選定	工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料（機器）報告書」を監督職員に提出して承諾を受ける。
16 地場産品	静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。
17 機材（工事材料）の検査等	使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。 ただし、別表１に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。 なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。
18 技能士	・配管施工（建築配管作業）　・建築板金施工（ダクト板金作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・さく井施工（ﾊﾟｰｶｯｼｮﾝ式さく井工事作業又はﾛｰﾀﾘｰ式さく井工事作業） ・冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業) 技能士は一級技能士の資格を有する者とする。
19 排出ガス対策等	使用する建設機械は排出ｶﾞｽ対策及び低騒音型とする。
20 検査	中間検査　・対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・対象外工事 工事施工途中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。
21 完成図書	現場説明書による。
22 電子納品	電子納品特記仕様書による。 貸与する設計図データの有無（ ※ 有り　・ 無し ） 貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。
23 公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。 （１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 （２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 （３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 （４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
24 石綿含有建材の事前調査	特定建築物石綿含有建材調査者が石綿含有建材の事前調査を行う。 なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。 ※石綿事前調査結果報告システムには「gBizID（https://gbiz-id.go.jp）」への登録が必要となる。
25 地下埋設物の事故防止	「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」に基づき、事故防止対策を行うこと。

科目	項目	特記事項
総合試運転調整等	1 総合試運転調整	※行わない　・行う（行う場合は下記４項目を選択）
	風量調整	※行う　・行わない
	水量調整	※行う　・行わない
	室内外空気の温湿度の測定	※行う　・行わない
	室内気流及びじんあいの測定	・行う　※行わない
	2 騒音の測定	・行う　※行わない
	3 飲用水の水質の測定	※行わない　・行う（行う場合は下記３項目を選択） ・水道法施行規則第56条第2項による検査項目（臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素） ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項による28項目及び残留塩素 ・水道法施行規則第10条による全項目及び残留塩素
	4 雑用水の水質の測定	・行う（行う場合は下記による）　※行わない ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物環境衛生管理基準による
	5 化学物質の濃度測定	※ 不要　・ 要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。

科目	項目	特記事項
共通工事	1 屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製　・ 亜鉛メッキ　・
	2 溶接部の検査	標準仕様書第2編2.5.17の溶接部の非破壊検査の適用 ・ 要（　）　※ 不要 なお、放射線透過検査の判定基準は監督職員との協議による。
	3 地中埋設標	※ 設ける　・ 設けない
	4 埋設標識テープ	※ 設ける　・ 設けない
	5 管の防食	保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。
	6 建物導入部配管	変位吸収方法について図面に特記なき場合は、スリークッションにより施工する。（可とう性を有する管種は除く） ポリエチレン管の異種管接続部における点検用桝（※設ける　・設けない）
	7 弁類の開閉表示	配管に設ける弁類には、開閉表示を（ ※ 行う　・ 行わない） （土中埋設の弁類も同様）
	8 保温工事	図面に特記のない場合の保温材は下記によるほか標準仕様書第2編による。 一般　※ グラスウール 屋外、多湿箇所(給水管) ※ ポリスチレンフォーム 〃　(給水管以外) ※ グラスウール　・ ロックウール 防火区画貫通部　※ ロックウール 高温部　※ ロックウール 図面に特記のない場合の保温箇所は下記によるほか標準仕様書第2編による。 ・保温要（ ・消火管　・　）
	9 亜鉛めっき以外の鉄面のさび止め塗装	※鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K 5674) ・
	10 養生	養生範囲（　）養生方法（　）
	11 足場その他	※別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 内部足場の種別　※脚立、足場板等　・ 外部足場の種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 Ａ種：施工箇所面に枠組足場を設ける Ｂ種：施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける Ｃ種：施工箇所面に単管本足場を設ける Ｄ種：仮設ゴンドラを使用する Ｅ種：移動式足場を使用する 設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）における手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。 外部足場の防護シートによる養生 （ ※養生シート(※Ⅰ類　・Ⅱ類) ・養生ネット ・ネット状養生シート(・Ⅰ類　・Ⅱ類)） （・防音シート ・防音パネル　・　・　）
	12 埋戻し土及び盛土	※ 根切り土の中の良質土(ただし、ｺﾝｸﾘｰﾄ管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類
	13 残土処分	※構内敷きならし ・構外搬出　片道運搬距離（　）km、DID区間（ ・ 有　・ 無 ） 場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ搬出場所の受入を証明する資料を提出する。 搬出場所の名称及び所在地（　） 受入条件（　） 仮置場（　） 受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ・構内指示の場所にたい積
	14 配管施工時の土留め	土留め工法は、（ ※ 軽量鋼矢板先行工法　・　）とする。
	15 コンクリート圧縮強度試験	現場での試験（ ※ 行わない　・行う ） 工場での試験成績書の提出（ ※ 求める　・求めない ）
	16 関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
	17 配管埋設深さ	一般敷地内では管の上端より（ ※300mm　・　mm)以上とし、構内道路は（ ※600mm　・　mm)以上とする。
	18 凍結深度	凍結深度（　mm)以上とする。
	19 非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を ・ 行う（床 ※ 放射線透過検査　・ レーダー探査／壁 ※ レーダー探査　・ 放射線透過検査）　・ 行わない
	20 既存インサート及びアンカー	原則として、再使用しない。やむを得ず再使用する場合は、引張強度の確認試験を行う。
	21 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（４）を満たすものとする。 （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。 （２）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 （３）接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ―n ―ブチル及びフタル酸ジ―2 ―エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 （４）（１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	22 ステンレス鋼管継手	呼び径60SU以下のステンレス鋼管の継手は下記による。 メカニカル形管継手（ ※ 拡管式　・ プレス式　・　）
	23 鋼管用伸縮管継手	※ ベローズ型　・ スリーブ型
	24 絶縁継手・絶縁フランジ	異種金属間の接合箇所に取り付ける。
	25 ポンプ	汚物用水中モーターポンプ電動機の極数は、（ ※ 4極・ 6極 ）とする。
	26 電線保護物類	(1)合成樹脂製可とう電線管(PF管)及び付属品 ※タイプ25を使用するものとする。 (2)金属製露出管路 次の管路は塗装を行う。溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。 （※屋外　※機械室等を除く屋内の見えがかり部　・　） (3)ケーブル配線の保護管は、標準仕様書(電気設備工事編)金属管配線、合成樹脂管配線の項による。 (4) 壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。
	27 水槽類	水槽類のオーバーフロー管及びドレン管は配管用炭素鋼鋼管（白）とする。
	28 耐震施工	設備機器の設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の質量を乗したものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設置場所	設備耐震クラス分類		
	Ｓクラス	Ａクラス	Ｂクラス
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階	1.5	1.0	0.72
地下階及び１階	1.0	0.6	0.48
地下階及び１階に設置する水槽	1.5	1.0	0.72

＊防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、Ｂクラスのときは　Ａクラスを、ＡクラスのときはＳクラスを適用する。

本施設は（ ⊙防災上重要な機能を必要とする防災拠点等・ 防災上重要な施設・ 一般の施設 ）とする。

機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。

クラス	防災拠点等及び防災上重要な施設	一般の施設
Ｓクラス	・ タンク類 ・ 防災機器 ・ ポンプ類 ・ 無線室等の空調機類 ・	・ 防災機器 ・ ・
Ａクラス	・ 熱源機器 （・ ボイラー ・ 冷凍機 ・ 冷温水機 ・） ・ 冷却塔 ・ 空調機 ・ ガス機器 ・ 配管・ダクト ・	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・ ガス機器 ・ ・
Ｂクラス	Ｓ、Ａクラス以外の機器等	Ｓ、Ａクラス以外の機器等

設備機器・配管等の支持、固定は別表２による。
ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。
※配管、ダクト、機器等の天井吊下げ用として金属拡張アンカーを用いる場合には、締付け方式のアンカーを使用すること。

科目	項目	特記事項
空気調和設備・換気設備	1 設計条件	（下表）

	屋外		屋内（調整目標値）	
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏期	℃	%	２６ ℃	%
冬期	℃	%	２２ ℃	%

項目	特記事項
2 ばい煙濃度計	※ 設ける(図示による)　・設けない
3 ばいじん量測定口	※ 設ける　・設けない (口径80ｍｍ以上でフランジ付とし、機器ごとに煙道の直線部に設ける。)
4 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機の吸込側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm以上とする。なお、製作及び取付は標準仕様書のアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。図示されたチャンバーには、450×600の点検口を設ける。 (3) 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
5 吹出口・吸込口	※ アルミニウム製　・ 鋼製
6 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 操作方式　瞬時通電式又は電動式（DC24V 0.7A以下） 復帰方式　・ 遠隔　・ 定格入力は DC24V 0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー 復帰方式　・ 遠隔　・
7 矩形ダクト	低圧ダクト　・ コーナーボルト工法 （・ 共板フランジ工法　・ スライドオンフランジ工法） ・ アングルフランジ工法 コーナーボルト工法は長辺の長さ1,500mm以下のダクトに適用する。
8 冷媒ガス	冷媒ガスはメーカー標準とする。
9 配管材料	冷媒管　※ 冷媒用断熱材被覆銅管 ・ 銅管 冷温水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 冷却水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VA） ・ 排水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・ 排水・通気用耐火二層管（屋内に限る） 油管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒） 蒸気管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 ・ ブライン管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
10 冷媒管保温外装	屋内露出　※ 保温化粧ケース　・ 屋外露出　・ 保温化粧ケース　※ ステンレス鋼板　・ なお、保温化粧ケースは塩化ビニル樹脂製とする。

一級建築士事務所　エスティーピー		検図 ・ ・	作図 ・ ・
藤枝市役所財政経営部資産管理課			
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事			図番 M－01
日付	縮尺	図名　機械設備工事特記仕様書　1/2	

機械設備工事特記仕様書

	11 機器類の落下防止措置	吊り機器類の振れ止めは、「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」による。 吊りボルトの規定長さが0.4m未満の場合は、設置状況に応じ適切な振れ止めを行うこと。
	12 パネル落下防止措置	天井カセット型空調屋内機にはパネル落下防止措置を行う。 「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」による パネル落下防止措置を行う。
	13 既存ダクトの再利用	改修標準仕様書第３編２．２．７「既設ダクトの再利用」による。 ダクト内清掃　※ 行わない　・ 行う
	14 ダクト保温の範囲	外気取入ダクト（ＯＡ）：保温する 外気ダクト（ＥＡ）：外壁から１ｍ保温する 給気ダクト（ＳＡ）：保温する 還気ダクト（ＲＡ）：保温しない 排煙ダクト（ＳＭ）：保温しない
排煙設備	1 ダクト	※ 亜鉛鉄板　・ 普通鋼板（板厚　※ 1.6 mm　・　mm）
	2 排煙口の形式	・ 天井取付　（・ スリット形　・ パネル形　）
		・ 壁取付　（・ スリット形　・　）
	3 排煙口開放装置	・ 電気式（ 遠隔復帰 ・ 要 ・不要 ）
		・ ワイヤー式
	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書2016年版（(一財)日本建築設備 ・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
衛生器具設備	1 掃除流し	排水口形式　※ 目皿　・ 鎖付き共栓
	2 洗浄水量	改修工事における大便器の洗浄水量の調整 調整を（※行う　・行わない） 大便器の洗浄水量の調整は次のとおりとする。 新設の場合:6.5リットル、既存利用の場合:便器の仕様に合わせる
屋内給水設備	1 配管材料	屋内一般　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB） ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PB） 地中埋設　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD） ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）
	2 配管接合	ねじ接合　※ 100A 以下　・　A 以下 フランジ接合　※ 125A 以上　・　A 以上　（FVB、FVDとする）
屋外給水設備	1 上水道加入金	※ 不要　・ 要（※ 別途　・ 本工事）
	2 量水器	※ 貸与品　・ 本工事（水道事業者の認定品）
	3 量水器桝	※ 水道事業者の規格　・ 標準図　形
	4 配管材料	地中埋設　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）（40A 以下） ・ 水道用ポリエチレン二層管（40A 以下） ※ 水道配水用ポリエチレン管（50A 以上） 架空　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB） ・
	5 配管接合	ねじ接合　※ 100A 以下　・　A 以下 フランジ接合　※ 125A 以上　・　A 以上　（FVB、FVDとする） 水道配水用ポリエチレン管は電気融着接合とする
	6 緊急遮断弁装置	駆動方式　※電気式　・機械式
	7 水圧試験	水道配水用ポリエチレン管は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が推奨する試験方法による。
屋内排水設備	1 配管材料	雑排水　※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 排水・通気用耐火二層管
		汚水　※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 排水・通気用耐火二層管
		通気　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・ 硬質塩化ビニル管(VP) ・ 排水・通気用耐火二層管
	2 配管施工	(1)排水横主管に設ける90°曲管は原則として大曲管とする。 (2)排水縦管の下部曲がり管及び排水横枝管の水平曲がり管は大曲管とする。
	3 試験	満水試験　・ 行わない　※ 行う 煙試験　※ 行わない　・ 行う 排水の通水試験は、桝への放流を確認し、報告書を作成すること。 （空調ドレン排水を含む）
	4 その他	流しの床上部分の配管を硬質塩化ビニル管（VP）とする場合 は監督職員と協議する。（フレキシブルジョイントによる接続は不可） 耐火二層管は国土交通大臣認定及び（一財）日本消防設備安全センター性能評定に基づき、伸縮継手を設置すること。
屋外排水設備	1 放流納付金	※ 不要　・ 要（ ・ 別途工事　・ 本工事）
	2 配管材料	※ 硬質塩化ビニル管（VU） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS-VU）
	3 桝類	マンホールは組立式とする。蓋には汚水、雨水等の文字を入れる。 蓋の鎖　鉄製蓋　※ 要　・ 不要 塩化ビニル製蓋　・ 要　※ 不要
	4 桝の深さ	※ 排水を接続する市町の指針、基準等の規定による。 ・ 以下による。（排水を接続する市町の指針、基準等がない場合） 汚水桝　小口径桝(150mm(流入口径75mm以下に限る))：深さ1,000mm以下 小口径桝(200mm)：深さ1,500mm以下 小口径桝(300mm)：深さ2,500mm以下 雨水桝(ﾊﾞｽｹｯﾄ付)　小口径桝(150mm)：深さ1,200mm以下 小口径桝(200mm)：深さ1,500mm以下 小口径桝(300mm)：深さ2,500mm以下
給湯設備	1 配管材料	※ 一般配管用ステンレス鋼管 ・ 銅管（硬質Ｍ） ・ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ 保温付被覆銅管（保温14mm以上）
	2 配管保温外装	屋内露出　※ 合成樹脂製カバー 屋外露出　・ 合成樹脂製カバー ※ ステンレス鋼板
消火設備	1 配管材料	屋内一般　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370 白管 sch40） ・ 原則としてハウジング形継手は使用しない。 地中埋設　※ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（VS） ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（STPG370VS 白管 sch40） ・
	2 屋内消火栓箱	※ 製造者標準仕様　・ 標準図（Ｐ－　）による。
ガス設備	1 ガスの種類	・ 都市ガス　Kcal/nm3 ・ 液化石油ガス　24,000Kcal/nm3
	2 配管材料	屋内一般　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 地中埋設　※ ポリエチレン被覆鋼管（PLP･PLS） ・ ガス用ポリエチレン管（PE）
	3 ガスメーター	※ 貸与品　・ 本工事
	4 ガス漏れ警報機	外部出力端子（ ※ 有　・ 無 ）
	5 緊急遮断弁	・ 設ける　・ 設けない
	6 その他	ガスボンベ転倒防止の鎖は本工事とする。
浄化槽設備	1 処理方式	合併処理　・ 建築基準法施行令第35条の認定品による ・ 建設省告示第1292号による。第（ ）（　方式）
	2 処理能力	処理対象人員　人 処理水量　m3/日
	3 本体構造	・ コンクリート製　・ ＦＲＰ製
	4 放流水質	BOD　ppm 以下
	5 配管材料	・ 一般配管用ステンレス鋼管（　） ・ 耐熱性硬質塩化ビニル管　（　） ・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　（　） ・ ・
	6 土留め工法	
さく井設備	1 種別	・ 浅井戸　・深井戸
	2 掘削方式	・ ロータリー式　・ パーカッション式　・ ダウンザホールハンマ式
	3 ケーシング	※ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・
	4 ストレーナー	※ ステンレス製巻線型　・
	5 電気検層	※ 連続測定　・ スポット測定
	6 水質検査	※ 行う（原水全項目）　・ 行わない
撤去工事	1 冷媒（フロン系）の回収	※ 無　⊙ 有 （１）冷媒の回収にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に従って行うこと。 また、法に規定するものの他、次の書類を監督職員に提出すること。 （ア）第一種フロン類充填回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類の処理に関する証明書（充填証明書、引取証明書等） （２）行程管理票の様式は、監督職員の指示による。
	2 家庭用エアコンの処分	家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、本工事では撤去までとし、処分等については、施設管理者へ引き渡しを行う。
	3 吸収冷凍機、吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等	※ 無　・ 有 関係法令に従い、専門業者により適正に処理すること。
	4 石綿含有建材の除去工事	事前調査　※ 行う　・ 行わない 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。 分析による石綿含有建材の調査　※ 行わない　・ 行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿粉じん濃度測定　※ 行わない　・ 行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。 石綿含有品　・ フランジ用ガスケット（ ・ 配管　・ ダクト） ・ 配管用成形保温材 ・ 天井材 ・ 外壁（　・塗材　・スレート　・　） 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。 石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。
その他		1 ステンレス材を酸洗いした場合、その廃液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。 2 舗装版切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。

別表１

名　称
配管類
・給水管
・排水管
・冷温水管
・冷媒管
・
弁類
・仕切弁
・バタフライ弁
・逆止弁
・緊急遮断弁
・
ポンプ類
・給水用ポンプ
・空調用ポンプ
・消火ポンプ
・
・
タンク類
・受水槽
・高架水槽
・貯湯槽
・膨張水槽
・
空気調和設備工事用機材
・パッケージエアコン
・空気調和機（AHU）
・冷却塔
・ヘッダー
・空冷ルームエアコン
自動制御機器類
・中央監視盤
・リモート盤
・
・
・
給排水衛生設備工事用機材
・衛生器具
・水栓
・組立てマンホール
・
・
浄化槽
・ＦＲＰ浄化槽
・動力盤、制御盤
・ブロワー
・
・
さく井
・スクリーン
・
・
・
・
その他
・スリーブ（つば付鋼管）
⊙換気扇
・
・
・

⊙ 印の付いたものを適用する。

別表２
設備機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成２５年度）
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン＊	ガイドライン＊
防災上重要な施設	ガイドライン＊	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

＊ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

一級建築士事務所　エスティーピー		検図	作図
藤枝市役所財政経営部資産管理課		・	・
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事			図番 M－02
日付	縮尺	図名 機械設備工事特記仕様書 2/2	

空調機器表

記　号	名　称	仕　様	台数	備　考
ＭＡＣ－１	空冷ヒートポンプ式エアコン	屋外機　冷房能力　９．０　ＫＷ/Ｈ	1	屋外機転倒防止金具付き
	（マルチ型）	暖房能力　９．６　ＫＷ/Ｈ		風向調整板・防振ゴム20mm付
		圧縮機容量（外）：２．４ KW　電　源：１φ×２００Ｖ（屋外機直結）		耐塩塗装品
		ブレイカー容量：２０Ａ　屋内外機の渡り線及び工事共		基礎（ﾀｲｶﾞｰﾍﾞｰｽ相当品）共
				三菱電機MXZ-9021AS 参考品番
ＭＡＣ－１Ａ	空冷ヒートポンプ式エアコン	天井埋込カセット形（１方向吹出）　冷房能力　２．２　ＫＷ/Ｈ	5	三菱電機MLZ-M2222AS 参考品番
		暖房能力　３．２　ＫＷ/Ｈ		
		ワイヤレスリモコン、化粧パネル、ドレンアップメカ、防振吊金物付		
ＭＡＣ－２	空冷ヒートポンプ式エアコン	屋外機　冷房能力　６．８　ＫＷ/Ｈ	1	屋外機転倒防止金具付き
	（マルチ型）	暖房能力　９．０　ＫＷ/Ｈ		風向調整板・防振ゴム20mm付
		圧縮機容量（外）：１．８ KW　電　源：１φ×２００Ｖ（屋外機直結）		耐塩塗装品
		ブレイカー容量：２０Ａ　屋内外機の渡り線及び工事共		基礎（ﾀｲｶﾞｰﾍﾞｰｽ相当品）共
				三菱電機MXZ-6821AS 参考品番
ＭＡＣ－２Ａ	空冷ヒートポンプ式エアコン	天井埋込カセット形（１方向吹出）　冷房能力　２．２　ＫＷ/Ｈ	4	三菱電機MLZ-M2222AS 参考品番
		暖房能力　３．２　ＫＷ/Ｈ		
		ワイヤレスリモコン、化粧パネル、ドレンアップメカ、防振吊金物付		
ＭＡＣ－３	空冷ヒートポンプ式エアコン	屋外機　冷房能力　６．２　ＫＷ/Ｈ	1	屋外機転倒防止金具付き
	（マルチ型）	暖房能力　７．２　ＫＷ/Ｈ		風向調整板・防振ゴム20mm付
		圧縮機容量（外）：１．６ KW　電　源：１φ×２００Ｖ（屋外機直結）		耐塩塗装品
		ブレイカー容量：２０Ａ　屋内外機の渡り線及び工事共		基礎（ﾀｲｶﾞｰﾍﾞｰｽ相当品）共
				三菱電機MXZ-6021AS 参考品番
ＭＡＣ－３Ａ	空冷ヒートポンプ式エアコン	天井埋込カセット形（１方向吹出）　冷房能力　２．２　ＫＷ/Ｈ	3	三菱電機MLZ-M2222AS 参考品番
		暖房能力　３．２　ＫＷ/Ｈ		
		ワイヤレスリモコン、化粧パネル、ドレンアップメカ、防振吊金物付		
ＨＥＸ－１	ダクト用ロスナイ	天井埋込型　風量　強　９０　M3/H	12	三菱VL-200ZSD3　参考品番
		風量　弱　４５　M3/H		
		消費電力：０.０６　KW　電　源：１φ×１００Ｖ－２Ａ		
		風量調整ダンパー（ＶＤ）、防振吊金物、別売スイッチ共		
Ｆ　－　１	壁用換気扇	窓枠据付格子タイプ・電気式速調付	1	三菱電機 EX-30SC4 参考品番
		風量：１，２００CMH　１φ１００Ｖ４８Ｗ		
		枠・フィルター・ＳＵＳウェザーカバー付		
ＦＣＴ－１	換気扇コントローラー	壁取付型温度・湿度・時間コントローラー	1	三菱電機 P-09CTHS 参考品番
		２４時間プログラクタイマー付　コンセント差込プラグ付		

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	空調・換気機器表				

一級建築士事務所 STP
〒427-0045　島田市向島町2924-1
TEL　0547-36-6147
FAX　0547-37-8150
一級建築士事務所登録 第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井　勝

NO M－03

⊛ コア抜き 100φ（レーダー探査共）

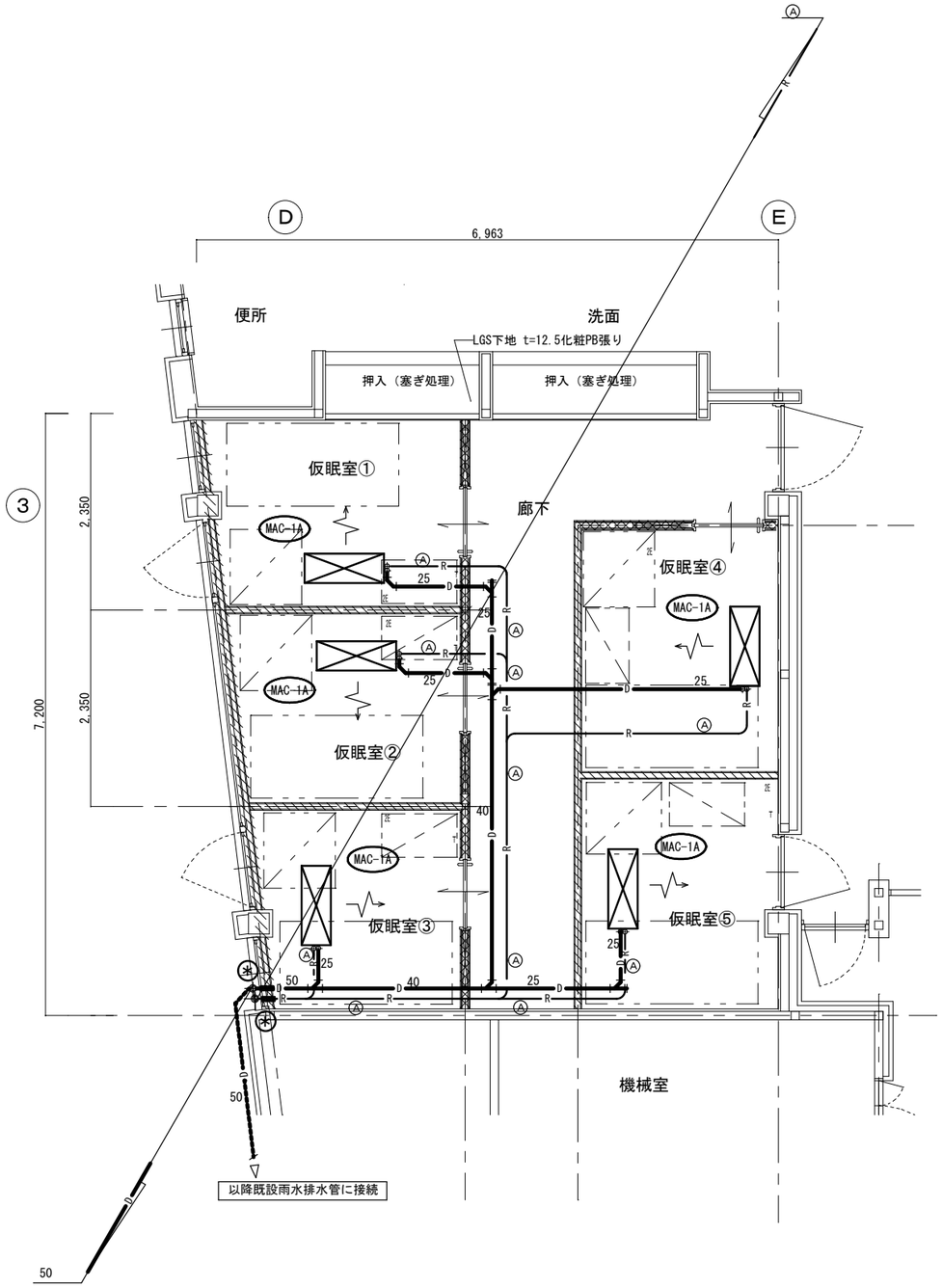

1 階 平 面 詳 細 図　S=1/50

（注）冷媒配管を示す。（実線：新設　破線：既設）

Ⓐ（液管 9.52φ　ガス管 15.88φ）

・屋内機、屋外機間のケーブル（EEF2.0mm-3C）は、冷媒管セット共巻きとする。
・屋外露出冷媒配管セットは、ステンレスラッキング施工とする。
・ワイヤレスリモコンスイッチの位置は、担当監督員の指示による。

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	空調設備　1階平面詳細図	A2：1/50 A3：1/70					M-04

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝

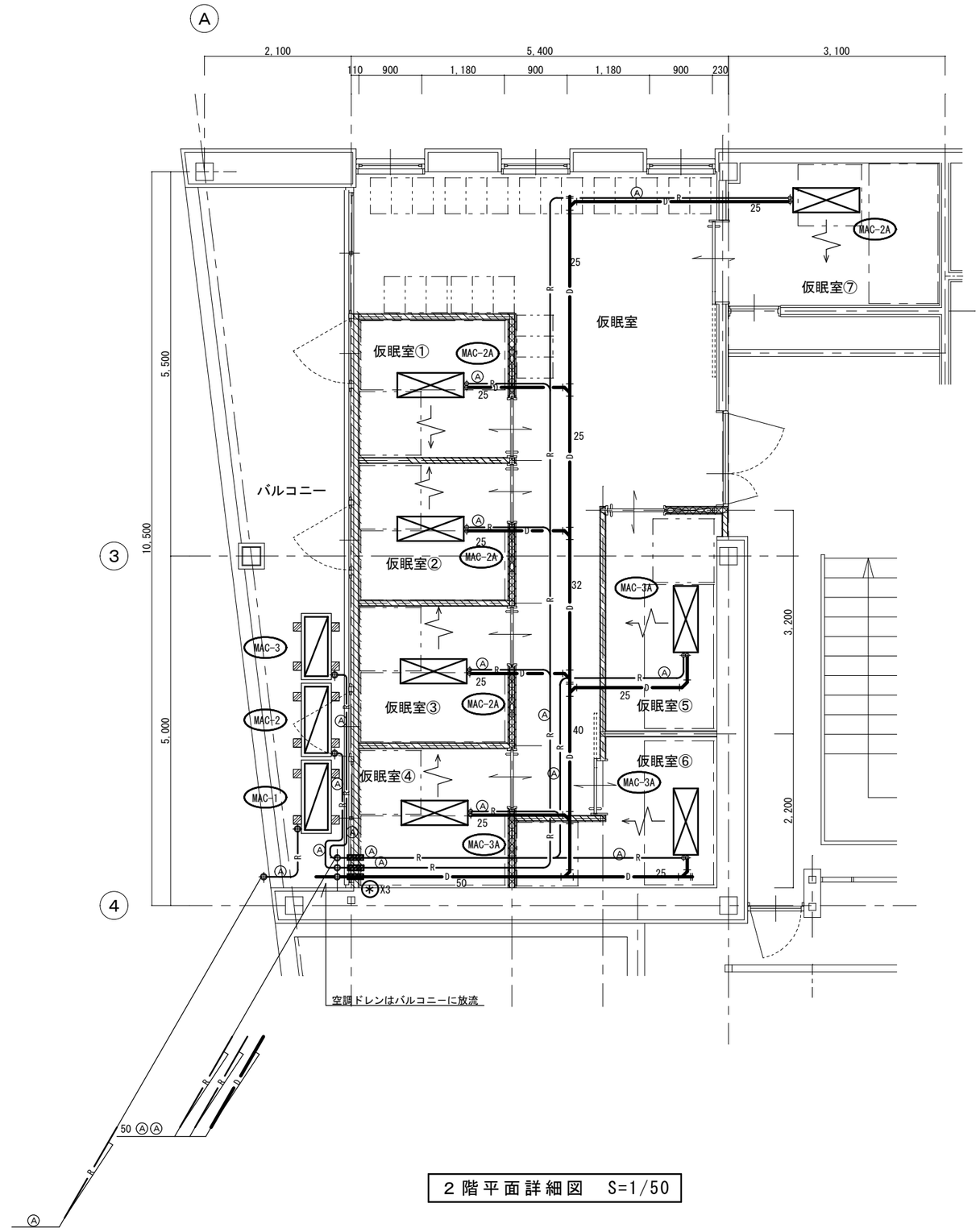

⊛ コア抜き 100φ（レーダー探査共）

（注）冷媒配管を示す。（実線：新設　破線：既設）

Ⓐ（液管 9.52φ　ガス管 15.88φ）

・屋内機、屋外機間のケーブル（EEF2.0mm-3C）は、冷媒管セット共巻きとする。
・屋外露出冷媒配管セットは、ステンレスラッキング施工とする。
・ワイヤレスリモコンスイッチの位置は、担当監督員の指示による。

２階平面詳細図　S=1/50

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	空調設備　２階平面詳細図	A2：1/50 A3：1/70				STP 一級建築士事務所 〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150 一級建築士事務所登録（7）第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	M－05

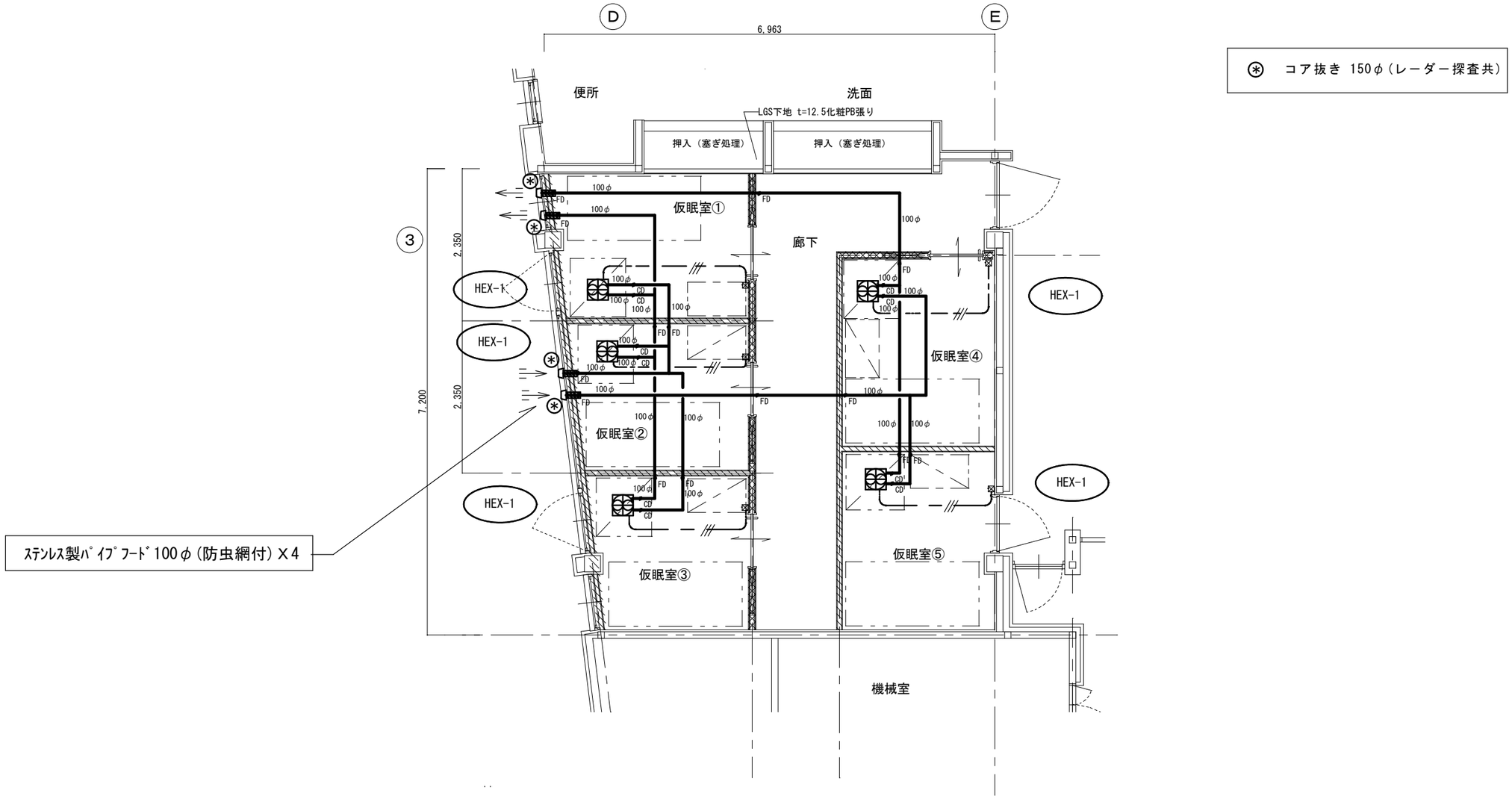

1 階 平 面 詳 細 図　S=1/50

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	換気設備　1階平面詳細図	A2 : 1/50 A3 : 1/70				STP	一級建築士事務所 〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150 一級建築士事務所登録 (7) 第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	M-06

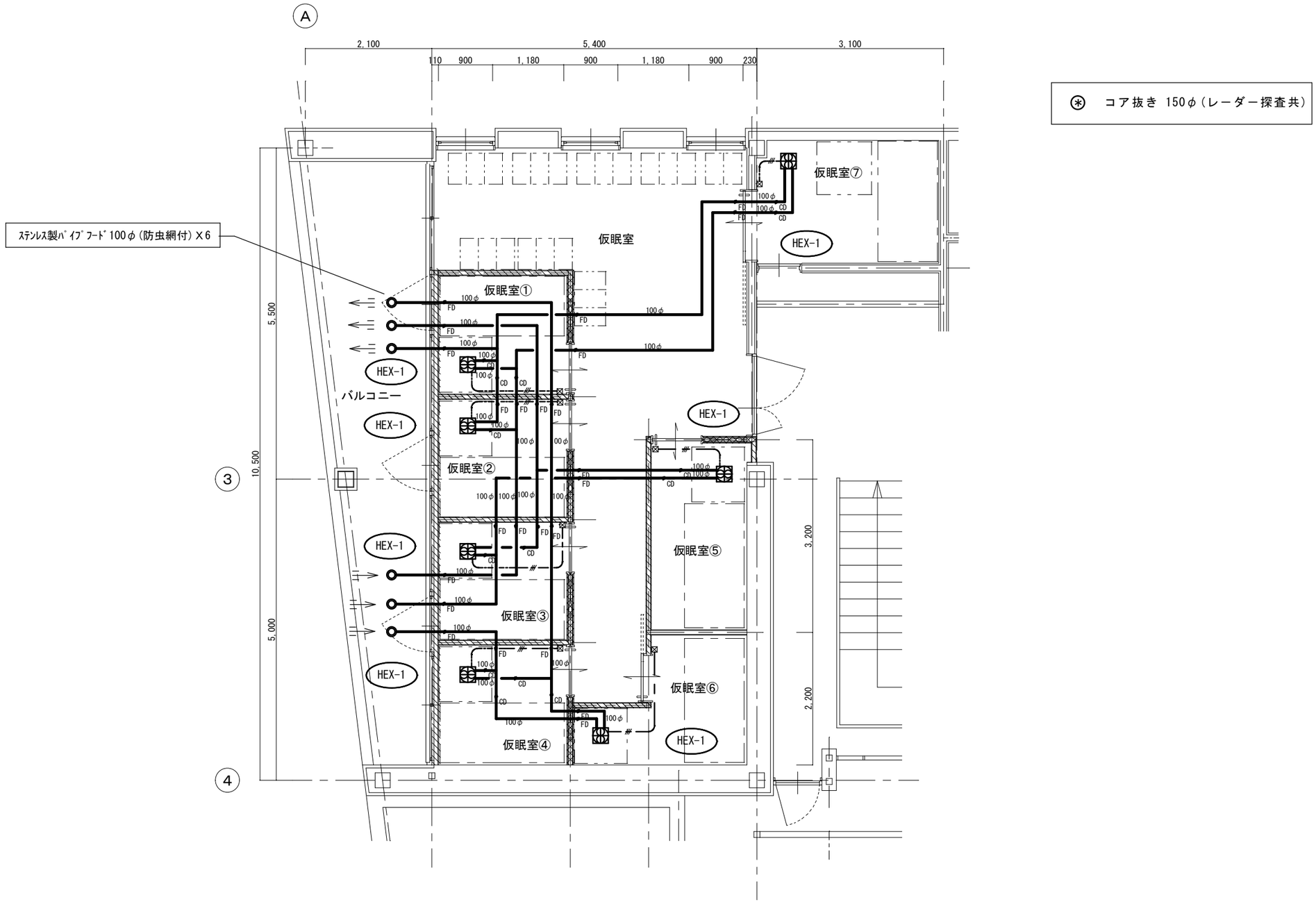

2階平面詳細図　S=1/50

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	換気設備　2階平面詳細図	A2：1/50 A3：1/70					M-07

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録 (7) 第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝

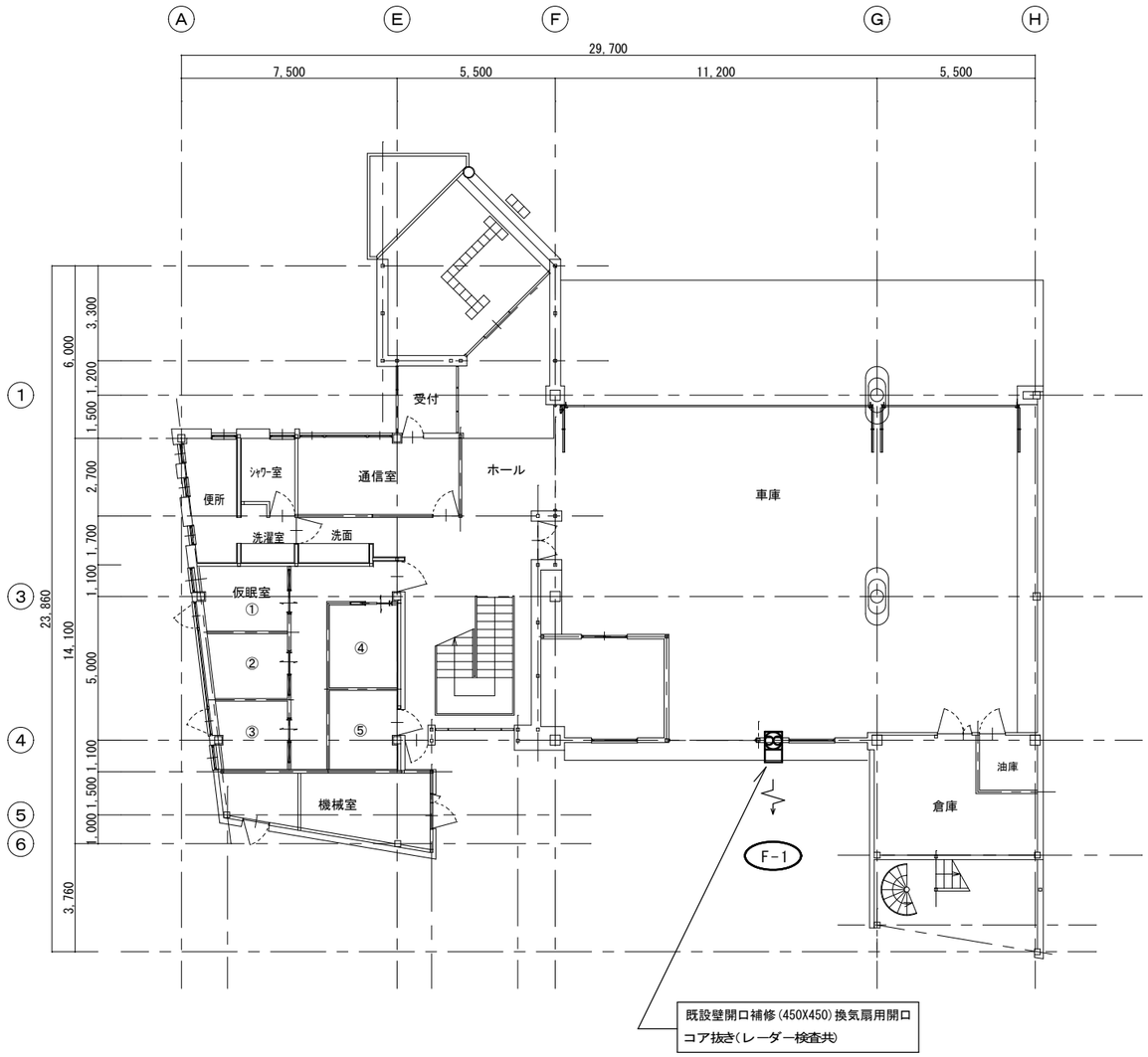

1 階 平 面 図　S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW			NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	換気設備　1 階平面図	A2 : 1/150 A3 : 1/210				一級建築士事務所 STP	〒427-0045 島田市向島町2924-1 TEL 0547-36-6147 FAX 0547-37-8150	一級建築士事務所登録 (7) 第4179号 一級建築士登録 第156057号 酒井 勝	M-08

工事内容

1．エアコン・空調換気扇の撤去
2．実線部分の配管及びスパイラルダクトの撤去
3．配管及びスパイラルダクトの穴明きの補修
4．既設空調・換気扇用リモコン用配線の撤去も、本工事とする。
5．既設エアコンの冷媒破壊処理費は本工事とする。
6．車庫部分の給水管の撤去・新設（オーバースライダー改修の為）

撤去空調換気機器表

機器品番	機器名称	機器仕様			電源	台数
Ａ Ｃ － １	空冷ルームエアコン	天井ｶｾｯﾄ型	冷房能力 ５，２８０ KCL/H	暖房能力 ７、０５０ KCL/H	3φ200V	1
	（シングル型）		圧縮機 １．５０ＫＷ	送風機 0.07+0.06ＫＷ		
Ａ Ｃ － ２	空冷ルームエアコン	天井ｶｾｯﾄ型	冷房能力 １１，２００ KCL/H	暖房能力 １４、０００ KCL/H	3φ200V	1
	（ツイン型）		圧縮機 ２．１ ＫＷ	送風機 0.10+0.12ＫＷ		
Ｆ － １	全熱交換器	天井埋込型	風量 ２５０ m3/h		1φ100V	1
			電源 ０．０４３ＫＷ	熱交換率 ７０～７８％		

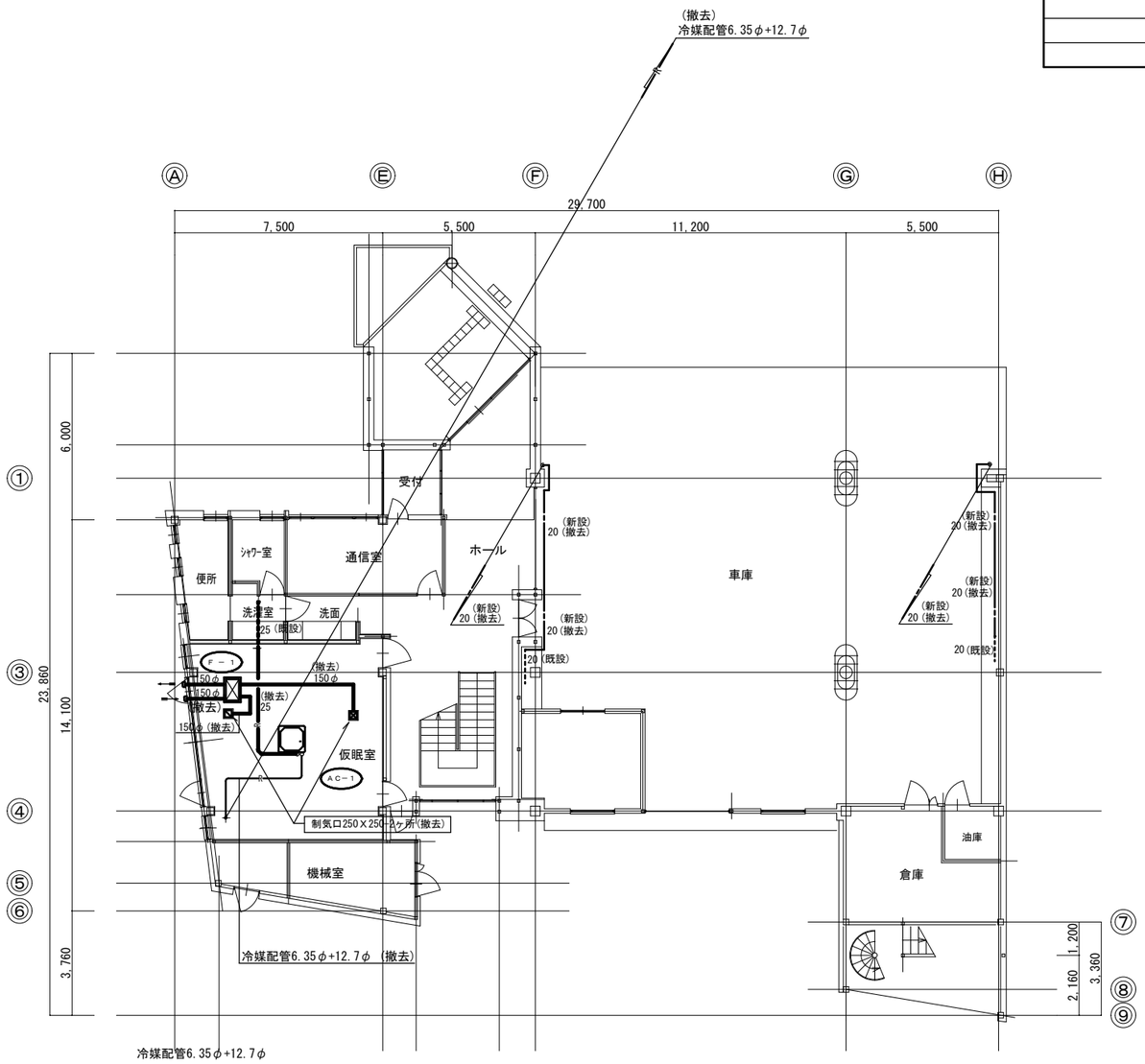

1階平面図 S=1/150

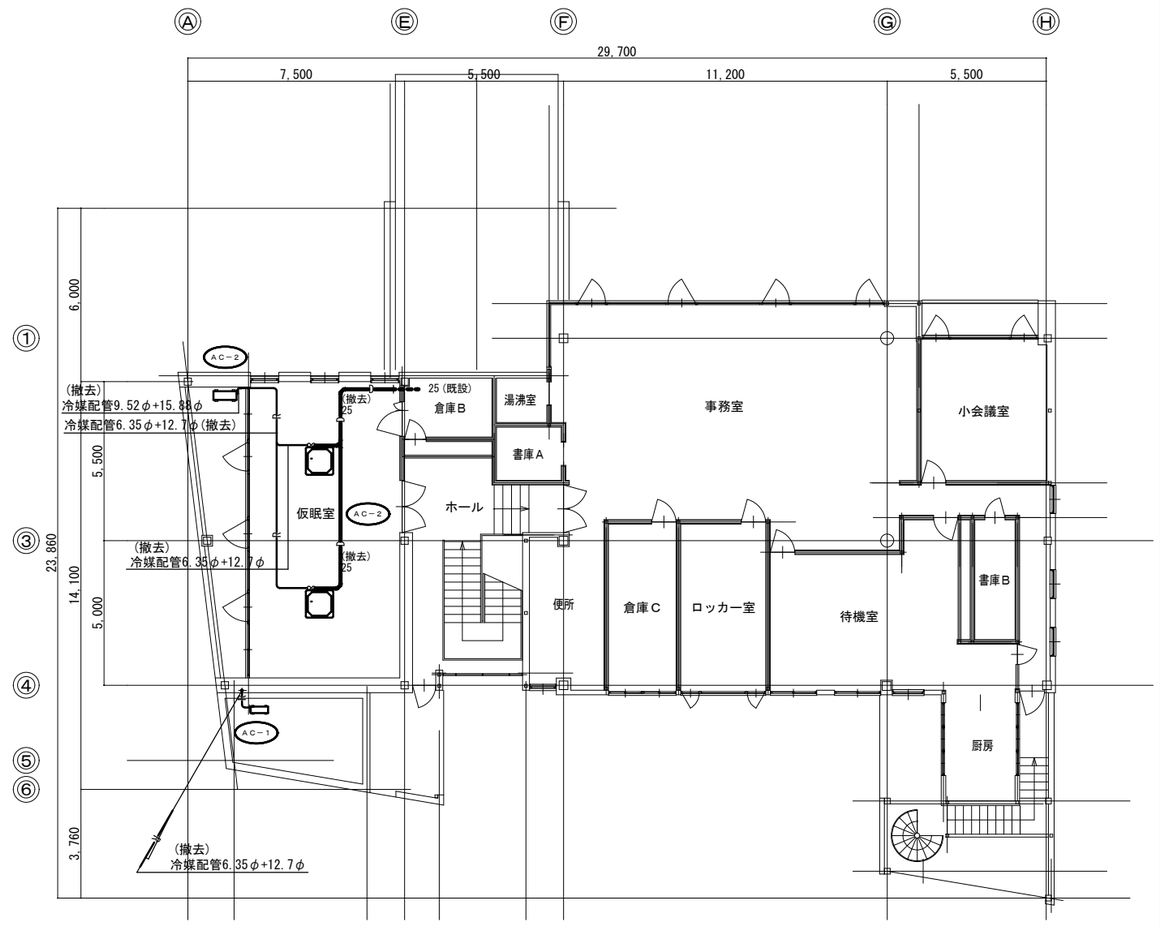

2階平面図 S=1/150

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	DATE	CHECK	DRAW		NO
志太消防本部藤枝消防南分署仮眠室等改修工事	機械設備１，２階平面図（撤去）	A2：1/150 A3：1/210					M－09

一級建築士事務所 STP
〒427-0045 島田市向島町2924-1
TEL 0547-36-6147
FAX 0547-37-8150
一級建築士事務所登録（7）第4179号
一級建築士登録 第156057号
酒井 勝